

第5次

亘理町総合発展計画 後期基本計画



山と
人と

川、里と海を
(時の流れ)
時代でつなぐまち



令和3年3月

宮城県亘理町

目 次

はじめに	1
1. 「第5次亘理町総合発展計画」後期基本計画とは	2
1 「第5次亘理町総合発展計画」の位置づけと計画の構成	2
2 「第2期亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係	4
3 施策推進の全体像	5
2. 後期基本計画策定の背景	6
1 近年の社会情勢の変化	6
2 後期基本計画策定に向けたまちづくりの課題	7
3. 計画の推進のために	10
1 まちづくりの実現化に向けた基本的考え方	10
2 「協働のまちづくり」の推進方策	11
第1部 後期基本計画	13
序章 後期基本計画とSDGsの関連について	14
第1章 持続可能なまちの基盤づくり	18
1 調和のとれた土地利用の推進	18
2 市街地・公共ゾーンの整備	19
3 道路・交通網の整備	20
4 情報・通信基盤の整備	21
5 住宅対策の充実	22
6 公園・緑地の整備	23
7 上・下水道の整備	24
8 環境保全と景観形成の推進	25
9 公衆衛生とリサイクル対策の充実	27
第2章 わたしとわたりのブランドづくり	28
1 農林水産業の振興	28
2 工業の振興	31
3 商業の振興	32
4 観光の振興	33
5 雇用対策と勤労者福祉の充実	34
第3章 ともに学び育て合う人づくり	36
1 学校教育の充実	36
2 生涯学習体制の充実と活動の推進	39
3 芸術・文化活動の充実	40
4 生涯スポーツの振興	41
5 文化財の保護・伝承及び活用	43
6 国際交流・地域間交流活動の推進	44
第4章 未来に続く健康づくり	45
1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備	45
2 健康づくりの推進	45
3 保健・医療体制の充実	47
4 地域福祉の推進	48
5 児童福祉・子育て支援対策の充実	49
6 高齢者福祉の充実	55
7 障がい者福祉の充実	56
8 社会保障等の充実	58

第5章 紋を深める自治づくり	59
1 まちづくり基本条例の活用	59
2 地域協働のまちづくり体制の確立	59
3 地域活動・コミュニティ活動の充実	60
4 ボランティア活動・NPO活動の充実	62
5 人権尊重・男女共同参画社会の推進	62
6 防災対策、消防・救急対策の充実	63
7 交通安全・防犯・消費者対策の充実	66
8 行政運営の改革の推進	66
9 財政運営の効率化	67
10 広域行政の推進	68
第2部 第2期亘理町 まち・ひと・しごと創生 総合戦略	69
1. 総合戦略の趣旨	70
1 策定の趣旨	70
2 計画の期間	70
3 目標人口	70
2. 基本目標と具体的な施策	75
基本目標1 産業振興	76
基本目標2 交流人口拡大	84
基本目標3 子育て支援	90
参考資料	95
1 第2期亘理町人口ビジョン	96
2 亘理町総合発展計画審議会条例	137
3 亘理町総合発展計画審議会委員名簿	138
4 後期基本計画策定経緯	139

町長あいさつ

亘理町では、平成 28 年度から令和 7 年度までを計画期間とする『第 5 次亘理町総合発展計画基本構想』及び前期 5 年の『基本計画』を策定し、将来都市像「山と川、里と海を人と時代でつなぐまち」の実現を目指し、各種施策を推進して参りました。

今年は、多くの町民の方々の尊い生命と貴重な財産を一瞬にして失うことになってしまった東日本大震災の発生から 10 年の節目の年でもあります。「住まいの確保」や「なりわいの再生」そして「教育環境の整備」を最重要課題として位置づけ推進してまいりました『亘理町震災復興計画』につきましても、皆様からのご支援ご協力により令和 2 年度をもって終期を迎える、復興から発展へと「新生わたり」が目に見える形で表れてきております。

このような中において、全国的に加速する人口減少や少子高齢化、激甚化する自然災害、更には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による長期にわたる経済の停滞や、急速な高度情報化社会の進展など、日本社会を取り巻く社会・経済情勢は大きな変革期を迎え、その変化の潮流は、本町にも大きなうねりとなって押し寄せて来ております。

これらの課題に対応するため、令和 3 年 4 月からスタートする『後期基本計画』につきましては、広く町民の皆様の意識・意向・満足度の把握に努めながら、これからの中長期の社会状況の変化を見据え、基本構想を継承しつつも、より重点的に、かつ実効性のある計画として策定いたしました。また、後期基本計画を着実に実行していくとともに、本町における地方創生を実現するため、あわせて策定いたしました『第 2 期亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略』の推進により、交流人口の増加を図りながら、定住を促し、町の歴史と自然を活かした新たな魅力を創出することで持続的なまちづくりを展開してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、活発なご審議を賜りました総合発展計画審議会委員の皆様をはじめ、町民意向調査などを通じて貴重なご意見、ご提言を賜りました町民の皆様、関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。



亘理町長 山田 周伸

はじめに

亘理町第5次総合発展計画
後期基本計画策定にあたって

1. 「第5次亘理町総合発展計画」後期基本計画とは

1 「第5次亘理町総合発展計画」の位置づけと計画の構成

(1) 計画の性格と役割

第5次亘理町総合発展計画は、平成28年度からの10年間を視野に入れながら、まちが目指すべき将来ビジョン（展望）を掲げ、その実現に向けて重点的に取り組むべき優先度の高い事業を明確にするとともに、これを町民と行政が共有し、共通の意志を持ってまちづくりを進めていくために策定したものです。

従って、この計画は次のような役割を担うものとなります。

- ①町民にとっては、まちづくりに参画する際の道標（みちしるべ）となり、まちづくりに対する共通の努力目標となります。
- ②町政にとっては、これから施策や事業展開を総合的に推進する指針となります。
- ③国や県などの広域的な行政に対しては、町として求めていく様々な要望や要請の基準となります。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、福祉や教育、環境、産業や都市基盤など、各分野における個別計画の上位計画となります。従って、各分野の計画を見直す場合や新たな計画を策定する場合には、本計画の考え方方に即した計画とすることが必要です。

(3) 計画の構成

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3計画で構成されており、「基本計画」は前期5年間、後期5年間の計画に分かれます。

(4) 将来都市像

基本構想で定めた亘理町の将来都市像は、以下の通りです。

山と川、里と海を
(時の流れ)
人と時代でつなぐまち

(5)後期基本計画の期間

亘理町では、将来都市像「山と川、里と海を人と時代（時の流れ）でつなぐまち」の実現に向け、平成28年度から各種施策を進めてきました。

今回策定した「後期基本計画」は、10年間のまちのあるべき方向性を定めた「基本構想」を踏襲するとともに、施策の進捗状況や亘理町を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて「前期基本計画」を見直したもので、計画期間は令和3年度から7年度までの5年間です。

		計画の期間（年度）									
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	10年後のまちの将来像やまちづくりの基本理念を定め、これを実現するための基本戦略と重点的な取組み、施策項目（施策の大綱）を示します。										
基本計画	基本構想に定めた将来像を実現するための施策の方向性について、行政の分野ごとに具体的な施策や事業を体系的に整理し、実施計画のベースとなるものです。										
実施計画	基本計画に従い具体的な施策・事業の展開を定め、毎年度の予算編成の指針となるものです。 期間3か年のローリング方式で毎年策定し、本計画の進行管理の役割も担います。										

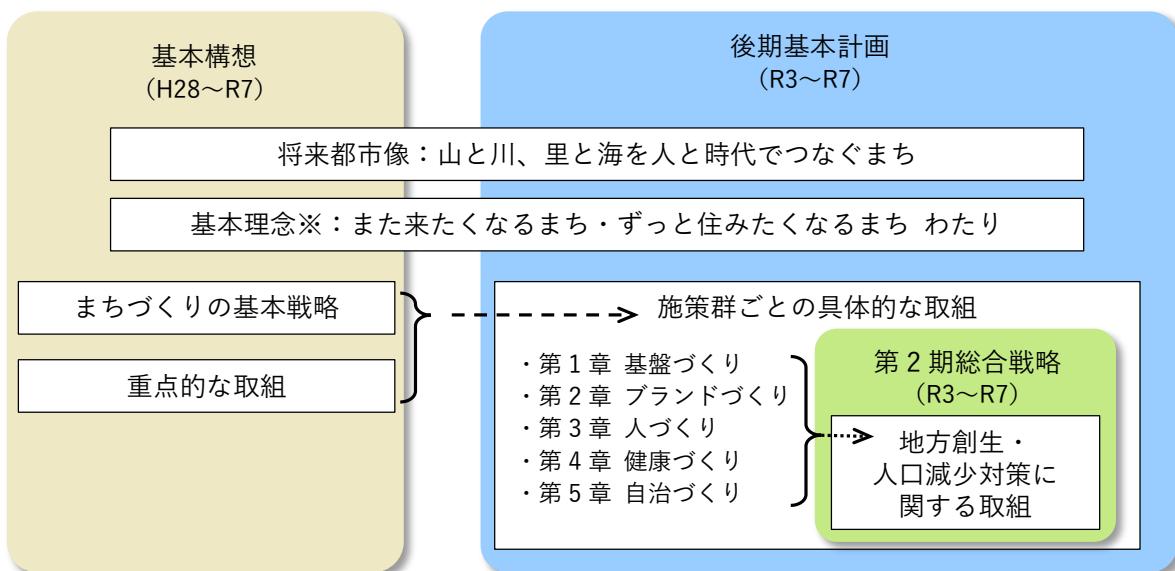
The diagram illustrates the planning cycle. It shows three main phases:
 1. **Basic Policy (H28-H30)**: Represented by a white arrow pointing right, spanning from H28 to R7.
 2. **Medium-term Plan (R1-R7)**: Represented by a grey arrow pointing right, spanning from R1 to R7. It overlaps with the Basic Policy phase.
 3. **Implementation Plan (3-year rolling)**: Represented by a black arrow pointing right, spanning from R1 to R7. It also overlaps with the Basic Policy and Medium-term Plan phases.

2 「第2期亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係

「亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョンを含む。以下、ここでは「総合戦略」とする。）」は、亘理町における人口減少克服・地方創生を実現するため、総合発展計画に掲げる政策・施策を基本として、実効性のある取り組みを総合的に進め、町のまち・ひと・しごとの創生を実現するうえでの指針として、平成27年度に第1期計画を策定しました。

亘理町においては、「第5次亘理町総合発展計画（基本構想・前期基本計画）」の策定と「第1期総合戦略」の策定が同時期に行われたとともに、「総合発展計画」の策定段階において「総合戦略」を念頭において検討を進めてきた経緯があります。

この2つの計画は、目的や将来像、基本理念を同じものとしていることから、「第2期総合戦略」は「後期基本計画」に組み込むこととし、人口減少克服・地方創生に関する取組を特に“有効な施策を迅速に”“重点的に”実施するための指針とします。



基本理念：
将来都市像の実現に向けて、まちづくりに関わるすべての主体が常に心に
とどめておくべき基本的な考え方。

3 施策推進の全体像

将来都市像

山と川、里と海を人と時代でつなぐまち
(時の流れ)

【基本理念】

- 定住人口 34,000 人の維持に向けて -

また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち わたり

『さよなら』 『またね』
Good bye ではなく See you といえるまち

【まちづくりのストーリー】

- いつでも行き来できる交通環境をつくる
- 町内外に誇れるまちの魅力をつくる
- ずっと住みたくなる基盤をつくる

【住む人の定住促進】

- ⇒ “もっと便利”
- ⇒ “ぐっと愛着”
- ⇒ “ずっと定住”

【訪れる人の定住促進】

- “いつでも交流”
- “いきいき滞在”
- “いつしか定住”

【まちづくりの基本戦略】

1 持続的安定成長を支える基礎づくり

①持続可能なまちの基盤づくり

交流人口増加計画

【重点的な取組み】

- わたりプロモーションプロジェクト
- 荒浜総合整備プロジェクト
- イチゴランドプロジェクト
- 集客倍増プロジェクト

定住化促進計画

- 公共ゾーンプロジェクト
- パークタウンプロジェクト

②わたしとわたりのブランドづくり

わたりプランディング計画

- 6次化プロジェクト
- 農水プランディングプロジェクト

2 みんなで支える安心生活環境づくり

③ともに学び育て合う人づくり

未来をたくす子ども育成計画

育て合う教育環境プロジェクト

生涯にわたる生きがい形成計画

- 学習機会多様化プロジェクト
- 交流機会拡大プロジェクト

④未来に続く健康づくり

多世代コミュニティによるつながり創生計画

- 子育て一番プロジェクト
- 地域ぐるみ介護プロジェクト

元気サポート計画

元気快汗プロジェクト

3 町民の活動を支える協働の社会づくり

⑤絆を深める自治づくり

まちづくり団体発展計画

まちづくり活動発展プロジェクト

安全なまち形成計画

防災避難環境整備プロジェクト

【後期基本計画の施策項目】

- 1 調和のとれた土地利用の推進
- 2 市街地・公共ゾーンの整備
- 3 道路・交通網の整備
- 4 情報・通信基盤の整備
- 5 住宅対策の充実
- 6 公園・緑地の整備
- 7 上・下水道の整備
- 8 環境保全と景観形成の推進
- 9 公衆衛生とリサイクル対策の充実

1 農林水産業の振興

- 2 工業の振興
- 3 商業の振興
- 4 観光の振興
- 5 雇用対策と労働者福祉の充実

1 学校教育の充実

- 2 生涯学習体制の充実と活動の推進
- 3 芸術・文化活動の充実
- 4 生涯スポーツの振興
- 5 文化財の保護・伝承及び活用
- 6 國際交流・地域間交流活動の推進

- 1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備
- 2 健康づくりの推進
- 3 保健・医療体制の充実
- 4 地域福祉の推進
- 5 児童福祉・子育て支援対策の充実
- 6 高齢者福祉の充実
- 7 障がい者福祉の充実
- 8 社会保障等の充実

1 まちづくり基本条例の活用

- 2 地域協働のまちづくり体制の確立
- 3 地域活動・コミュニティ活動の充実
- 4 ボランティア活動・NPO活動の充実
- 5 人権尊重・男女共同参画社会の推進
- 6 防災対策・消防・救急対策の充実
- 7 交通安全・防犯・消費者対策の充実
- 8 行政運営の改革の推進
- 9 財政運営の効率化
- 10 広域行政の推進

【総合戦略の基本目標と施策】

基本目標 1 産業振興

- ① 伝統農水産物のアレンディングの推進
- ② 次化に向けた加工・販売のマッチングへの支援
- ③ 農業関係機関連携による新規作物の導入とその確立
- ④ 農業の協業化・組織化・法人化のモデルづくり
- ⑤ 観光イベントによる地域活性化
- ⑥ イベントに向けた受入れ環境の整備
- ⑦ 体験型観光の推進
- ⑧ 商業機能の充実によるぎわい創出支援
- ⑨ “農業・漁業”による雇用の創出
- ⑩若い世代の就農・就漁者への支援
- ⑪ 産学官連携による新事業開発・起業支援
- ⑫ 若者から高齢者までの就業支援
- ⑬ 働き方や学び方の変化に対応した労働者等への支援

基本目標 2 交流人口拡大

- ① 観光イベントを活用した交流の充実
- ② 地域資源(ひと・もの・景観)発掘による“まちの魅力”的構築
- ③ 阿武隈高地の遊歩道周辺の魅力の掘り起こしと周辺整備
- ④ 広域連携によるぶらりイベントの開催
- ⑤ 宿泊を中心とした滞在型交流機能の整備
- ⑥ “歩けるわたり”スルーポート案内事業
- ⑦ 観光イベントーションの実施
- ⑧ 移住・定住化促進事業の実施
- ⑨ 公共ゾーンのふれあい空間整備
- ⑩ 沿岸部観光の充実・強化

基本目標 3 子育て支援

- ① ニーズに対応した保育施設の確保・整備
- ② 集団感染のリスク軽減による安定就労
- ③ 不妊治療への支援
- ④ 質の高い幼児教育(幼稚園)・保育(保育所)・地域子育て支援・家庭教育支援の推進
- ⑤ 次代の親の育成と参画
- ⑥ 魅力ある出会いのきっかけづくり
- ⑦ 健やかな子どもの成長を支える子育て世代への切れ目のない支援

2. 後期基本計画策定の背景

1 近年の社会情勢の変化

平成 28 年 3 月に「第 5 次亘理町総合発展計画（基本構想・前期基本計画）」を策定した後、町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

(1) 全国的に加速化する少子高齢化、人口減少

全国的に出生数の減少が継続するとともに、東京圏への地方圏からの人口流入超過が進んでおり、亘理町から仙台市への流出超過も続いている。また、同時に老人人口（65 歳以上人口）の増加も進行しており、子どもや高齢者が心豊かに安心して過ごせる社会、若者が誇りを持って住み・働くようなまちづくりと雇用の場の創出の必要性がますます高まっています。

(2) 激甚化、頻発化する自然災害と東日本大震災からの「復興・創生期間」の完了

日本各地で地震、豪雨、台風等の災害が発生しており、宮城県においても台風等による局地的災害が発生・甚大化しています。

地球環境への負荷の少ない循環型社会の構築やエネルギーの有効利用が強く求められているとともに、「将来にわたりすべての人が安全に安心して暮らすことのできるまちの構築」がますます重要となっています。

こうした中、「亘理町震災復興計画」が令和 2 年度をもって終了しましたが、亘理町では「復興・創生期間」後も取り組むべき町民への適切な支援に関する課題や、防災・減災上の課題は残っています。特に近年は、大規模自然災害時に人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを平時から構築する、「国土強靭化」が求められています。

(3) S D G s（持続可能な開発目標）

S D G s（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

自治体に S D G s の考え方を導入し、経済・社会・環境に係わる諸課題の解決に統合的に取組むことが持続可能な発展と地方創生の推進に有効とされており、亘理町でも S D G s の考え方を取り入れて各種事業を進めていくことが求められています。

(4) Society5.0（ＩＣＴなどの技術革新の進展）

A I、I o T、ビッグデータ、ロボットなど第 4 次産業革命のコアとなる新技術の社会実装が世界中で進行しており、政府は、狩猟社会・農耕社会・工業社会・情報社会に次ぐ、第 5 の社会を意味する「Society 5.0*」の実現を志向しています。

現状では、あらゆるモノ・人がつながるための基幹的公共インフラ「5 G ネットワーク」が実用化されつつあり、亘理町においても I C Tなどの技術革新の進展に合わせたまちづくりの必要性が高まっています。

*Society 5.0…サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。
狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

(5)新型コロナによる社会生活の変化－新しい生活様式、働き方改革－

わが国では、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認されましたが、その後も感染者数の発生は抑えられず、社会生活にも大きな影響を与えています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるための行動指針として「新しい生活様式」が示されるとともに、テレワークの導入やオンライン授業の実施など、働き方や学び方にも変化の兆しがみられます。場所や時間にとらわれない考え方・やり方が広がりをみせ、これに伴い、首都圏から地方への移住が活発化するなど、人口移動の傾向にも変化がみられます。

社会生活や経済、価値観などに大きな影響を及ぼす感染症の流行対策と、変化に適切に対応・順応できる仕組みの構築やまちづくりへの転換が求められています。

2 後期基本計画策定に向けたまちづくりの課題

「第5次亘理町総合発展計画」策定時のまちづくりの課題と施策の進捗状況に加え、近年の社会情勢の変化や亘理町の現況の変化などを踏まえ、後期基本計画策定に向けて特に配慮が必要なまちづくりの課題を以下のように整理しました。

(1) 「第1章 持続可能なまちの基盤づくり」に関して

亘理町の人口は平成22年（国勢調査）に減少に転じ、その後、減少傾向が続いています。また、高齢化も進行し、これに合わせ、近年では空き家の増加や空き店舗の発生が目立つあります。

本計画を策定する際に実施したアンケート調査においては、若者を中心に定住意向が低下している地区もありますが、全町的には、定住意向（8割強が定住意向）、暮らしやすさの評価（7割が評価）は高い水準を保っており、その維持に向けて、定住促進のための施策展開を強化するとともに、空き家・空き店舗の発生抑制、活用促進が求められています。

また、鳥の海SICの開設や巡回バス「さざんか号」、デマンドタクシー「わたりん号」の運行などによる交通条件整備のほか、移転した亘理町新庁舎の周辺では町の新たな拠点機能が整備されました。しかし、アンケート調査では、公共交通機関に対する不満が突出し、庁舎周辺については生活利便施設の立地促進が望まれているなど、生活拠点機能の充実と、それらと各地区を結ぶ公共交通機関の充実が強く求められているといえます。

【後期基本計画で特に改善を目指すべき課題】

- 高い定住意向や愛着を維持するとともに、地区ごとの要望等を把握し、施策を検討することが必要
- 空家や空地、空き店舗の発生抑制と利用促進施策が求められている
- 新庁舎周辺の土地利用について、適切にコントロールしつつ、定住促進の施策が必要
- 持続可能で利便性の高い公共交通機関の充実が必要

(2) 「第2章 わたしとわたりのブランドづくり」に関して

亘理町は仙台市への通勤・通学を中心に、他市町村への昼間人口の流出超過が大きく、ベッドタウン化が進んできました。東日本大震災で大きな打撃を受けた亘理町の産業は回復の兆しをみせつつも、震災前の水準にはいまだ届いておらず、工業・商業の機能は周辺都市と比較して決して高い水準とはいえない状況です。

このような状況の中で、農業に関しては、耕作放棄地の減少や農地の集約化が進み、いちご栽培は東日本大震災の被害からの立ち直りをみせています。また、漁業経営体は減少していますが、漁獲金額は大きく伸び、はらこめし、ほっきめしななどの郷土料理も亘理町の名物としてブランド化が進み、認知度も高まっています。今後も、企業誘致と地元雇用の拡大を図るとともに、地域に根ざした資源をいかした「亘理ブランド（他の地域との差別化を図った亘理らしいの発現）」の構築を進め、亘理町としての産業価値の創造及び産業振興を進める必要があります。

一方、アンケート調査では、日常の買い物の便利さに大きな不満がみられ、改善の要望が高い雇用対策や「働き方改革」についても、若者の定住促進という面から積極的に対応していく必要があります。



【後期基本計画で特に改善を目指すべき課題】

- 引き続き企業誘致を進めるとともに、地元雇用の推進、地域に根ざした産業振興を一層進めることが必要
- 農業等について、亘理ならではの特長を生かし、他地域との差別化による産業振興が必要
- 「新しい生活様式」やテレワークなど、多様な生活スタイルや働き方に対応できる施策が必要

(3) 「第3章 ともに学び育てあう人づくり」に関して

人口減少や少子化の影響から、亘理町の児童生徒数も減少傾向にあり、義務教育施設の小規模化や地域的な偏りもみられます。人口減少や少子化に対しては様々な対策を講じていますが、将来的には統廃合も含めた学校の適正規模の検討が必要になると予想されます。

アンケート調査からは「学校などの教育環境の充実」に対する満足度が高い一方、重要度も高いという傾向が見て取れ、子どもからお年寄りまで各世代の知的向上心に応えられるよう、義務教育にとどまらず、食育や生涯学習等を通じた「学び」の機会の充実が求められています。



【後期基本計画で特に改善を目指すべき課題】

- 小中学校の統廃合を含めた学校の適正規模の検討を進めることが必要
- 学校教育だけでなく、食育や生涯学習等を通じた「学び」の機会の充実が必要

(4) 「第4章 未来に輝く健康づくり」に関して

人口は34,000人を割り込み、今後も減少傾向が続くと予想されますが、亘理町は子育て世帯の割合が多く、この傾向をこれからも維持していくために、子育て支援策の推進は重要な視点になります。一方、亘理町でも老人人口割合の拡大が予想され、高齢夫婦のみ世帯や単身高齢者を中心に福祉・介護問題の顕在化が懸念されます。

アンケート調査では、保健・医療体制には大きな不満が持たれており、町の将来像として「健康福祉のまち」が望まれています。なお、20歳代・30歳代の若い世代は「子育て支援のまち」を支持しています。これらのことから、重点改善項目のひとつとして子育て支援や高齢者福祉が挙げられ、その対応を進める必要があります。

また、若者が定住し、子どもからお年寄りまで誰もが住みやすく、住み続けられる町を目指すため、高齢者の住まい、介護サービス、交流づくりなどの高齢者福祉・介護施策、また、ソフト・ハード両面での多角的な子育て支援策を中心に、快適に、健康的に生活できるまちとして、暮らしの質を高めていく必要があります。

【後期基本計画で特に改善を目指すべき課題】

- 高齢者の住まい、介護サービス、交流づくりなどへのより積極的な対応が求められる
- 子育て支援について、様々な段階や支援対象などを含め、ソフト・ハード両面での多角的な施策展開が必要

(5) 「第5章 絆を深める自治づくり」に関して

亘理町は、「亘理町震災復興計画」に基づき、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業を展開してきましたが、激甚化、頻発化する自然災害への対応は不可欠で、「安全・安心」はこれからまちづくりにおいても重要なテーマといえます。アンケート調査では、施策の重要度として大変高い値を示しました。

また、町への愛着や定住意向は極めて高く（8割強）、まちづくりへの参加意思は5割を超えています。現在、全町5地区において「まちづくり協議会」が独自の活動を展開しています。

「安全・安心」して暮らせるまちを基礎として、町民の「暮らしやすい」、「これからも住み続けたい」という声に応えるため、さらに、ポストコロナ時代の新しい生活様式や多様な働き方に対応するため、行政だけでは解決しにくい地域課題に対して、まちづくり協議会やNPO・大学などと連携し、解決策を探っていく必要があります。

【後期基本計画で特に改善を目指すべき課題】

- これまでの防災・消防・救急対策に加え、激甚化する豪雨災害等に備えることが必要
- まちづくり協議会やNPO、大学等と行政との連携によるまちづくりが重要
- ポストコロナ時代※に対応できるまちづくりが必要

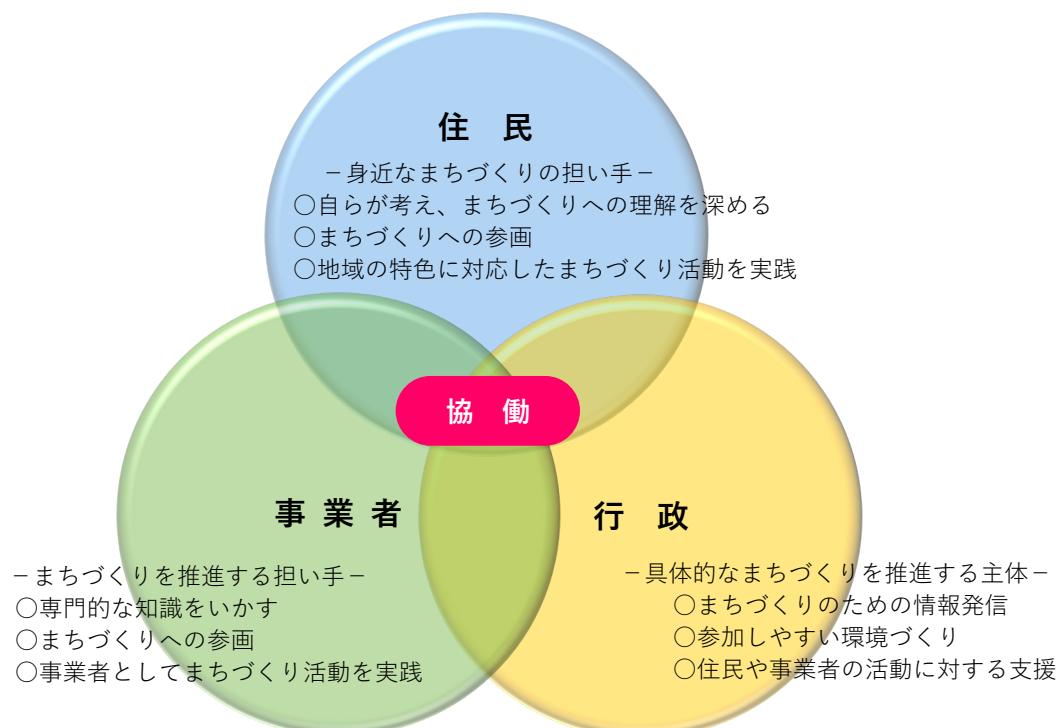
※ポストコロナ時代…新型コロナウイルス感染症が収束した後の時代・社会。

3. 計画の推進のために

1 まちづくりの実現化に向けた基本的考え方

今日の厳しい財政状況や住民ニーズの多様化・高度化、新型コロナウイルス感染症予防対策から生じた「新しい生活様式」などを背景に、地域住民のニーズに応じた個性豊かな地域づくりを実現していくには、住民（町民及びまちづくり協議会やNPOなど地元のまちづくり団体など）、事業者（営利企業や業界団体など）、行政（担当課の垣根を越えた連携組織）が、目指すべきまちの将来像を共有し、それぞれの役割のもと、相互に協力・連携しながらまちづくりを進めることが重要となっています。

本計画が描く将来都市像の実現に向けて、行政をはじめ、まちを構成するあらゆる住民や事業者がそれぞれの役割のもと、共に考え・共に選び・共に行動する「協働のまちづくり」を基本に、互いに連携・協力しながらまちづくりを進めていきます。



2 「協働のまちづくり」の推進方策

「協働のまちづくり」を進めていくため、住民や事業者との情報の共有化、まちづくり団体等との連携強化・積極的支援を推進していきます。さらに、効果的・効率的な事業の実施に向け、行政の取り組み体制を整備していきます。

(1)住民や事業者との連携強化

①情報の共有化と意見の反映

- 住民が町政の情報を共有し、相互理解を深めるとともに、町政への関心を高める環境づくりを進めるため、広報紙やホームページを通じてまちづくりに関わる情報を計画段階から提供します。
また、「まちづくり基本条例」の周知徹底を図り、住民のまちづくりへの関心と参加意識を高めます。
- 政策決定や事業計画の決定過程において、住民の意見が的確に町政に反映され、合意を得ながらまちづくりを進めていくため、審議会やパブリックコメント（意見公募）などの制度を積極的に活用していきます。

②まちづくり団体等との連携強化・積極的支援

- 住民や行政が進めるまちづくりについて、事業者が地域のまちづくり活動を理解し、それぞれの事業者の持つ特性をいかし、自らもまちづくりに参加して地域に根ざしたまちづくり活動を実践、展開できるよう、支援・協力要請をしていきます。
- まちづくり協議会などを支援し、住民参加によるまちづくりの実現を図ります。

(2)府内体制の強化

①効果的・重点的な事業の実施

- 財政面では引き続き厳しい局面が続くと予想されますが、限りある財源の計画的、効率的な運営と自主財源の確保、さらには行政サービス事業の民間委託・民間移譲化や適正有償化の推進等を図り、財政基盤の確立を図ります。
- 本計画の実現に向けて、住民ニーズや目指すべきまちの将来像の実現に向けた事業の必要性、優先性や効果を見極め、また、財政面も考慮した効果的な整備手法を検討するとともに、費用対効果を十分に検証しつつ、真に重要で効果的な事業を推進していきます。
- 事業の推進にあたっては、補助金、交付金制度等の公的な資金に加え、民間資金や民間活力の導入を検討していきます。

②行政運営の改革の推進

- 町民の行政ニーズの多様化に的確に対応できるよう、定員管理など横断的な行政対応や執行体制の弹力的運用を進めるとともに、地方分権・地域協働の促進に対応した組織・機構の見直しや戦略的アウトソーシングの展開による行政のスリム化など、行政改革の推進に大胆に取り組みます。
- 特に、教育、保健・福祉、防災・安全、産業、都市整備などは、様々な分野の連携のもとで施策を適切に推進できるよう、府内関係各課が連携してまちづくりを推進する実務的、横断的な体制の充実に努めます。

- めまぐるしく変化する社会情勢を把握し、新しい取り組みなどを参考にし、吸収していくために、職員の向上心を啓発する研修等を実施して、人材育成に努めます。
- 庁内情報システムの拡充による電子自治体化の促進や行政相談・窓口業務態勢の充実等に努めるほか、情報公開による行政手続きの透明化をさらに進め、町民サービスの一層の向上を図ります。
- 新たな施設を整備するだけでなく、既存施設の有効活用を検討し、整備された公共施設などについては、住民とともに、適正に管理・維持し、将来に引き継いでいきます。
また、今後はハードをいかすソフト面の対応も重要で、地域における良好な環境や地域の価値を将来にわたって適正に管理・維持、向上していくという考え方（エリアマネジメント）も取り入れていきます。

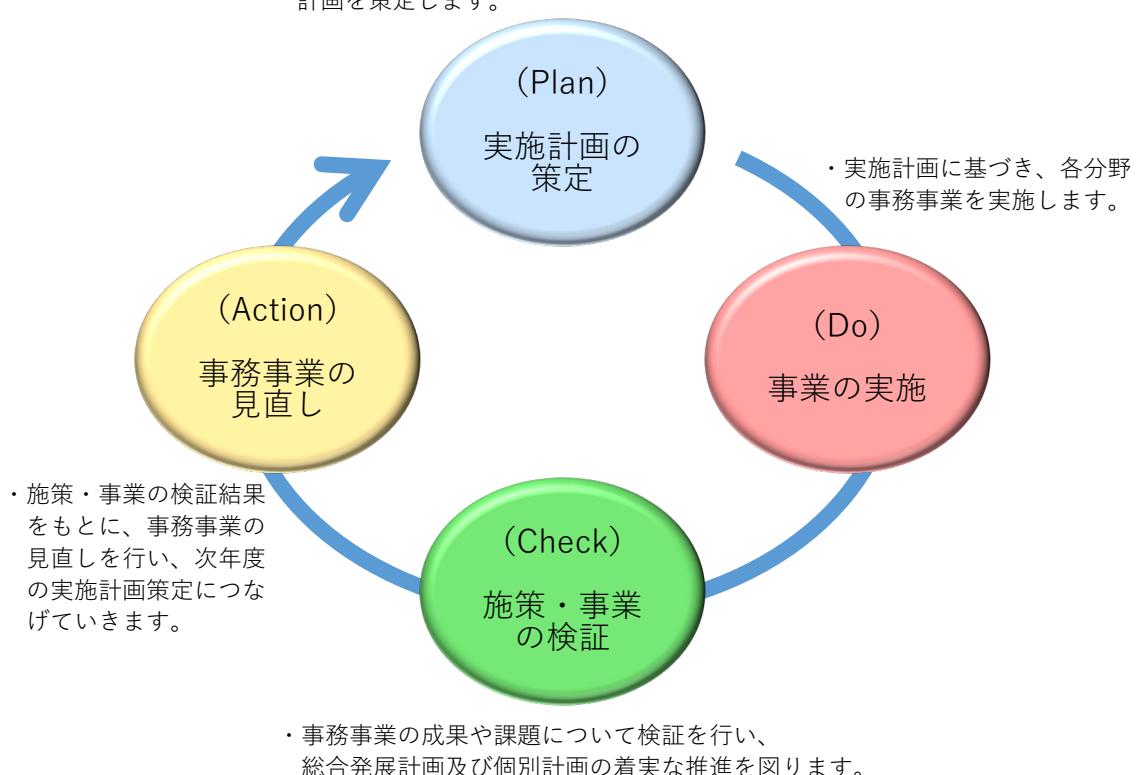
③関係機関への働きかけ

- 高度化、多様化する住民ニーズに対応するためには、町単独だけでなく、一部事務組合など各広域団体との連携が一層必要となってきています。そのため、周辺各市町村との相互協力をより積極的に推進するとともに、国、県などと綿密な連携を保ちながら、幅広い広域行政を推進していきます。

④P D C A サイクルによる進行管理

- 今回策定した計画（Plan）は、実行に移し（Do）、結果・成果を点検・評価し（Check）、改善を加え（Action）、次の計画（Plan）へつなげていく、という4つの段階を繰り返しながら継続的に改善していきます（P D C Aサイクルの構築）。
- 本計画内容を推進する実施計画において、このP D C Aサイクルによる計画の進行管理を行い、毎年度、計画を見直しながら推進します。

- ・当該年度の町政運営方針とともに、重点プロジェクトや個別計画に掲げる施策に基づき、具体的に実施していく事務事業について、優先度を整理して明らかにする実施計画を策定します。



第1部

後期基本計画

序章 後期基本計画とSDGsの関連について

エス・ディー・ジーズ
SDGs（「持続可能な開発目標」）は、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。国連加盟の193カ国において2030年度までに達成するものとして、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成されています。

この目標は、国だけでなく市町村レベルでも積極的に取り組むことで、少しずつ達成に向かうものです。

亘理町では、総合発展計画に位置づけられた取組を推進することが、住民の生活の質の向上や地方創生、ひいてはSDGsのゴールの達成に寄与するという考えのもと、SDGsの理念を踏まえたまちづくりを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「我々は、貧困を終わらせることに成功する最初の世代になり得る。

同様に、地球を救う機会を持つ最後の世代にもなるかも知れない。

我々がこの目的に成功するのであれば、2030年の世界はよりよい場所になるであろう。」

『持続可能な開発のための2030アジェンダ』より

【マークの意味と見方】

3 商業の振興



対応するSDGsのゴール

- まちのにぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに貢献できる地域商業機能の拡充や買い物利便性の向上、地域特産品の開発・販売等を推進し、地域商業の再生・活性化に努めます。
- 重点事業
- (1) 地域商業機能の拡充 重 創 ← 第2期総合戦略（地方創生事業）と主に関連する事業.....
- ① 「鳥の海ふれあい市場」は農業者や漁業者等による主体的な運営により順調に経営されていることから、今後とも農水産特産品の発信基地として支援を継続するとともに、わたり温泉鳥の海とあわせ、観光拠点施設としての機能の維持・拡充を図ります。

後期基本計画 施策項目一覧

第1章 持続可能なまちの基盤づくり

1 調和のとれた土地利用の推進

- (1)町土のグランドデザインに関わる指針の周知とその活用
- (2)国土強靭化の推進
- (3)調和のとれた土地利用の推進
- (4)土地取引の適正化の推進

2 市街地・公共ゾーンの整備

- (1)「都市計画マスタープラン」の周知と活用
- (2)市街地整備事業の推進
- (3)公共ゾーンの整備推進

3 道路・交通網の整備

- (1)広域的交通ネットワークの利活用
- (2)国・県道の整備促進
- (3)骨格道路網の形成促進
- (4)基幹道路を補完する幹線町道等の整備
- (5)生活道路としての環境改善の推進
- (6)公共交通の利便性の向上

4 情報・通信基盤の整備

- (1)情報通信基盤の拡充
- (2)情報化の充実強化
- (3)多様な情報の提供
- (4)情報セキュリティ対策の推進
- (5)高度情報化社会に対応した人材の育成
- (6)「行政情報化計画」の推進

5 住宅対策の充実

- (1)町営住宅の維持管理による居住水準の向上
- (2)多様で優良な公営住宅の供給の検討
- (3)災害公営住宅入居者への家賃減免
- (4)宅地開発、住宅建設の促進

6 公園・緑地の整備

- (1)拠点的公園の整備
- (2)身近な公園・広場の整備充実

7 上・下水道の整備

- (1)上水道整備事業等の推進
- (2)緊急時・災害時の飲料水確保対策の推進
- (3)健全な水道事業体制の確立
- (4)公共下水道整備事業の推進
- (5)公共下水道(雨水)浸水対策の推進
- (6)公共下水道総合地震対策事業の推進
- (7)合併処理浄化槽設置整備事業の推進

8 環境保全と景観形成の推進

- (1)「環境基本計画」等の指針の活用
- (2)自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実
- (3)環境保全活動等の充実
- (4)環境監視体制の強化と公害防止対策の推進
- (5)資源循環型社会づくりの推進

- (6)伊達なわたりのふるさと景観づくり、環境美化運動の促進
- (7)原子力発電事故への対応

9 公衆衛生とリサイクル対策の充実

- (1)「一般廃棄物処理基本計画」の推進と住民意識の高揚
- (2)ごみの分別収集の徹底とリサイクル事業の推進
- (3)し尿処理の充実
- (4)葬祭施設等の整備充実
- (5)病害虫対策の実施

第2章 わたしとわたしのブランドづくり

1 農林水産業の振興

- (1)地域農業の担い手の明確化と重点支援の推進
- (2)生産基盤の整備
- (3)農用地の保全と有効利用の促進
- (4)生産性の向上と経営所得安定対策の確立
- (5)食の安全性の確立と環境保全型農業の推進
- (6)流通体制の整備と消費の拡大
- (7)森林保全の推進
- (8)水産業の振興

2 工業の振興

- (1)既存企業の育成・支援
- (2)地域工業を担っている食品加工業の振興
- (3)企業誘致の推進
- (4)立地企業への支援事業の推進

3 商業の振興

- (1)地域商業機能の拡充
- (2)経営の近代化の推進
- (3)地域特産品の開発・販売
- (4)起業等の支援相談体制の確立

4 観光の振興

- (1)観光振興方針の確立
- (2)観光推進体制の強化
- (3)観光拠点の整備充実
- (4)多様な観光機能の開発と強化
- (5)案内機能の充実と町民ホスピタリティーの醸成

5 雇用対策と労働者福祉の充実

- (1)雇用の安定
- (2)若年労働者の地元就職対策の推進
- (3)多様な働き方を支える仕組みや場の提供
- (4)緊急時の経済対策の実施
- (5)福利厚生の充実
- (6)男女共同参画に伴う職場環境の整備促進
- (7)仕事と家庭との両立の支援

第3章 ともに学び育て合う人づくり

1 学校教育の充実

- (1)小・中学校の各学校施設の改善・整備
- (2)創意ある教育課程の編成・実施・評価
- (3)児童生徒の安全確保と安全教育の推進
- (4)地域と結びついた教育活動の推進
- (5)児童生徒の健全育成、心の教育の推進
- (6)特別支援教育体制の推進
- (7)学校給食の充実と食育の推進
- (8)高等学校教育等の充実

2 生涯学習体制の充実と活動の推進

- (1)生涯学習推進体制の充実
- (2)生涯学習活動の情報発信の充実
- (3)生涯学習機会の充実と学習成果の地域還元
- (4)多様な学習機会、交流機会の充実
- (5)図書館活動の充実
- (6)生涯学習拠点施設の整備充実

3 芸術・文化活動の充実

- (1)活動拠点施設の整備と全町的な芸術文化活動の推進
- (2)芸術文化団体の育成と指導者の確保
- (3)広報活動の強化

4 生涯スポーツの振興

- (1)市民総参加による生涯スポーツの振興
- (2)生涯スポーツ関係団体・指導者の育成と競技力の向上
- (3)スポーツ施設・設備等の充実と効率的活用の推進
- (4)スポーツイベント・交流事業の推進

5 文化財の保護・伝承及び活用

- (1)文化財・文化遺産の保護・保存と活用の推進
- (2)郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進
- (3)郷土資料館活動の充実
- (4)町史編さん事業の推進

6 国際交流・地域間交流活動の推進

- (1)県内外の都市とのふれあい交流活動の推進
- (2)国際交流活動の充実

第4章 未来に続く健康づくり

1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備

- (1)保健福祉センターの機能整備
- (2)保健・医療・福祉の連携強化

2 健康づくりの推進

- (1)町民主体の健康づくり体制の確立
- (2)生涯現役を目指した健康づくり事業の推進
- (3)母子保健事業の推進
- (4)食育推進事業の推進
- (5)こころの健康づくりの推進

3 保健・医療体制の充実

- (1)救急医療体制の整備充実
- (2)地域医療体制の整備充実
- (3)感染症を含めた疾病予防の推進

4 地域福祉の推進

- (1)地域福祉のネットワーク化と相談活動の強化
- (2)地域福祉団体等の育成支援と福祉サービスの質の確保
- (3)福祉意識の高揚と計画の推進
- (4)福祉人材の育成・確保体制の拡充
- (5)人にやさしいまちづくりの推進

5 児童福祉・子育て支援対策の充実

- (1)子育てのサポート体制の整備
- (2)子どもの心身の健やかな成長の支援
- (3)特に支援を必要とする子どもや家庭への支援
- (4)出会いから結婚までの希望をかなえる環境づくり
- (5)各種サービスの情報発信の強化

6 高齢者福祉の充実

- (1)円滑な介護保険制度の運営
- (2)介護保険サービスの充実
- (3)保健指導や健康教育の充実
- (4)介護予防生活支援事業等の推進
- (5)高齢者の生きがい対策の推進

7 障がい者福祉の充実

- (1)「亘理町障がい者プラン」の活用
- (2)思いやりとコミュニケーションの促進(啓発・広報)
- (3)自立した生活を支援する福祉の充実(生活支援)
- (4)生きがいを持った暮らしの推進(雇用・就労)
- (5)健康で生き生きとした暮らしの推進(保健・医療)
- (6)心豊かな暮らしの推進(スポーツ・芸術)
- (7)安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進(生活環境)
- (8)障がい者の虐待防止
- (9)障がいを理由とする差別の解消

8 社会保障等の充実

- (1)国民健康保険税の収納率の向上
- (2)医療費の適正化
- (3)国民年金制度の推進
- (4)生活困窮者への支援
- (5)災害援護資金業務の推進

第5章 絆を深める自治づくり

1 まちづくり基本条例の活用

- (1)まちづくり基本条例の活用
- (2)「亘理町協働のまちづくり計画」の着実な実施
- (3)まちづくり協議会の活動推進
- (4)人材育成の推進

2 地域協働のまちづくり体制の確立

- (1)広報・広聴活動の充実
- (2)情報公開の推進
- (3)まちづくりに関する多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進

3 地域活動・コミュニティ活動の充実

- (1)コミュニティ活動の充実と活動拠点の整備
- (2)コミュニティ活動の支援
- (3)コミュニティリーダーの育成
- (4)地域おこし協力隊制度の活用

4 ボランティア活動・NPO活動の充実

- (1)住民意識の醸成
- (2)住民活動促進に向けた総合的な条件整備

5 人権尊重・男女共同参画社会の推進

- (1)人権教育の推進
- (2)人権意識の啓発・相談活動の推進
- (3)男女共同参画社会の推進

6 防災対策、消防・救急対策の充実

- (1)「地域防災計画」等の指針の活用
- (2)防災体制の整備充実
- (3)治山・治水・津波・浸水対策の促進
- (4)消防体制の整備充実
- (5)救急・救命体制の整備充実

7 交通安全・防犯・消費者対策の充実

- (1)交通安全教育の充実
- (2)交通安全施設・除雪対策の整備充実
- (3)防犯対策の推進
- (4)消費者教育・啓発の推進

8 行政運営の改革の推進

- (1)定員管理の適正化と行財政改革等
- (2)行政評価制度の活用による事務事業の見直し
- (3)民間活力の活用による住民サービスの向上促進
- (4)事務処理のレベルアップと行政手続きの透明化

9 財政運営の効率化

- (1)財政計画に基づく事業推進
- (2)重要施策の選択と集中
- (3)自主財源の充実強化等

10 広域行政の推進

- (1)広域行政の推進
- (2)多様な地域連携の推進
- (3)国・県との連携強化

第1章 持続可能なまちの基盤づくり

1 調和のとれた土地利用の推進

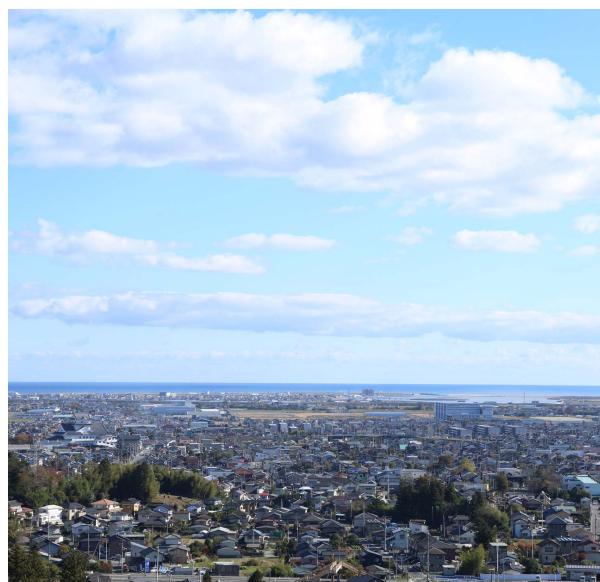


自然環境の保全、活力ある産業の振興、町民福祉の増進等のさまざまな側面を考慮し、町土の調和ある発展を図るために、時代の要請や町民ニーズに即した亘理町の土地利用を総合的かつ計画的に進めます。

また、災害時に人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復できる、「強さとしなやかさ（強靭）」を備えた町土と経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき、行政・関係団体・住民等とともに、各種取組を継続的に進めます。

(1)町土のグランドデザインに関わる指針の周知とその活用

「国土利用計画」及び「農業振興地域整備計画」、「都市計画マスタープラン」について町民に周知しながら、必要に応じた見直しを行いつつ、時代の要請や町民ニーズに即した亘理町の土地利用を総合的かつ計画的に進めます。（担当課：企画課、都市建設課、農林水産課）



(2)国土強靭化の推進 新規

「亘理町国土強靭化地域計画」に基づき、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な町土づくりを推進していきます。（担当課：全課）

(3)調和のとれた土地利用の推進

①山、川、海等の豊かな自然環境については、自然環境保全地域などの適正な規制と積極的な維持管理事業により保全に努め、次世代に継承していきます。（担当課：町民生活課）

②市街地・住宅地については、無秩序な開発を抑制しつつ、都市計画道路等の都市基盤整備を進めるとともに有効利用を促進し、町内各地域と連絡する道路交通軸の形成を図りながら、良好な市街地・商業環境や住環境整備等を促進します。（担当課：都市建設課、企画課）

③農業・農村地域については、地域全体で積極的に保全を図るとともに、農業生産基盤や生活環境の継続的な維持管理、必要に応じた整備を推進します。（担当課：農林水産課）

④山村・森林地域や海岸・漁村地域については、環境の保全に留意しつつ、適地における農林漁業基盤の整備を計画的に推進します。（担当課：農林水産課）

(4) 土地取引の適正化の推進

①町土の適正な利用を促進するため、開発指導要綱による適正な指導・規制・監視に努めます。（担当課：都市建設課）

②土地取引届出制度等に基づき、土地取引に係る指導を徹底するなど、地価の安定化、適正化に努めます。（担当課：企画課）

2 市街地・公共ゾーンの整備



「都市計画マスタープラン」に沿って、魅力的な市街地整備として、駅周辺整備、公園関連施設、都市計画道路等の事業を進めるとともに、新役場庁舎を中心とした公共ゾーンについては、地域に開かれた公共施設機能、災害時の防災拠点機能の維持・強化を図ります。

(1) 「都市計画マスタープラン」の周知と活用

「都市計画マスタープラン」の内容等を広く周知するとともに、取組の定期的な評価と必要に応じた見直しを行い、仙台都市圏南部地域の拠点のまちとしてふさわしい中心市街地の形成や、魅力的な都市空間の形成に活用していきます。（担当課：都市建設課）

(2) 市街地整備事業の推進

①都市計画道路関係については以下の路線を重点に整備を推進します。（担当課：都市建設課）

- 亘理地区1路線：南町鹿島線

②駅周辺整備については、東日本旅客鉄道株式会社や関係機関と協議のうえ、事業推進を図ります。（担当課：都市建設課、企画課）

③公園関連施設については、各種補助事業を活用し、未完成箇所の整備を推進します。

（担当課：都市建設課）

- 鳥の海公園については、施設の機能を継続できるよう、わたり温泉鳥の海も勘案しながら、計画的な維持管理を図ります。（担当課：施設管理課）

④公共ゾーン周辺の宅地化については、良好な新市街地の形成について手法を含め検討・推進していきます。（担当課：都市建設課）

⑤市街地整備にあたっては、民間投資誘発の工夫を図り魅力ある商業地の形成や宅地開発に努めるとともに、都市計画道路の整備と良好な都市景観の形成、さらには、農用地空洞化防止対策の推進、防災基盤の整備充実、安全な歩行空間の確保を図ります。

（担当課：都市建設課）

(3)公共ゾーンの整備推進 重 創

①全町をサービスエリアとする新しい行政拠点である公共ゾーンは、その機能を維持・充実していきます。また、学校給食センターや町民会館等については、町の財政状況を踏まえ、長期的な整備計画を検討しながら、優先度が高いものから整備を推進していきます。

(担当課：企画課)



②公共ゾーンへのアクセス道路として、西郷高屋線、神宮寺高屋線、狐塚線等を計画的に整備します。 (担当課：都市建設課)

③公共ゾーンについては、周辺と併せ、環境や景観に配慮した、やすらぎや親しみのもてる空間の形成を推進します。 (担当課：企画課)

3 道路・交通網の整備



産業活動や町民の日常的な移動を支える基盤としての道路・交通網の整備については、国・県道等の整備促進について関係機関に働きかけていくほか、町の骨格道路網の形成、生活道路の環境改善等に努めます。

(1)広域的交通ネットワークの利活用

首都圏と直結している常磐自動車道については、産業の活性化や交流人口の増加を促進する広域交通幹線として位置づけます。 (担当課：企画課)

(2)国・県道の整備促進

国道については、混雑緩和や事故対策のため、歩道未設置区間の整備及び主要交差点の改良を関係機関に働きかけていきます。 (担当課：都市建設課)

(3)骨格道路網の形成促進

市街地間や拠点間の連絡性の強化及び市街地内の骨格的道路網の形成を図ります。

(担当課：都市建設課)

(4)基幹道路を補完する幹線町道等の整備

① 1、2級幹線町道については、狭隘な箇所や踏切拡幅など、未整備区間の整備を進めます。

(担当課：都市建設課)

②浜吉田駅前線の通学路について、重点的に歩道整備を推進します。 (担当課：都市建設課)

③幹線町道については、地域にふさわしい景観形成やバリアフリー化等に努めます。

(担当課：都市建設課)

(5)生活道路としての環境改善の推進

①神宮寺高屋線等の町道について、道路改良事業を進めます。 (担当課：都市建設課)

②老朽化した舗装路面については、優先順位等も検討しながら、更新整備を進めます。

(担当課：都市建設課)

③開墾場野地線等の町道について、側溝整備事業を進めます。 (担当課：都市建設課)

④中斎橋、八幡橋等について、橋梁整備事業を推進します。 (担当課：都市建設課)

⑤安全な道路交通の確保のため、橋梁の定期点検や長寿命化を図るための修繕計画を更新し、優先度の高い橋梁について、予防保全型の修繕工事を実施します。 (担当課：都市建設課)

(6)公共交通の利便性の向上

①全線開通したJR常磐線の増便・増結、さらにはスピード化などについて、引き続き関係機関に働きかけていきます。 (担当課：企画課)

②亘理町町民乗合自動車「さざんか号」の運行体制の充実に努めるとともに、デマンド型乗り合いタクシー「わたりん号」の運行と利用方法を含めた周知の強化、効果検証等による適切な見直しにより、公共交通網の強化、交通弱者の移動手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図ります。 (担当課：企画課)



4 情報・通信基盤の整備



地域情報化は、今後の地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果すことから、町民への多様なサービスの提供を図るとともに、通信環境の強化、行政情報化の推進、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及啓発や人材育成・交流促進など、高度情報化社会における取組を一層推進します。

(1)情報通信基盤の拡充

観光・交流拠点を中心に、町内における公衆無線LAN等の整備による情報通信基盤の拡充を図ります。 (担当課：企画課、商工観光課)

(2)情報化の充実強化

町民サービスの向上と事務の効率化を図るため、各事務システムなどの情報化の充実強化や、マイナンバーカードを活用した手続き関係等の導入・普及に努めます。 (担当課：企画課)

(3)多様な情報の提供

ホームページやSNSなどを活用した行政情報をはじめ、保健・医療・福祉分野や教育・文化・スポーツ分野、そして産業分野、防災・消防分野など、多様な情報提供を推進します。
(担当課：企画課)

(4)情報セキュリティ対策の推進

各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、個人情報の取扱いや、コンピューターウィルス対策など、情報セキュリティ対策を徹底します。 (担当課：企画課)

(5)高度情報化社会に対応した人材の育成

AIやIOTをはじめとする高度情報化社会に対応するため、町民及び職員等の意識啓発と情報活用能力の向上に向け、情報教育・研修を推進します。 (担当課：企画課、総務課)

(6)「行政情報化計画」の推進

「亘理町行政情報化計画」に基づき、高度化する町民の情報化ニーズへの的確な対応と行政運営の効率化を推進します。 (担当課：企画課)

5 住宅対策の充実



亘理町の住宅政策については、長寿命化計画に基づいて、総合的かつ計画的に町営住宅の適切な維持管理を推進するとともに、町全体の人口増加促進や若年層の定住を見据えた新たな住宅団地の整備等について検討していきます。

(1)町営住宅の維持管理による居住水準の向上

「亘理町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅ストックに関する情報を適切に管理し、効果的な修繕、更新について計画的に推進していくことで、町営住宅の需要に適確に対応し、居住性や入居の円滑化を確保します。 (担当課：施設管理課)

(2)多様で優良な公営住宅の供給の検討

長寿命化計画に基づき、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー住宅、U・J・Iターン者や若年層の需要に対応できる公共賃貸住宅・定住促進住宅など、それぞれのライフサイクル等に応じた多様で優良な公営住宅の供給を検討します。 (担当課：企画課、施設管理課)

(3)災害公営住宅入居者への家賃減免

新規

東日本大震災で被災し、災害公営住宅に入居している特に収入の少ない世帯に対し、建物管理開始後10年目まで家賃を減免することにより負担を軽減する支援を行います。

(担当課：施設管理課)

(4) 宅地開発、住宅建設の促進 **重 創**

公共ゾーン周辺の宅地整備については、多様化する需要の受け皿として、民間住宅建設誘導も含め、多面的な手法による住宅施策について検討、推進します。 (担当課：都市建設課)

6 公園・緑地の整備



亘理町の資源である山と川、里と海の多彩な「緑と水」の保全のもと、町内外の多くの人が利用する鳥の海公園など拠点的な公園を活用するとともに、日常生活圏に対応した身近な公園の整備充実に努め、「亘理町に一歩入ればそこは公園」という環境整備を進めます。また、公園・広場については、住民参加による維持管理を推進するなど、協働による町の緑化推進を図ります。

(1) 拠点的公園の整備



町のふれあい交流拠点である鳥の海公園について、公園施設を活用したスポーツ・レクリエーションやイベントの充実など、町内外の交流の拡充・創出に努めます。また、津波減衰機能を持つ緩衝緑地や一時避難場所として、防災機能の維持・充実を図ります。

(担当課：都市建設課、施設管理課、生涯学習課)



(2) 身近な公園・広場の整備充実



①吉田東部地区に身近な街区公園等の整備を進めます。

(担当課：都市建設課、施設管理課)

②通常時の軽スポーツ広場機能、災害時の防災・避難機能を有する公園の維持管理などを推進します。

(担当課：都市建設課、施設管理課)

③公園・広場については、長寿命化計画に基づき、施設の計画的な改修等を行うとともに、管理運営については、地域団体等への委託等、住民参加による維持管理を計画的に推進するなど、体制の充実を図ります。 (担当課：都市建設課、施設管理課)

7 上・下水道の整備



上水道整備事業の着実な推進とともに、災害に強いライフラインとしての水道施設の構築に努めます。また、効率的な公共下水道事業を推進し、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

(1)上水道整備事業等の推進

- ①水道施設の耐震化や主要管路相互の連結を図り、緊急時に備えます。 (担当課：上下水道課)
- ②老朽管の更新事業を計画的に進め、安定した水の供給を図ります。 (担当課：上下水道課)

(2)緊急時・災害時の飲料水確保対策の推進

緊急時・災害時等の水不足に対して、住民に可能な限り不安や不便をかけないよう、田沢浄水場の耐震化や関係機関・近隣市町との協力・応援体制づくりを行い、ライフラインの確保に努めます。 (担当課：上下水道課)

(3)健全な水道事業体制の確立

施設の更新や災害対策の充実といった課題に対応していくため、より効率的な事業運営を行い、コストの縮減に努めるとともに、アセットマネジメント※の考え方に基づく計画的な施設の更新、修繕や今後の維持管理等に対応できる料金体制の見直しを検討しながら、運営基盤の強化を図ります。 (担当課：上下水道課)

(4)公共下水道整備事業の推進

公共下水道整備計画区域に基づき、効率的に事業推進を図ります。 (担当課：上下水道課)

(5)公共下水道(雨水)浸水対策の推進

南町地区を対象に、浸水対策を推進します。 (担当課：上下水道課)

(6)公共下水道総合地震対策事業の推進

新規

公共下水道総合地震対策計画を策定するとともに、汚水管渠の耐震化工事を推進します。

(担当課：上下水道課)

(7)合併処理浄化槽設置整備事業の推進

- ①公共下水道事業の対象地域以外の地域については、設置補助事業により整備促進を図ります。 (担当課：上下水道課)
- ②合併処理浄化槽維持管理費補助及び単独処理浄化槽撤去費補助等の補助制度を活用し、水質改善に努めます。 (担当課：上下水道課)

※アセットマネジメント…資産（アセット）を効率よく運用する（マネジメント）という意味。計画的に施設の整備や維持・管理を行うことで寿命を延ばしたり、利活用や統廃合などで無駄をなくし、保有総量を小さくしたりする。

8 環境保全と景観形成の推進



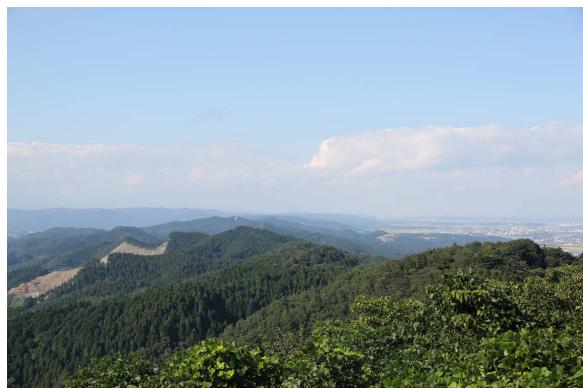
自然環境を保全し、かつ地域ぐるみで循環型社会形成に取り組むための指針となる「環境基本条例」及び「環境基本計画」に基づいて、自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実、環境保全活動等の充実、資源循環型社会づくりの推進などに積極的に取り組むとともに、伊達なわたりのふるさと景観づくり、環境美化運動の促進等を推進します。

(1)「環境基本計画」等の指針の活用 重

「環境基本条例」及び「環境基本計画」の内容を広く周知するとともに、計画に盛り込まれた環境施策について、関係機関や住民・企業等の協力のもと、その推進体制を整備し、計画の実行を図ります。 (担当課：町民生活課)

(2)自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実

- ①県の環境保全地域指定地(仙台湾海浜県自然環境保全地域、愛宕山緑地環境保全地域)の保全・保護の充実に努めます。 (担当課：町民生活課)
- ②町内の豊かな自然環境における生態系の保全に努めるとともに、希少な野生生物の保護に努めます。 (担当課：町民生活課)
- ③三門山、大森山、四方山といった阿武隈高地などの良好な自然環境の保全・保護に努めます。 (担当課：町民生活課)



(3)環境保全活動等の充実

- ①学校教育等において環境保全についての理解を深める環境教育・学習機会の拡充を図ります。
(担当課：教育総務課、町民生活課)
- ②環境フェアや阿武隈川関連のイベントなど自然と親しむ機会に参加し、自然保護意識の高揚と活動意識の育成を図ります。 (担当課：町民生活課)
- ③一般町民やボランティア団体の環境保全活動を支援し、併せて全町的環境保全活動に向けて活動組織のネットワーク化を推進します。 (担当課：町民生活課)

(4)環境監視体制の強化と公害防止対策の推進

- ①水の出入りが少ない閉塞水域である鳥の海湾内の水質改善を進めるため、各種事業(汚泥対策や定点水質調査等)を通じて湾内に流入する水質の向上に努めます。
(担当課：町民生活課)

②河川・水路の水質調査を今後とも継続するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても県等関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監視体制の維持・確立に努めます。 (担当課：町民生活課)

③公害を未然に防止し地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、工場、事業所に対し、公害防止協定の締結や意見交換会の開催を促進し、また、監視体制の強化を図るなど、適切な指導を行います。 (担当課：町民生活課)

(5)資源循環型社会づくりの推進

①各家庭等で環境にやさしいエコ製品の優先的購入・使用、節電・節水など、環境に配慮した生活様式への転換を進めるための啓発活動を推進します。 (担当課：町民生活課)

②環境にやさしい活動に取り組む小売店等の拡大を図り、3 R※の啓発活動と併せて、地域ぐるみの環境負荷の低減対策を推進します。 (担当課：町民生活課)

③温室効果ガスの排出量を抑えるなど、環境へ与える負荷の軽減を図るため、町の施設への太陽光発電システムの積極的な導入等を進めるほか、その他の新エネルギーの利活用について検討します。 (担当課：町民生活課)

④「亘理町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町施設(事務事業)からの温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。 (担当課：町民生活課)



(6)伊達なわたりのふるさと景観づくり、環境美化運動の促進

①公共施設や道路整備にあたっては、周辺と調和のとれたデザイン等を検討し、地域景観の形成に寄与するよう努めます。 (担当課：都市建設課、企画課)

②亘理町全域に広がる田園など、郷土景観を形成する自然環境整備を図るため、多様な手法による緑地の保全・保護に努めます。 (担当課：都市建設課)

③日本最大級といわれる鳴り砂(わたり吉田浜海岸)については、関係機関や地域住民と連携し、保全に努めます。 (担当課：町民生活課)

(7)原子力発電事故への対応

新規

①東京電力福島第一原子力発電所事故による町民への健康被害や各産業への風評被害等の防止のため、国等に対して一刻も早い事態の収束と、放射能物質の低減対策を強く求めます。

(担当課：町民生活課)

②食品の放射線量測定、公共施設等の空間放射線量測定、農林業系汚染廃棄物の適正な一時保管に努めます。 (担当課：町民生活課)

※ 3 R…環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。

Reduse (リデュース)：廃棄物の発生抑制、Reuse (リユース)：再利用、Recycle (リサイクル)：再資源化。

9 公衆衛生とリサイクル対策の充実



広域的なごみ処理方式等を確立するなかで、ごみの分別・リサイクル活動の一層の推進等を実施します。し尿処理については、今後とも施設の維持管理を適正に行うほか、葬祭施設等の整備充実等に努めます。

(1)「一般廃棄物処理基本計画」の推進と住民意識の高揚

- ① 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化と分別回収による資源再利用化を推進します。 (担当課：町民生活課)
- ② 学校・家庭・職場・地域などで環境教育を推進し、町民・企業・行政が一体となった3R運動の確立について検討するなど、循環型社会推進の啓発とともに、町民の意識の高揚を図ります。 (担当課：町民生活課)

(2)ごみの分別収集の徹底とリサイクル事業の推進

- ① ごみの分別について今後とも町民への周知と啓発に努めるとともに、明るく衛生的なごみステーション整備を促進するよう補助し、分別収集の徹底を図ります。
(担当課：町民生活課)
- ② リサイクル情報バンクの活用、促進を図るとともに、町内の各種団体が行う再生資源の集団回収事業に対してリサイクル奨励金を交付するなど、町民主導のリサイクル活動の支援を図ります。また、一般家庭から排出される生ごみを処理(堆肥化)する容器等の購入者を対象に補助金を交付し、生ごみの減量化、再資源化の促進を図ります。
(担当課：町民生活課)
- ③ 町内各事業所や店舗等に対して、事業系一般廃棄物の減量化、リサイクル化の普及・啓発を働きかけます。 (担当課：町民生活課)

(3)し尿処理の充実

- ① し尿汲み取りについては、適切な収集・処理を行います。 (担当課：町民生活課)
- ② 亘理名取共立衛生処理組合の施設の維持管理を適正に行い、生活環境及び公衆衛生の向上を図ります。 (担当課：町民生活課)

(4)葬祭施設等の整備充実

亘理地区行政事務組合で管理運営する葬祭施設について、計画的に整備を図ります。

(担当課：町民生活課)

(5)病害虫対策の実施 新規

害虫駆除、防除のため、町内の公園・街路樹や各所への薬剤散布を定期的に実施します。また、各家庭や所有地での害虫駆除については、駆除方法等の情報発信と啓発に努めます。

(担当課：町民生活課、施設管理課、都市建設課)

第2章 わたしとわたしのブランドづくり

1 農林水産業の振興



東日本大震災による甚大な被害を受けた農漁業の復旧・復興を遂げ、復興事業で整備された農地や漁港をはじめ、農漁業施設・機械等の有効活用を図りながら、今後も生産基盤の整備を進め、認定農業者や集落営農組織への農地の集積、支援措置の集中的かつ重点的な実施等により、規模拡大や複合経営化を図り、地域の農業の構造改革、自立できる経営農家の育成及び新規雇用の創出や、遊休農地の有効活用に努めます。山村地域にあっては、森林の公益的機能の維持確保を図るため、森林組合等の組織的担い手との連携等により、森林の保全、林産資源の蓄積に努めます。水産業については、資源管理型漁業、地域産品特産物化事業、地産地消や都市と漁村の交流事業の推進など、多様な水産業振興に取り組み、担い手や後継者の育成確保を進めます。

(1) 地域農業の担い手の明確化と重点支援の推進 創

①認定農業者、集落営農組織等の地域農業集団、農地所有適格法人を担い手として明確化し、認定農業者の育成強化や農業経営体の組織化の促進に積極的に取り組むとともに、これら担い手を対象として施策の集中化、重点化を進め、競争力の強い生産構造の確立を図ります。

(担当課：農林水産課、農業委員会)

②地域農業の担い手として女性農業者は重要な役割を果たしていることから、農業経営への女性の参画の促進と家族経営協定の推進等に努め、女性の認定農業者の確保・拡大を図ります。

(担当課：農業委員会)

③新規就農者の受入支援体制の確立を図るなど、担い手の多様な発掘・育成・確保に努めるとともに、農業分野への企業参入体制についても強化を推進します。

(担当課：農林水産課)

④農業の担い手や後継者を育成し、農業生産力の向上と地域農業発展の共通認識の醸成を継続するため、農業経営や生産技術の研修及び交流活動を促進します。 (担当課：農林水産課)

⑤これらの施策の展開により、新たな担い手の発掘を行い、認定農業者等を中心とした農地活用をさらに推進していきます。 (担当課：農林水産課、農業委員会)



(2)生産基盤の整備 重

- ①営農効率の向上、農地の流動化、農地の有効活用の観点から、今後もほ場の大区画化を計画的に進めています。 (担当課：農林水産課)
- ②用排水路の安定的な機能確保のため、農業用ため池の改修や農業用排水路の整備改修を計画的に推進します。 (担当課：農林水産課)
- ③農道や集落道については、安定した農産物流通の確保や営農効率確保のため、必要な施策の展開を図ります。 (担当課：農林水産課)

(3)農用地の保全と有効利用の促進

- ①遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、振興作物の導入を積極的に推進します。 (担当課：農林水産課、農業委員会)
- ②ほ場整備が行われた優良農地などについては、担い手の組織的生産活動を推進します。
(担当課：農林水産課)
- ③有害鳥獣による農作物被害の軽減や地域住民の安全確保を図るため、鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し、捕獲活動の向上を図りながら、地域住民への注意喚起や各種支援事業を展開し、被害防止への取組促進に努めます。 新規 (担当課：農林水産課)
- ④希望者が空き家と小規模農地を同時取得・借受できるしくみを構築するなどして、定住促進に資する遊休農地の有効利用を検討します。 新規 (担当課：農林水産課、農業委員会、企画課)

(4)生産性の向上と経営所得安定対策の確立 重 創

- ①農業関連機関・団体と一体となった指導・支援体制の確立のもと、米、野菜、果樹、花き、畜産等各作目の生産・流通コストの低減と高品質高付加価値化、ブランド化をさらに促進し、亘理町の農業の特色をいかした多角的な展開や、他地域との差別化を図り、農業経営の安定化に努めます。 (担当課：農林水産課)
- ②食味が高い低タンパク米の生産や立地条件をいかした特色ある施設園芸、環境にやさしい循環型の畜産等を有機的に組み合わせた亘理町型複合経営の普及促進を図ります。
(担当課：農林水産課)
- ③水田農業については、国の制度を十分に活用しながら、経営の安定化を図ります。
(担当課：農林水産課)

(5)食の安全性の確立と環境保全型農業の推進

低農薬・減化学肥料栽培の促進、トレーサビリティシステム※の確立、農業関連廃棄物や畜産排泄物の適正処理の促進など、食の安全・安心と環境に配慮した環境保全型農業の推進に努めます。 (担当課：農林水産課)

(6)流通体制の整備と消費の拡大 重 創

- ①「地産地消」の視点に立ち、いちごやりんごの加工による特産品の開発促進による高付加価値化に加え、直売施設の利用促進、物産展の開催、町内観光関連施設や商業施設との連携、学校給食との連携、町内における地場産品の消費拡大に努めます。 (担当課：農林水産課)

※トレーサビリティシステム…食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる方式。

生産者や流通業者は、媒体（バーコード、ＩＣタグ等）に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステム。これにより、食品安全事故発生時の早期原因究明や生産者と消費者の「顔の見える関係」の構築が期待される。

②さまざまな情報媒体を通じたPR活動の一層の充実やイベントの活用、さらには首都圏直販ルートの開拓などを進め、町外・大都市における消費の拡大に努めます。

(担当課：農林水産課)

(7)森林保全の推進

①亘理町の森林を「水源涵養機能維持増進森林」「山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林」「快適環境形成維持増進森林」「保健文化機能維持増進森林」「木材等生産機能維持増進森林」に区分し、それぞれの用途に即して、森林保全に努めます。

(担当課：農林水産課)

②緑地環境保全地域や保安林等における自然環境保全のため、森林病害虫の防除事業を実施するとともに、森林浴遊歩道などの施設の維持管理に努めます。また、国・県有林についても、関係機関と連携・要望を行いながら環境の保全に努めます。(担当課：農林水産課)

③森林経営管理法に基づき、森林の適切な経営や管理のための施策を展開し、森林の利活用促進と機能保全に努めます。(担当課：農林水産課)

(8)水産業の振興 重 創

①荒浜漁港の総合的整備については、県と連携して今後とも計画的に進め、漁業と海洋観光の振興基盤強化、高潮対策の充実等を図ります。(担当課：農林水産課)

②宮城県漁業協同組合仙南支所亘理サケふ化場の改修により、サケの人工ふ化放流事業を推進するとともに、荒浜漁港の海苔人工採苗事業や稚貝(ウバ貝・アサリ貝)、稚魚(ヒラメ等)の放流を推進し、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図ります。

(担当課：農林水産課)

③新規農漁業者定住支援事業等を活用し、担い手の多様な発掘・育成・確保に努めます。また、関係機関と連携した指導体制と各種研修の充実強化、さらには、自主的活動の支援に努めます。(担当課：農林水産課)

④はらこめしや干しがれいなどの亘理ブランド品としての確立を図るとともに、産直施設や物産イベントの活用等により、更なる販路の拡大を図ります。また、「元祖はらこめし」の発祥の地として、「はらこめし条例」の周知などを通じ、亘理町ならではの「はらこめし」の伝承にも努めます。(担当課：農林水産課、企画課)



⑤農産物と組み合わせた地場生鮮食材開発や鳥の海湾内の水産資源の充実強化、鳥の海地区全体の事業と連携した体験漁業など、都市との交流事業の開発等を推進します。

(担当課：農林水産課)

2 工業の振興



異業種間の連絡交流活動等を活用し、地域工業を担っている食品加工業等の既存企業を育成・支援していくほか、常磐自動車道亘理 I C 及び鳥の海スマート I C による高速交通アクセス網など、立地条件をいかした企業誘致の推進を図ります。

(1)既存企業の育成・支援

①既存の中小企業の経営の安定を図るための制度資金の活用等により、企業が利用しやすい融資条件を提供し、企業活動の支援・育成に努めます。 (担当課：商工観光課)

②みやぎ自動車関連産業活性化協議会・みやぎ高度電子機械産業活性化協議会に積極的に参画し、異業種間の連絡交流活動や調査研究活動、情報提供活動等への支援に努めます。

(担当課：商工観光課)

(2)地域工業を担っている食品加工業の振興

「宮城県農林水産・食品関連産業基本計画」に基づき、地域の特性をいかして事業展開している食品加工業を中心に、新たな販路拡大や新製品の開発を支援するとともに、食品製造業関連産業の集積を図ります。 (担当課：商工観光課)

(3)企業誘致の推進

①亘理中央地区工業団地をはじめ、町内における工業・流通業務適地の整備・拡大に努めるとともに、企業を誘致し、未分譲地の利用促進と地元雇用の更なる拡大、定住化促進を図ります。 (担当課：商工観光課)

②県や関係機関、関係団体等の活用を図りながら、首都圏、中部圏における自動車産業、高度電子産業、食品産業への工場立地 P R の展開、企業訪問の強化、また工場用地の視察受入れ等について積極的に取り組み、企業誘致の推進に努めます。 (担当課：商工観光課)

③企業のニーズに合わせた町独自の優遇制度を検討します。 (担当課：商工観光課)

(4)立地企業への支援事業の推進

立地操業企業に対して、設備投資に係る助成制度等の情報提供などを通じて、積極的に支援します。 (担当課：商工観光課)

3 商業の振興



まちのにぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに貢献できる地域商業機能の拡充や買い物利便性の向上、地域特産品の開発・販売等を推進し、地域商業の再生・活性化に努めます。

(1) 地域商業機能の拡充 重 創

- ①「鳥の海ふれあい市場」は農業者や漁業者等による主体的な運営により順調に経営されていることから、今後とも農水産特産品の発信基地として支援を継続するとともに、わたり温泉鳥の海とあわせ、観光拠点施設としての機能の維持・拡充を図ります。

(担当課：商工観光課)

- ②町内商店街に関しては、空き店舗の有効活用やイベント開催等について、支援を継続していきます。（担当課：商工観光課）



- ③荒浜地区の観光・交流拠点については、わたり温泉鳥の海を中心として、民間事業者施設の誘致や協働により、観光商業機能の充実を図ります。（担当課：商工観光課）

- ④大規模店舗進出については、県や商工会など関係機関と十分協議のうえ、周辺地域の生活環境に配慮した配置を促すように努めます。

（担当課：商工観光課）

(2) 経営の近代化の推進

- ①各種資金制度の充実を図るとともに、地域商業活性化に係る各種研修活動の充実強化と後継者対策や商業者の意識改革を促し、時代の流れにあった経営感覚を持つ経営者の育成支援に努めます。（担当課：商工観光課）

- ②商店街での買い物の利便性を図るため、共通商品券発行事業の推進に努めます。

（担当課：商工観光課）

(3) 地域特産品の開発・販売 重 創

- いちごジャムや干しがれいなど、亘理町の自然が育んだ貴重な農水産品の付加価値を高める商品化と販売について、包括的な地産地消サイクルができつつあることから、今後も継続して6次産業化とPR活動を支援・推進していきます。（担当課：商工観光課）

(4) 起業等の支援相談体制の確立 重 創

- 町内で新しく事業を起こうとする方に対し、空き店舗活用推進事業等による指導・支援を行うとともに、事業設立、融資や雇用に関する助成制度、経営等の相談に応じ、その窓口となる関係機関へ誘導することで、起業時の負担軽減と起業後の継続的な支援を図ります。

（担当課：商工観光課）

4 観光の振興



「わたり温泉鳥の海」を亘理町の観光・交流拠点施設と位置づけ、全町一体となって特色ある観光地づくりを進めるため、「山」「川」「里」「海」「温泉」の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源などをいかした滞在型の観光・リゾートの創造を目指して、各種の観光関連施策を推進します。

震災の影響により大きく減少した観光入込客数を震災前の水準に戻すことを目指すとともに、さらなる増加を目指し、各種施策を多角的に展開していきます。

(1) 観光振興方針の確立

観光・交流拠点施設である「わたり温泉鳥の海」を中心として、豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源などをいかした観光・リゾートの創造を目指し、民間活力を導入しながら、共創による観光振興を図ります。 (担当課：商工観光課)



(2) 観光推進体制の強化 重 創

- ①観光協会体制の充実や広域的連携体制の強化を図ることにより積極的なPR活動を行うとともに、SNS等の活用や観光パンフレットの充実、観光情報誌・マスコミなどを利用した広域的・対外的な観光PRの強化と情報提供に努めます。 (担当課：商工観光課)
- ②拠点的な観光施設については、適切な維持運営を図るため、民間専門事業者やNPOなどへの委託も含めて、効率的な管理運営体制の確立を推進します。 (担当課：商工観光課)

(3) 観光拠点の整備充実 重 創

- ①鳥の海公園及び周辺環境整備や鳥の海スマートICの開通に伴い、「わたり温泉鳥の海」をはじめ町内各所へのアクセス性が向上したことから、観光資源やその周辺の土地利用について検討を進めます。 (担当課：商工観光課)
- ②「わたり温泉鳥の海」については、サービスの充実と利用者や観光客の増加を図り、健全な経営を行います。 (担当課：商工観光課)
- ③荒浜に位置する観光・交流拠点については、民間事業者の誘致と併せ、観光商業資源としての検討、整備を推進します。 (担当課：商工観光課)

(4)多様な観光機能の開発と強化 重 創

①地域資源を洗い出し、磨き上げることにより、地域の特性をいかした地域C I※事業の推進を検討し、町外に向けての情報発信機能の充実や町のイメージアップの充実に努めます。

(担当課：商工観光課)

②周辺市町や宮城県と連携のうえ、広域的な観光ルートの検討開発や、観光イベントなどの創出・参加に努めます。 (担当課：商工観光課)

③滞在型市民農園や体験型漁業施設の整備、いちご観光農園の拡充等を進め、滞在型交流機能の強化を図ります。 (担当課：商工観光課)

④年間を通じた地域活性化イベント事業(わたりふるさと夏まつり、荒浜漁港水産まつり、伊達なわたりまるごとフェアなど)を活用するとともに、仙山交流など県外との交流事業を多様に企画開催し、通年観光イベントの実施体制の確立を図ります。

(担当課：商工観光課)



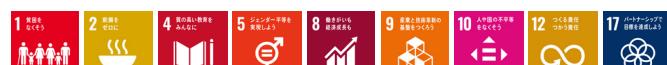
(5)案内機能の充実と町民ホスピタリティーの醸成 重 創

①すべての人が安心して亘理町を訪れ、快適で楽しく滞在することができるよう、QRコードやWebでの発信を含め、効果的な情報の発信方法や案内内容の充実を進めます。

(担当課：商工観光課)

②町民が観光客や来訪者に温かくわがまちを紹介・案内できるよう、広報啓発活動や生涯学習等を通じて、町民のホスピタリティーの醸成を進めます。重 (担当課：商工観光課)

5 雇用対策と勤労者福祉の充実



社会環境の大きな変化、雇用環境や産業構造の変化、景気変動への総合的な対応を進め、若年層に魅力のある就業の場の提供や、多様な働き方を支える仕組みや場の提供、高齢者・障がい者・女性などの意欲と能力が十分に發揮できる就業機会の拡充に努めます。

(1)雇用の安定 創

①技術革新に対応した人材や後継者の育成・養成を図るため、研修機会の充実等に努め、雇用・就業機会の確保拡充に努めます。 (担当課：商工観光課)

※地域C I…地域に最もふさわしいシンボル的な資源を戦略的に創造することにより、より魅力的なその地域らしさを形成する手法。

②定年延長や再雇用制に関する国の助成制度の活用等を奨励するとともに、高齢者・障がい者等の雇用機会を増やすため、広域的連携を強化して、職業情報提供の充実やシルバー人材センター活動の充実支援等に努めます。 (担当課：商工観光課、福祉課)

(2)若年労働者の地元就職対策の推進 新規 創

ハローワークや教育機関との連携による地元企業の周知と地元雇用の啓発を行いつつ、町内の立地企業に対し、地元住民が雇用されるよう、採用枠の拡大要請や各種制度の周知を積極的に推進します。 (担当課：商工観光課)

(3)多様な働き方を支える仕組みや場の提供 新規 重 創

新型コロナウイルス対応の影響により、就業形態や働き方が大きく変化することが予想されます。十分なテレワークの環境が整わない町民に向けた、空き家や公共施設の空き室を活用したコワーキングスペース※や個室のワークスペース、サテライトオフィス※の整備・提供など、町内にいながら多様で柔軟な働き方が選択できる仕組みや場の提供を検討します。

(担当課：企画課、町民生活課、商工観光課)

(4)緊急時の経済対策の実施 新規

社会的影響が大きい疾病の蔓延など、社会環境の大きな変化に適切に対応するため、有事の際は全庁的な連携を十分図りながら、事業者、住民や労働者への支援対策を実施します。

(担当課：商工観光課)

(5)福利厚生の充実

①働き方改革の推進に資する労働時間の短縮、最低賃金制度の周知、資金貸付制度の利用促進等、雇用労働条件の改善・向上に向けた普及啓発活動の充実に努めます。

(担当課：商工観光課)

②余暇を有効に利用できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の場の確保・拡充に努め、勤労者福祉の増進を図ります。 (担当課：生涯学習課、商工観光課)

(6)男女共同参画に伴う職場環境の整備促進

男女共同参画をより一層推進するため、意識啓発や職場環境の整備を図るとともに、多様な就業形態を可能にする条件の確保に努めます。また、職場内での各種ハラスメント問題等に対し、その対策に関する周知・啓発を図ります。 (担当課：商工観光課、企画課)

(7)仕事と家庭との両立の支援

子育てへの男女共同参画に関する広報・啓発活動、情報提供や講座・セミナーの開催、カウンセリング事業の推進、事業所等への意識啓発や認定制度の活用、保育・介護サービスの充実等を通じて、仕事と家庭との両立を支援していきます。 (担当課：子ども未来課、企画課)

※コワーキングスペース…事業者間で作業拠点を共用する空間。各利用者の作業スペースであるとともに、利用者同士の交流の場となる。

※サテライトオフィス…事業者自らが設置するテレワークのための拠点。

第3章 ともに学び育て合う人づくり

1 学校教育の充実



社会環境やニーズが大きく変化する中で、さまざまな教育課題(学力の向上、志教育、親の学びの機会、オンライン学習機会の増加等)に適切に対応していくとともに、開かれた学校づくりを進め、新しい時代に即応する教育内容、指導方法の改善、教職員の資質・指導力の向上等に地域と一体となって取り組みます。また、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援するとともに、施設老朽化や児童生徒数の減少を考慮した学校教育施設・設備の整備・充実を図り、学校での防災対策と事故防止体制を強化して、安全で安心な学校づくりを推進します。

また、学校の適正規模についても、総合的・長期的な観点で検討していくこととします。



(1)小・中学校の各学校施設の改善・整備

①亘理町の小・中学校の各学校施設については、年次計画により整備を図ります。特に、校舎・体育館の老朽化の度合いにより優先順位を考慮し、整備に努めます。また、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能を確保するため、施設の改善整備に努めます。設備については、老朽化した教育機器の更新・改修や電子機器・端末の確保等を、今後とも計画的に進めます。 (担当課：教育総務課)

②少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校ごとの偏りや小規模化が進み、教育環境や学校運営に様々な影響が出ること、また、校舎等の維持管理費がかさむことなどが予想されます。そのため、長期的な視点に立ち、学校の適正規模について、地域の意見を参考にしながら検討していきます。 新規 (担当課：教育総務課)

(2)創意ある教育課程の編成・実施・評価

重 創

確かな学力・豊かな心・たくましい体の調和のとれた「生きる力」の育成に努めます。

(担当課：教育総務課)

- 基礎・基本の確実な習得と定着及び活用力の育成に努めます。 (担当課：教育総務課)
- 学習習慣の確立と主体的学習による学力向上の推進及び体験学習の充実を図ります。

(担当課：教育総務課)

- 規範意識を大切にした心の教育及び亘理町の歴史や特長に関する教育、「志教育」の更なる推進を図ります。 (担当課：教育総務課)
- 研修会の開催等により、教員の指導力の向上と教育現場での課題等の改善を図ります。
(担当課：教育総務課)
- 児童生徒の基礎体力の向上及び健康増進を図ります。 (担当課：教育総務課)
- すべての児童生徒がオンラインでも不自由なく学習できるよう、ＩＣＴを活用した教育環境や設備の充実を図ります。また、パソコン教室やネットリテラシー教育など、技術の活用能力の育成にも努めます。 (担当課：教育総務課)



- 外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用や海外派遣事業等によって、国際化社会に対応しうる人材の育成に努めます。 (担当課：教育総務課、企画課)
- 教育課程の適切な評価と公表の実施を図ります。 (担当課：教育総務課)

(3)児童生徒の安全確保と安全教育の推進

- ①各小中学校において、危機管理マニュアルの策定や定期的な見直し、学校安全委員会等の校内組織を設けるなど、安全に関する校内体制を強化するとともに、安全点検や防犯訓練の常時実施、校門等の適切な管理、防犯関連設備の実効性ある運用等に努めます。
(担当課：教育総務課、総務課)
- ②学校教職員に対する防犯研修や児童生徒に対する防犯教育等を、警察や関係機関の協力を得て実施し、防犯対策に努めます。 (担当課：教育総務課、総務課)
- ③学校ごとにＰＴＡや地域の自治会と連携して、地域ぐるみで児童生徒の安全を守る組織づくりを進め、通学路の安全点検など、事故や犯罪を未然に防ぐ環境づくりに努めます。また、「亘理町通学路等安全対策推進会議」において、国県の関係行政機関と町の関係部署が連携しながら、通学路の安全確保に向け取り組みます。
(担当課：教育総務課、総務課、都市建設課)
- ④警察等と連携し、不審者情報等の地域での共有を図るなど、児童生徒の見守り防犯活動の充実に努めます。 (担当課：教育総務課、総務課)
- ⑤警察や関係機関の協力体制を強化し、小・中学校における交通安全教育の充実を図り、児童生徒の安全確保に努めます。 (担当課：教育総務課、総務課)

(4)地域と結びついた教育活動の推進 重

- ①各学校において自主的・主体的にいちごなどの栽培、職場体験、人権・福祉体験などの特色ある教育活動を行うとともに、学校の運営や教育活動について、保護者や地域の人に様々な情報を提供するよう努めます。 (担当課：教育総務課)
- ②児童・生徒の成長に関し、保護者や地域の人々が学校の教育活動についての関心や理解を得るために、意見交換できる場として研修会、講習会を開催するとともに、学校運営について校長に提言できるシステムの活用を推進します。 (担当課：教育総務課)
- ③子どもの学習活動を支援するため、学校・家庭・地域のネットワークづくりを推進し、各学科や総合的な学習の時間、クラブ活動などにおいて地域の人材や教育力をいかした教育の実践を図ります。 (担当課：教育総務課、生涯学習課)
- ④児童・生徒の健やかな成長を支援するため、家庭教育の啓発普及を図り、家庭教育力の向上を目指します。 (担当課：教育総務課、生涯学習課)
- ⑤学校、青少年育成推進協議会、PTA、子供をみまもり隊、子ども会育成会等の連携強化を図り、地域との連携をいかした健全育成ネットワークづくりをさらに進めます。
- (担当課：教育総務課、生涯学習課)

(5)児童生徒の健全育成、心の教育の推進

- ①学校・家庭・地域において、モラルの向上と隣人や自然に対するやさしさ、物事への判断力や目標に向かって常に努力する等の感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成に努めます。
- (担当課：教育総務課)
- ②小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒及び保護者等の悩み、不安、ストレス等を積極的に受け止め、その問題解消に努めます。 (担当課：教育総務課)
- ③児童生徒の心理的な課題や震災の影響、家庭、友人関係、学校、地域など様々な問題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を図るとともに、児童生徒の問題の解決へ向け、関係機関との協働による支援を推進していきます。新規
- (担当課：教育総務課)
- ④亘理町子どもの心のケアハウス「さざんか教室」において、いじめや不登校、東日本大震災による住環境や家庭の経済状況等の変化などにより、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の教育相談に対応するとともに、学校で別室登校をしている児童生徒の心のケアや不登校傾向にある児童生徒の早期の学校復帰へ向けた学習支援等を行うなど、児童生徒の自立支援に取り組みます。新規 (担当課：教育総務課)

(6)特別支援教育体制の推進

- 学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等の発達障害を有する子どもに対し、支援ネットワークづくり等の総合的支援体制の整備と強化に努めます。
- (担当課：教育総務課、子ども未来課)

(7)学校給食の充実と食育の推進

- ①アレルギー対策にも配慮した給食施設の整備を検討しながら、より安心でおいしい学校給食の提供を図るとともに、食育の推進により、食への知識や技能を高め、自らの健康づくりに意欲的に取り組む児童生徒を育てます。 (担当課：教育総務課)

②亘理町学校給食センターは、施設(建物)や調理機器類の老朽化が目立ち、また、調理室が手狭であることなどから、建設に向けた検討を始めます。

(担当課：教育総務課)

(8)高等学校教育等の充実

- ①地域に根ざした人材づくりのため、宮城県亘理高等学校への情報科の新設を関係機関へ働きかけていきます。 (担当課：企画課)
- ②高等学校以上への進学を援助するため、奨学資金貸付事業の周知と活用を図り、亘理町の将来を担う人材の育成に努めます。 (担当課：教育総務課)

2 生涯学習体制の充実と活動の推進



全町的な生涯学習推進体制の強化を図るとともに、多様に進められている学習活動の情報を集約し、各分野を横断する総合的な生涯学習支援体制の確立に取り組みます。また、各公民館や悠里館などの設備充実や有効活用を図り、生涯学習基盤の強化に努めます。

(1)生涯学習推進体制の充実

重

- ①亘理町の生涯学習を総合的に企画・調整・推進するため、多様に進められている学習活動の情報を集約し、各分野を横断する生涯学習推進体制の充実を図るとともに、町民ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。 (担当課：生涯学習課)
- ②学習指導者の発掘や生涯学習ボランティア育成に努め、生涯学習支援人材バンクの充実を図ります。また、学習成果をボランティア活動等によってまちづくりにもいかすことができるよう支援します。 (担当課：生涯学習課)

(2)生涯学習活動の情報発信の充実

生涯学習カレンダーの発行、広報紙やホームページ等を活用した情報発信の充実を図ります。 (担当課：生涯学習課)

(3)生涯学習機会の充実と学習成果の地域還元

重

- ①生涯学習機会の充実を図るため、町民の学習ニーズを把握し、きめ細やかな教室・講座の開催テーマや開催時間、開催方法を全分野にわたって設定するなど、効果的な学習活動の展開に努めます。 (担当課：生涯学習課)
- ②生涯学習活動成果の発表の場として、多様な発表機会や広域的な交流機会の確立、拡充に努めます。また、学習成果をボランティア活動等によってまちづくりや生きがいにも展開できるよう支援します。 (担当課：生涯学習課)

(4)多様な学習機会、交流機会の充実

重 創

- ①関係団体と連携しながら、家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供により、親としての「学び」と「育ち」を支援します。子育て相談や親子の交流の場を提供するとともに、

地域で家庭教育や子育てを支援する人材の養成等を行います。また、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保に取り組みます。（担当課：生涯学習課）

②青少年教育の推進や、年齢・性別を問わない幅広い世代間の交流を図るとともに、体験活動を通じて地域の環境・歴史や産業について学ぶことにより、豊かな心、社会性、自ら考え行動する力等の育成を図ります。（担当課：生涯学習課）

③青少年の健全育成の推進を図りながら各種団体、サークル等と連携、交流を密にし、地域ぐるみで子どもを取り巻く有害環境の浄化など健全育成活動を促進します。

（担当課：生涯学習課）

（5）図書館活動の充実

①生涯学習の拠点として、多様な個人学習ニーズに対応できるよう、今後とも厳選した図書や資料の収集を積極的に行うとともに、閲覧相談業務の充実、相互貸借など他市町村図書館との連携に努め、利用しやすい図書館運営を目指します。（担当課：生涯学習課）

②読書活動の支援及び総合的な学習のため、団体、地域、学校等と連携しながら子どもの読書習慣の推進に努めます。（担当課：生涯学習課）



（6）生涯学習拠点施設の整備充実

①中央公民館をはじめ既存の各施設については、利用しやすいように整備を充実するとともに、老朽施設・設備の計画的な改修や機能の整理、維持管理等を推進します。

（担当課：生涯学習課、企画課）

②施設は、指定管理者制度や民間活力の導入などを検討し、管理コストの軽減と経費の削減とともに、地域に密着した、より利便性が高く、質の良いサービスの充実に努めます。

（担当課：生涯学習課、企画課）

3 芸術・文化活動の充実



活動拠点として町民会館の整備について検討するとともに、町民の間で自主的に取り組まれている芸術文化活動への一層の支援を行い、多面的な交流を促す芸術文化イベントの創出や、より質の高い芸術文化の鑑賞機会の提供、指導者やリーダー養成の充実を図り、誇れる芸術文化風土の醸成に努めます。

(1)活動拠点施設の整備と全町的な芸術文化活動の推進

- ①活動拠点となる町民会館の整備内容を検討します。また、ホールボランティアや芸術文化ワークショップ活動に町民が参画できる体制を整備し、町のシンボルとなる魅力的な自主文化事業の創出に努めます。（担当課：生涯学習課）
- ②講演会や演劇公演、音楽会など、優れた芸術文化に接する機会の充実に努め、芸術文化に対する町民の関心と理解を深めていきます。また、亘理町文化祭などの創作活動成果の発表機会の拡充を支援し、芸術文化の定着に努めます。（担当課：生涯学習課）

(2)芸術文化団体の育成と指導者の確保

- ①町芸術文化協会をはじめ各種文化団体・サークルの自主的活動を積極的に支援し、団体・サークルの育成・活動活性化を促進します。（担当課：生涯学習課）
- ②芸術文化の向上を図るため、優れた個人・団体・指導者に「亘理町文化賞」を授与し、その活動等の奨励を行います。（担当課：生涯学習課）

(3)広報活動の強化

各種芸術文化団体の活動内容、講演会予定などについての広報活動の充実に努め、町民の参加意識の高揚を図ります。（担当課：生涯学習課）

4 生涯スポーツの振興



誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツに関する多様な機会の提供等に努めるとともに、スポーツ施設・設備の充実を図ります。

(1)町民総参加による生涯スポーツの振興

- ①地域の人たちが主体的に運営し、誰もが生涯の各時期にわたり、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる、多様なスポーツイベントやスポーツ教室の開設等に取り組みます。また、町民の健康志向やニーズに沿った施設整備や事業展開を推進します。さらに、町内の各スポーツ行事情報などを収集提供できるよう、町ホームページやSNS等を活用した情報管理体制の充実を図ります。（担当課：生涯学習課）
- ②各体育館・公民館・海洋センターなどが連携を図りながら、町民各層が日常生活の中で気軽に楽しめるような各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催に努めます。また、各種スポーツ教室等の参加者が自らサークル・愛好会等を組織して活動できるよう、支援します。

（担当課：生涯学習課）

(2)生涯スポーツ関係団体・指導者の育成と競技力の向上

- ①亘理町体育協会、スポーツ少年団の活動を支援するとともに、各団体の連携・交流の強化を図ります。（担当課：生涯学習課）
- ②スポーツ指導者等の研修会や資格取得講習会への参加を促進し、スポーツ指導者の育成確保を図ります。（担当課：生涯学習課）

③競技スポーツについては、すぐれた専門的指導者の確保を各競技団体や大学等に強く求めています。また、競技力水準の向上や競技人口拡大のため、優秀選手や団体に全国大会等出場の助成や「亘理町スポーツ賞」を授与し、顕彰します。 (担当課：生涯学習課)

(3) スポーツ施設・設備等の充実と効率的活用の推進 重

①各体育館や海洋センターなど、既設の屋内・屋外スポーツ施設等の充実に努め、施設・設備の老朽化等に対応し改修整備を行います。また、高齢者や障がい者とともに利用できるよう、施設のバリアフリー化への改修に努めます。 (担当課：生涯学習課)

②学校体育施設の開放については、開放状況や利用手続き方法などを広く情報提供し、利用の促進を図ります。 (担当課：生涯学習課、教育総務課)

③スポーツ活動の拠点施設となる総合体育館については、公共ゾーンの整備において長期的な視点で検討し、整備を図ります。 (担当課：生涯学習課、企画課)

④主要なスポーツ施設の管理運営については、民間委託も含めて検討し、コストの削減や施設・サービスの充実に努めます。 (担当課：生涯学習課)

(4) スポーツイベント・交流事業の推進 重 創

①マラソン大会は、町外の参加者も多く、シンボリイベントとして復興の情報発信や地域の活性化のため、今後とも全町的な実施体制を確立して事業推進を図ります。

(担当課：生涯学習課)



②広域的なスポーツ大会や交流イベントの誘致・開催及びこれらイベント等への積極的な参加促進に努めます。 (担当課：生涯学習課)

③健康づくりのためのスポーツイベントなど、町民が主体となった活動を促進するとともに、町民の相互交流を図りながら、連帯意識の高揚に努めます。 (担当課：生涯学習課)

5 文化財の保護・伝承及び活用



亘理領主伊達氏歴代墓所や三十三間堂官衙遺跡をはじめとする多数の指定文化財や伝統芸能、歴史的景観の適切な保存に努めるとともに、文化財保護団体等の育成を通じ、有形・無形の貴重な文化財の保護体制及び周知活動の充実等に努めます。

(1) 文化財・文化遺産の保護・保存と活用の推進

- ① 「三十三間堂官衙遺跡」は、策定した「三十三間堂官衙遺跡整備基本計画」に基づき、事業を推進します。 **重** (担当課：生涯学習課)
- ② 「亘理領主伊達氏歴代墓所」について、町指定文化財「伊達実元靈屋」の修復や歴代墓所の環境整備を継続して行い、御開帳や史跡案内等を通じて県内有数の文化財であることを周知していきます。 **重** (担当課：生涯学習課)
- ③ 町内の遺跡・史跡等の標柱、案内板、説明板等について、老朽化対策等を含めた補修・整備を進め、町の文化遺産を広く周知するように努めます。 (担当課：生涯学習課)
- ④ 町内の文化財、遺跡・史跡については、ボランティア等を活用して、町民の協力のもと保護と保存に努めます。 (担当課：生涯学習課)
- ⑤ 三十三間堂官衙遺跡及び伊達成実公をはじめとする亘理領主伊達氏歴代の貴重な指定文化財などの歴史・文化遺産について、次世代へ継承するために保護と保存の重要性を周知します。また、亘理町の歴史観光資源として活用できるように関係機関と連携を図るとともに、環境整備に努めます。 **重** (担当課：生涯学習課)



(2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

- ① 地域文化の担い手、民俗芸能保持団体の活動を支援しながら指導者と後継者の育成を推進するとともに、披露の場を提供するなどして、次世代への継承と町内外への周知に努めます。 (担当課：生涯学習課)
- ② 文化財や伝統文化、民話などを身近な文化遺産として認識し、次世代へ伝えていくために、郷土資料館活動と学校教育の連携を図ります。 (担当課：生涯学習課)

(3) 郷土資料館活動の充実

- ① 亘理町の歴史、考古、民俗に関する資料を広く収集することにより、町の歴史と文化を探究し、企画展等の活動を通して町民に還元していきます。 (担当課：生涯学習課)
- ② 町の歴史と文化に触れる講演会や体験学習会等を開催し、教育普及活動の充実を図ります。 (担当課：生涯学習課)
- ③ 郷土資料館が研究機関としての役割を果たせるよう、職員の専門性を高める知識や技術の習得に努めます。 (担当課：生涯学習課)

(4)町史編さん事業の推進 重

既刊の町史以降の歴史、自然、民俗を記録し後世に伝えるため、令和元年度に刊行した民俗編に引き続き、自然編及び資料編の編さん作業を推進します。 (担当課：生涯学習課)

6 國際交流・地域間交流活動の推進



国際化の時代に対応するため、芸術・文化面やスポーツ面、産業面での多彩な交流活動を育成振興するとともに、国内外の諸都市との連携などを通じた、多面的な交流を推進していきます。

(1)県内外の都市とのふれあい交流活動の推進

①ふるさと姉妹都市北海道伊達市や友好都市大分県日出町との多彩な交流事業を実施していきます。 (担当課：企画課)

②伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会(構成：伊達市、亘理町、山元町、新地町、柴田町)活動についても、災害相互支援の強化とともに、今後とも継続して実施します。 (担当課：企画課)

③県内外の市町村と連携し、芸術・文化・スポーツ・産業など多彩な交流事業を進めます。

(担当課：企画課、生涯学習課、農林水産課、商工観光課)

(2)国際交流活動の充実

①次世代を担う国際感覚豊かな人材を育てる目的に、中学2年生を対象とした亘理町中学生海外派遣事業を継続して実施するとともに、関係機関と連携し、オンラインでの交流も含めた相互交流について、多様な受け入れ体制を整備します。 (担当課：企画課)



②国際交流協会わたりと連携し、町内、あるいは周辺に居住している留学生等との交流、町内で生活している外国人を対象とした日本語教室の開催をはじめ、町のホームページ等において国際化に対応した各種情報の提供を図り、外国の人々を温かく迎え、活動しやすい環境づくりに努めます。 (担当課：企画課)

③国際感覚を育むため、幼稚期から外国の文化や言語に触れる交流活動を実施します。

(担当課：子ども未来課、企画課)

④教育、文化、スポーツ、産業等の人材育成を推進するため、多方面の国際親善・交流活動の活性化を推進します。 (担当課：企画課)

⑤町民の国際ボランティア活動への参加を促すなど、国際協力活動を推進します。

(担当課：企画課)

第4章 未来に続く健康づくり

1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備



新しく整備した保健福祉センターを活用し、「誰もが元気になれる、誰もが元気を作れる」未来に続く健康づくりを目指し、町民のライフステージに応じた主体的な健康づくりの取組を推進していきます。

(1)保健福祉センターの機能整備 重

保健福祉センターは、保健、医療、福祉の活動拠点として、また災害時の医療救護活動拠点としての役割が実効性のあるものとなるよう、機能や体制の整備・強化を推進します。

(担当課：健康推進課、長寿介護課、福祉課、子ども未来課)



(2)保健・医療・福祉の連携強化

保健・医療・福祉の各分野にわたる総合的な連携会議を定期的に開催・参加し、ネットワークの強化を図ります。 (担当課：健康推進課、長寿介護課、福祉課、子ども未来課)

2 健康づくりの推進



生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすために町民一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう、「第二次健康わたり 21」及び「第3次亘理町食育推進計画」、「亘理町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、事業の推進を図ります。

(1)町民主体の健康づくり体制の確立 重

「第二次健康わたり 21」及び「第3次亘理町食育推進計画」、「亘理町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を推進し、関係機関と連携を図りながら、町民自ら健康づくりと健康寿命の延伸に取り組める体制を整えます。特に、食生活改善推進員協議会及び運動支援地域サポート会等の、健康づくり活動を担う関係機関と協働し、健康づくり体制の強化に努めます。 (担当課：健康推進課、長寿介護課)

(2)生涯現役を目指した健康づくり事業の推進 重

妊婦から高齢者に至るまでの各ライフステージに応じて、生活習慣病予防及び重症化予防に着目した健康づくりを推進します。 (担当課：健康推進課、長寿介護課)

- ①若人健診、特定健診、シルバー健診の受診率の向上と生活習慣病の発症予防、重症化予防の保健指導の充実を図り、町民の健康意識の向上等を通じ、より良い生活習慣への行動変容や健康格差の解消、健康寿命の延伸に繋がるように努めます。 (担当課：健康推進課)
- ②死亡原因の第1位を占めるがんの早期発見、早期治療のため、保健福祉センターを活用し、総合検診を推進する体制の整備を進め、がんについての啓発及び検診受診率の向上を図ります。 (担当課：健康推進課)
- ③住民の健康情報を一元的に管理できる健康管理システムを活用し、地域特性に合わせた健康づくりを支援していきます。 (担当課：健康推進課)

(3)母子保健事業の推進 重 創

「第2期亘理町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、将来の生活習慣病の発症予防や子育て世代の孤立化による各種問題の発生予防等に向け、妊娠期から子育て期の切れ目のなく子育て世代へ寄り添う支援を関係機関と連携し支援していきます。また、妊娠・出産包括支援事業については、子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携を取り実施していきます。 (担当課：健康推進課、子ども未来課)

- 妊娠期から乳幼児期までの各期間における健康な体づくりを支援します。
(担当課：健康推進課)
- 親が子どもの発達・発育を理解し、見通しをもって子育てができるよう支援します。
(担当課：健康推進課)
- 親が安心して子育てができるよう、保健指導や相談等により対応します。
(担当課：健康推進課)
- 子どもを持ちたいと思う不妊に悩む夫婦を支援します。 (担当課：健康推進課)

(4)食育推進事業の推進 重

- ①「第3次亘理町食育推進計画」に基づき、町民一人ひとりが「食」を生きる上での基本としてとらえ、生涯にわたり心身ともに健全で豊かな生活が送れるよう、ライフステージに応じた食育事業に取り組みます。また、新鮮な地場産品や伝統料理を健康的に食べる習慣を町民に普及することで、「食」の面からの健康づくりに繋げます。 (担当課：健康推進課)
- ②食育推進会議を開催し、「食育」に関わる機関・団体等とのネットワークづくりを進め、「食育」に関する情報の交換・共有・発信を図り、「食育」を支える推進体制の強化を図ります。 (担当課：健康推進課)

(5)こころの健康づくりの推進 重

こころの健康づくりの知識の普及を図り、健康教育・相談などを通して、こころの健康の保持増進に努めます。また、医療や関係部局との連携強化による精神障がい者ケアマネジメント

の推進、自立と社会経済活動への参加促進のため、地域移行支援、地域定着支援の推進に努めます。 (担当課：健康推進課、福祉課)

3 保健・医療体制の充実



町民が不安なく暮らせるよう、関係機関と連携し、地域医療の整備充実に努めていきます。

(1) 救急医療体制の整備充実

- ①一次救急医療は、亘理郡医師会の協力による「休日当番医制事業」や関係機関との連携による「休日歯科診療事業」により、休日における急病患者の診療体制を維持します。また、関係機関と連携し、「平日夜間初期救急診療事業」の実施による平日夜間の診療体制を維持します。 (担当課：健康推進課)
- ②二次救急医療は、関係機関と連携し、病院群輪番制による診療体制の充実強化に努めます。また、病状が急変しやすい小児の救急医療にも不安なく対応できるよう、県へ強く要望していきます。 (担当課：健康推進課)
- ③休日・夜間診療案内や「こども夜間安心コール」「おとなの救急110番」事業の充実を県に要望し、緊急時に対応できる環境の充実と制度の周知を図ります。 (担当課：健康推進課)

(2) 地域医療体制の整備充実

- ①関係機関と連携し、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及啓発を図ります。 (担当課：健康推進課)
- ②広域的な視点に立った医療資源の活用のため、特に専門的二次医療サービスの確保充実について、関係機関や近隣市町と連携しながら積極的に推進していきます。
(担当課：健康推進課)
- ③産科・小児科専門医の確保について、関係機関と連携しながら対応していきます。
(担当課：健康推進課)

(3) 感染症を含めた疾病予防の推進



- ①「亘理町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ等の感染症対策について、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」「町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を基本方針として、国や県と強力に連絡・連携しながら、各発生段階に応じた全庁的な対策を実施します。

(担当課：健康推進課)



- ②疾病予防の適切な医療サービスが受けられるよう、医療機関等の協力を得ながら総合的な予防医療の体制整備の強化・充実を図ります。 (担当課：健康推進課)

4 地域福祉の推進



町民一人ひとりの多様なニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域福祉に関わる各種の施策を推進します。

(1) 地域福祉のネットワーク化と相談活動の強化 重

- ①保健・医療・福祉の関係団体はもちろん、その他の各種団体等と幅広く連携し、地域福祉ネットワークの強化を図ります。 (担当課：健康推進課、福祉課、長寿介護課)
- ②福祉情報の提供や福祉・保健に関する相談窓口の拡充、さらには民生委員・児童委員などによる日常的な相談体制の強化を図ります。 (担当課：福祉課)

(2) 地域福祉団体等の育成支援と福祉サービスの質の確保

- ①地域に根ざした活動の展開を図るため、社会福祉協議会の財政基盤の充実や組織体制の強化を支援するとともに、地域福祉活動の拡充に対し、積極的に支援していきます。
(担当課：福祉課)
- ②各種福祉団体への支援及び指導に努めるとともに、各団体の連携を進めて、活動の広がりを促します。 (担当課：福祉課)

(3) 福祉意識の高揚と計画の推進

- ①幼児から高齢者までの各世代の福祉意識の高揚を図るため、学校教育や社会教育活動、社会福祉研修会の中で福祉教育の充実を図ります。 (担当課：福祉課)
- ②「亘理町障がい者プラン」「第2期亘理町子ども・子育て支援事業計画」「亘理町高齢者保健福祉計画・介護保険計画」などの福祉に関する計画を策定、または改定を行い、地域福祉に関する広報と啓発活動の拡充を通して、町民の福祉意識の高揚を図るとともに、関係機関と課題を共有しながら、計画の推進を図ります。
(担当課：福祉課、子ども未来課、長寿介護課)

(4) 福祉人材の育成・確保体制の拡充 重

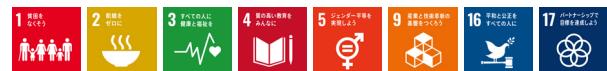
- ①介護教室や研修会等の充実支援を図り、誰もが受講しやすい環境を整えるなど、職員の資質向上と福祉人材の育成確保に努めます。 (担当課：福祉課、長寿介護課)
- ②ボランティアセンター機能の強化を図り、ボランティア情報の提供体制の確立、福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進めるとともに、指導者・グループリーダーの養成と資質の向上に努めます。 (担当課：福祉課、長寿介護課)

(5) 人にやさしいまちづくりの推進 重

高齢者や障がい者などが支障なく安心して過ごせるよう、各種施設のバリアフリー化や道路、歩道の改修整備や適切な維持管理に努め、生活環境の充実を図ります。

(担当課：長寿介護課、福祉課、都市建設課、生涯学習課)

5 児童福祉・子育て支援対策の充実



少子化の進行といった今日の状況を踏まえ、子育ては社会全体への貢献でもあるという共通認識のもと、「第2期直理町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。

安心して働く体制を整備し、仕事と家庭との両立が可能なまちづくりを推進するとともに、幼稚園や保育所等の幼児教育・保育サービスを通じて、総合的な対応を図ります。また、障がいを持つ子どもとその家族の支援や子どもの虐待の予防対策などに対して、関係機関と連携しつつ多角的に支援していきます。

また、各種サービスに関する情報発信を強化し、利用者の増加と周知に努めます。



(1) 子育てのサポート体制の整備 重 創

子育て家庭の多様なニーズに応じて、少子化の影響等を総合的に勘案しながら保育施設の整備等による定員拡大を図り、待機児童ゼロを目指します。また、質の高い幼児期の学校教育(幼稚園)・保育・地域の子育て支援を提供できるよう、積極的に取り組みます。

(担当課：子ども未来課)

●保育施設等の整備

施設の整備により待機児童数が減少するなか、依然として低年齢児の待機児童が発生していることから、子ども・子育て支援審議会の意見等を踏まえ、保育園を新設し待機児童の解消を図ります。

(担当課：子ども未来課)

●利用者支援事業の実施

子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたり、子育てに関わる支援事業等の情報提供や相談・助言を積極的に行います。

(担当課：子ども未来課、健康推進課)

●病児・病後児保育の実施

就労家庭の負担を軽減するため、引き続き事業の充実に取り組みます。

(担当課：子ども未来課)

●一時預かり(一時保育・幼稚園預かり保育)の実施

保護者の疾病やリフレッシュ等に対応するため、利便性を確保しつつ安心して預けられるよう実施体制の見直しを行い、サービスの充実に取り組みます。また、幼児教育保育無

償化制度の影響で利用の増加が見込まれることから、引き続き幼稚園と連携して必要な受け皿の確保に努めます。（担当課：子ども未来課）

●ファミリー・サポート・センターの充実

子育て家庭のニーズに対応できるよう、協力会員の増強に取り組みます。

（担当課：子ども未来課）

(2)子どもの心身の健やかな成長の支援

①地域における子育て支援サービス **重 創**

地域社会全体での子育て支援や、社会資源をいかした連携を通じて、子どもの育成支援を推進します。また、地域子育て支援センターなどの子育て支援サービスを、いつでも気軽に利用でき、安心して子育てができるよう積極的な情報発信に努めます。

（担当課：子ども未来課）

●地域子育て支援センター事業の充実

子育て家庭の親子が身近な場所で気軽に集まり、親子の交流や仲間づくり、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供等の支援を一層充実させます。また、子育ての不安感の緩和や子どもたちの健やかな育ちを支援できるよう、職員の資質向上に努めます。

（担当課：子ども未来課）

●保育所・児童館等における子育て支援事業の充実

行事やレクリエーション等を通じ、地域の子育て家庭や保育所の子どもたちと地域住民の交流を図り、異年齢交流や高齢者等との世代間交流を推進します。

（担当課：子ども未来課）

●子育て支援情報の提供

子育てに関する情報を取りまとめた「わたりっこいきマップ」を引き続き作成します。また、町広報紙やホームページ、SNSを活用しながら子育て支援情報の積極的な提供を行います。（担当課：子ども未来課）

●子育てサークルの支援

子育てに関する各種サークルの育成と活動を支援するため、場所や遊びの提供に加え、必要に応じて子育ての相談等を行います。（担当課：子ども未来課）

●児童家庭相談の充実

家庭における児童の適切な養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、児童家庭相談員を配置し、児童家庭の福祉に関して専門的な相談を行います。

（担当課：子ども未来課）

●民生委員・児童委員の活動の充実

児童福祉部会を中心に、子育てに関する講演会や児童福祉施設の見学研修等により、地域における児童の健全育成に関わる委員の資質の向上を図り、また、地域の子育て支援事業へ協力していきます。（担当課：福祉課）

②児童の健全育成 **重 創**

子どもたちが地域の一員として主体的に社会参加できるよう、地域と行政・関係団体が連携し、引き続き健全育成のための環境づくりに取り組みます。また、地域活動への子どもの意見反映や参加の機会、地域の自然環境や経験豊かな人材の活用による、世代間交流や多様な体験活動の機会を充実させます。（担当課：子ども未来課、生涯学習課）

●児童の居場所づくりとしての中央児童センターや児童館の自由来館等の利用促進

(担当課：子ども未来課)

●放課後児童クラブの整備

放課後児童クラブについては、特に亘理・逢隈小学校区で利用待機が発生していることから、放課後児童クラブの新設や既存施設を活用し定員を拡大します。また、放課後の児童の居場所を確保し児童の健全な育成を図るため、小学校や各地区交流センター、民間の学習支援等の活用も併せて検討していきます。

(担当課：子ども未来課)

●放課後子ども教室の実施及び放課後子ども総合プランの体制整備

(担当課：子ども未来課、生涯学習課)

③次代の親の育成と参画

次代の親としての自覚と正しい知識について、発達段階に応じた啓発機会の充実をはじめ、思春期の各種問題の未然防止や兆候の早期発見に取り組み、子どもの心のケアのための相談体制を充実します。また、未来のまちづくりの主役となるすべての子ども達も、町民の一人として主体的に参画していくための仕組みづくりや、それらの取組を通じた郷土愛の醸成等に取り組みます。(担当課：子ども未来課、教育総務課、生涯学習課、企画課、健康推進課)

●思春期保健相談体制の充実 **創**

学童期・思春期における心の問題について、相談体制や関係機関との連携の充実に取り組みます。

(担当課：子ども未来課、教育総務課)

●思春期保健体験事業の充実 **重 創**

思春期の中学生に対し、助産師による妊娠・出産に関する「明日の親となる中学生を対象とした子育て理解講座」、幼稚園や保育所等での幼児とのふれあい体験を引き続き実施し、子どもへの愛情の醸成に取り組みます。

(担当課：子ども未来課、生涯学習課)

●関係機関の連携の推進 **重 創**

学童期・思春期における心とからだの問題について、関係機関と連携を図り、課題や取り組みについて検討していきます。

(担当課：教育総務課、健康推進課)

●まちづくりに関する子どもの参画・協働促進 **重 創**

子どもが自分の‘まち’に関心と愛着を持ち、積極的にまちづくりに参画できるよう、各年齢層に応じた機会づくりに向け、関係機関と検討します。

(担当課：企画課)

④家庭や地域の教育力の向上 **重 創**

子どもたちの健やかな成長を支援していくために、家庭に求められる教育力の向上を支援するとともに、親子が地域と接する機会を一層提供できるよう、学校や地域と連携し、家庭教育や地域交流機会の充実を目指します。(担当課：生涯学習課)

⑤子育て支援ネットワークづくり **重 創**

子育て支援ネットワークの構築と拡大が重要であるとの認識のもと、町民や関係団体の協力を得るため、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。

(担当課：子ども未来課)

●子ども未来ネットワーク協議会の運営 重

子どもと親が安心し、自信を持って生きていくことができる地域づくりを目指し、未来ある子どもの人権を保障することを目的として、関係機関が連携し課題の共有や対応を協議する「子ども未来づくりネットワーク協議会」の運営を強化します。

(担当課：子ども未来課)

(3)特に支援を必要とする子どもや家庭への支援 重

①障がい児対策の充実

近年、学習障害（L D）や注意欠陥・多動性障害（A D H D）、自閉症スペクトラム障害（A S D）等の「発達障害」が注目され、相談件数も増加傾向にあることから、今後も、障がい児やその家族の状況に応じて必要なサービス提供が受けられ、子どもが地域の一員として「最善の利益」を実現できるよう、関係機関や関連施設等と連携しながら障がい児施策の体系的な推進に取り組みます。

また、地域における障がいのある方や障がいへの理解を深めるための啓発強化を図り、差別のない町づくりに努めます。（担当課：子ども未来課、教育総務課、福祉課）

●障がい児相談・支援拠点施設(二杉園)の整備と機能強化

乳幼児健診や保育所等の施設をとおして、発達に偏りのある児童の早期発見・早期療育に取り組むとともに、療育の拠点として活用している二杉園の、施設を整備し、地域における中核的な療育支援機関として機能強化を図ります。

(担当課：子ども未来課、福祉課)

●療育支援事業の実施

障がいや発達に偏りのある子どもの相談や支援については、二杉園を中心に児童福祉施設の保育士や保健師、障害児相談支援事業所等が対応するほか、宮城県山元支援学校の教育相談や県の発達障害児相談体制と連携を図りながら実施します。また、町内児童福祉施設の保育士に対し、療育支援研修等を行い、職員の資質向上に努めます。

(担当課：子ども未来課)

●障がい児保育の実施

障がいや発達に偏りがある子どもが、集団保育を通して、将来に向けた社会生活の基礎を身に着けられるよう、認可保育所等で受け入れを行います。

(担当課：子ども未来課)

●特別支援教育の充実

子どもが保育所や幼稚園から円滑に小学校へ移行できるよう、保護者の了解のもと、就学前には保育・教育・福祉・保健で情報共有できるよう努めます。また、障がいのある子どもが学校に通いともに育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努めます。特別支援学校における地域支援の活用や、障がいや発達に偏りのある子どもに対する教員や職員の理解を深める研修会等の機会を増やします。

(担当課：教育総務課)

●児童発達支援事業の充実

障がいや発達の偏り、またはその可能性のある、主に未就学児を対象に、個々の障がい及び発達の過程に応じた発達支援や、家族への支援を積極的に行います。また、二杉園については、地域における中核的な療育支援機関として、地域からの相談を受け、助言を行うことができるよう一層の機能強化と職員の資質向上を図ります。（担当課：子ども未来課）

●在宅福祉サービスの推進

障がいや発達に偏りのある子どもが、できる限り住み慣れた地域で生活することができ、また、家族の負担の軽減を図るため、社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進します。 (担当課：福祉課)

●幼児発達支援事業の充実

発達や行動特性等が心配な子どもと保護者を対象に、保育士が小集団の遊びを通じて発達を促す発達応援教室「なかよしひろば」を実施するなど、支援の充実を図ります。

(担当課：子ども未来課)

②子どもの虐待防止対策の充実

子ども虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応、すべての子どもの権利を擁護するための機能を果たすため、引き続き相談・訪問・対策部会の開催等の事業を実施します。さらに、児童相談所や警察等、関係機関との連携の一層の強化と充実を推進します。また、地域住民に対しては、子ども虐待防止に向けた啓発活動の継続実施と充実に努めます。

(担当課：子ども未来課)

●要保護児童対策部会の推進

近年、子どもの虐待に関する相談や通告件数が増加していることから、児童福祉法に基づく要保護児童対策調整機関として位置付けられる子ども未来ネットワーク協議会の要保護児童対策部会等と連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議するとともに、専門性を強化するため、調整担当者の資質向上に努めます。 (担当課：子ども未来課)

●子ども虐待防止の啓発

子ども虐待の予防について、町広報紙やホームページ等を活用して啓発に努めます。また、講座等の機会を捉え、虐待が生まれる環境、虐待の兆候、虐待とは何か等、虐待についての理解促進を図り、子ども虐待の防止につなげます。 (担当課：子ども未来課)

●児童家庭相談の充実

家庭における子どもの適切な養育と、養育に関連して発生する子どもの問題の解決を図るために、児童家庭相談員を配置し、児童家庭の福祉に関して相談を受けるとともに、専門的な指導をしていきます。また、子ども虐待の通告や相談があった場合には、速やかに子どもの安全を確認し、的確に対処できるよう取り組みます。 (担当課：子ども未来課)

●養育支援訪問事業の充実

望まない妊娠、若年の妊娠産婦、強い育児不安やストレスを抱えている養育者に対し、育児不安の解消や子育て方法等の助言等を行う家庭訪問を行います。 (担当課：子ども未来課)

●児童に関係したドメスティック・バイオレンス(DV)対策の充実

DVにより被害を受けた母親及びその子どもに対して、速やかに保護することができるよう情報提供や関係機関との連携を図る等対応に努めます。 (担当課：子ども未来課)

③心の問題を抱える子どもへの対策

子どもやその家族、学校が抱えるさまざまな悩みに対して、教育委員会や関係機関と連携した支援を行います。 (担当課：子ども未来課、教育総務課)

●震災の影響を受けた子どもと保護者へのカウンセリングの実施

スクールカウンセラー等の配置による相談体制を継続し、児童の心のケアを継続しています。 (担当課：教育総務課)

●不登校等の支援体制の強化

学校・家庭、関係機関等が連携し、不登校で悩む家庭への対応について、支援体制の強化を図ります。また、中学校卒業後の子どもについても、引き続き児童家庭相談等を通じて状況を把握のうえ、支援を実施します。 (担当課：子ども未来課、教育総務課)

④ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であることから、引き続き情報提供や相談の充実のほか、関係機関との連携を強化し、日常生活支援や経済的支援、就労支援を進め、自立と生活の安定を促します。 (担当課：子ども未来課、教育総務課)

●生活援助対策事業の推進

安定した日常生活を送ることができるよう、ひとり親家庭に対して、児童扶養手当や母子父子医療費助成等の支援を行います。 (担当課：子ども未来課)

●相談体制の充実

ひとり親家庭の様々な相談に応じ、助言・指導を行うほか、必要に応じて適切な機関等を紹介します。 (担当課：子ども未来課)

●母子父子福祉資金貸付の実施

ひとり親家庭の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のため、必要な資金の貸付を行います。 (担当課：子ども未来課)

●ひとり親家庭等の親の就業促進

親の就業を促進するため、労働関係機関と連携しながら、求人情報の提供や技術習得のための研修会の情報等の提供を行います。 (担当課：子ども未来課)

●低所得世帯への支援

低所得世帯の多くが、ひとり親家庭であることを踏まえ、子どもが経済的な理由によって不利益を被らないよう、支援体制を検討します。 (担当課：子ども未来課、教育総務課)

(4)出会いから結婚までの希望をかなえる環境づくり 創

晩婚化・未婚化が少子化の一つの要因となっているため、結婚を望む人や若い世代の出会いから結婚までの希望をかなえる環境づくりについて、県や民間と連携しながら支援します。

(担当課：町民生活課)

(5)各種サービスの情報発信の強化 新規

広報やホームページ、SNS等の各種媒体を活用し、乳幼児健診や子育て支援事業等の子育てに関する各種サービスや制度についての周知と利用者の増加を図ります。

(担当課：健康推進課、子ども未来課、教育総務課、企画課)

6 高齢者福祉の充実



超高齢社会の中で、高齢者一人ひとりが個々の心身の状態に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

(1)円滑な介護保険制度の運営 重

3年ごとの事業計画の点検・評価・見直しのもと、要介護認定から保険給付、保険料徴収まで、総合的な運営体制の強化を図り、適正かつ円滑な運営に努めます。 (担当課：長寿介護課)

(2)介護保険サービスの充実 重

①民間事業者との連携のもと、各種の居宅サービスや施設サービス、介護予防サービスなど、介護保険対象サービスの整備を進めるとともに、地域包括支援センターの運営を随時見直すことで、サービスの総合調整・相談体制の強化に努めます。 (担当課：長寿介護課)

②介護者の負担を軽減するため、事業者等との連携のもと、家族介護レスパイト※事業を実施します。 (担当課：長寿介護課)

③質の高いサービスを確保するために、サービスの提供状況の把握に努めるとともに、保険者機能の強化と質の向上の視点から、事業者への指導・監督等の強化を図ります。

(担当課：長寿介護課)

(3)保健指導や健康教育の充実 新規

国の後期高齢者医療の保健事業と介護予防の一体化事業に基づき、身近な地域で、生活機能低下防止と疾病予防・重症化予防に資する保健指導等が一体的に受けられる体制の整備を進めます。 (担当課：長寿介護課、健康推進課)

(4)介護予防生活支援事業等の推進 重

①高齢者を対象とする事業として、脳活性化教室や介護予防運動教室をはじめとし、既存のサービスに加えて地域の多様な主体を活用した取り組みを推進していきます。また、地域の中で生きがいや役割を持って活躍できるよう、次のような事業を重点的に推進していきます。

(担当課：長寿介護課)

- 認知症予防脳活性化教室 (担当課：長寿介護課)
- 介護予防運動教室 (担当課：長寿介護課)
- 介護予防リズム体操 新規 (担当課：長寿介護課)
- 自宅での介護予防情報等の発信と普及 新規 (担当課：長寿介護課)
- 緊急通報システムの周知 (担当課：長寿介護課)
- 成年後見制度利用支援事業 (担当課：長寿介護課)
- 在宅高齢者紙おむつ支給事業 (担当課：長寿介護課)
- ボランティア支援事業 (担当課：長寿介護課)
- 家族介護教室・在宅介護者激励会事業 (担当課：長寿介護課)



※介護レスパイト…「レスパイト」とは「小休止」の意。障がい児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。施設への短期入所や自宅への介護人派遣などがある。

②医療と介護の連携強化のもと、高齢者の居住環境の改善を含め、保健・医療・福祉・生涯学習など総合的に高齢者の生活をサポート・ケアする地域包括ケアシステムの推進に努めます。また、高齢者虐待等、権利擁護に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携しながら高齢者を守ります。（担当課：長寿介護課）

③民生委員・児童委員や社会福祉協議会、介護保険サービス事業所、医療機関、民間サービス、地域資源、その他関係機関等との連携と、目標設定と実施事業の評価により、高齢者の在宅生活継続支援の更なる強化を図ります。（担当課：長寿介護課）

(5)高齢者の生きがい対策の推進 重

①老人クラブ活動の充実を図るとともに、シルバー人材センター活動の充実強化、さらには各種教室等で学んだ生涯学習活動成果の活用の場を広げ、高齢者の地域社会への参加を促進します。（担当課：長寿介護課）

②地区集会施設や学校の空き教室等の身近な施設を活用して、高齢者等の多様なふれあい活動の場の確保・充実に努めます。（担当課：長寿介護課）

7 障がい者福祉の充実



「亘理町障がい者プラン」に基づき、ノーマライゼーションやリハビリテーション（人間らしく生きる権利）を基本理念として各種の障がい者福祉施策を実施するなかで、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある人が安心して暮らすことができる地域づくりを推進していきます。

(1)「亘理町障がい者プラン」の活用 重

「亘理町障がい者プラン」について町民へ広く周知するとともに、計画に位置付けた各施策を遂行していきます。また、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活でき、日常生活及び社会生活の質の向上が図れるよう、今後も関係機関と連携し、障がい者福祉サービスを推進していきます。（担当課：福祉課）

(2)思いやりとコミュニケーションの促進（啓発・広報）

障がいの有無にかかわらず共に歩む社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がいのある人の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念の啓発・広報活動を推進するとともに、情報のバリアフリー化とボランティア活動の充実に努めます。（担当課：福祉課）

(3)自立した生活を支援する福祉の充実(生活支援)

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、また、住み慣れた環境で安心して暮らすことができるよう、生活支援体制の整備を図るとともに、生活の安定のための相談体制の強化や権利擁護の推進等を実施します。（担当課：福祉課）

(4)生きがいを持った暮らしの推進(雇用・就労)

障がいのある人が可能な限り一般の企業に就業できるよう公共職業安定所(ハローワーク)と連携するとともに、一人ひとり障がいの違いを理解してもらうためのジョブコーチやトライアル雇用の制度利用を促進します。また、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のために、就労支援施設における福祉的就労の支援・促進に努めます。 (担当課：福祉課)

(5)健康で生き生きとした暮らしの推進(保健・医療) 新規

障がいの早期発見、早期対応の視点から、母子保健事業や生活習慣病予防事業の充実を図ります。また、障がいのある人がより安心・安全な生活を送ることができるよう、医療とリハビリテーション体制の充実等に努めます。 (担当課：健康推進課、福祉課)

(6)心豊かな暮らしの推進（スポーツ・芸術）

障がいのある人の社会参加やリハビリテーション、ノーマライゼーションの理念を広く浸透させることを目指し、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等への参加のための条件整備に努めます。 (担当課：福祉課、生涯学習課)

(7)安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進(生活環境) 新規

公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化を進めるとともに、移動・交通対策の推進、「災害時避難行動要支援者情報登録制度」の実施、緊急時の情報提供体制の整備等を進めます。 (担当課：福祉課、都市建設課)

(8)障がい者の虐待防止 重

障がい者の虐待発生時の対応や再発防止への取り組み、関係機関との連携・調整を行うなど、様々なケースに対応します。 (担当課：福祉課)

(9)障がいを理由とする差別の解消

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる事物・制度・慣行・観念など、社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、啓発に努めます。 (担当課：福祉課)



8 社会保障等の充実



すべての町民が健康で安心して生活を送ることができるよう、年金、医療保険、生活保護制度等の社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。また、生活習慣病の発症や重症化を予防するなど、保健指導を推進し、医療費の適正化に努めます。

(1) 国民健康保険税の収納率の向上

未申告者への申告指導による保険税の適正な賦課や、国保資格の得喪届けの勧奨と遡及適用の実施の徹底、納税相談の充実や個別の状況に応じた滞納処分の強化を図ります。

(担当課：健康推進課、税務課)

(2) 医療費の適正化

「第2期亘理町国民健康保険 保健事業実施計画」(データヘルス計画)に基づき、レセプト等のデータを活用しながら、生活習慣病の発症や重症化予防のための保健事業を進めていきます。また、ジェネリック医薬品の普及啓発や更なる特定健診や保健指導実施率・保健指導の質の向上への取組を通じて、健康格差の縮小を目指します。(担当課：健康推進課)

(3) 国民年金制度の推進

年金受給権の確保を図るため、資格取得や年金相談時などに口座振替の勧奨や免除制度、学生納付特例制度などの周知を図るとともに、年金事務所との連携をより一層強化しながら、制度の啓発・普及を行います。(担当課：健康推進課)

(4) 生活困窮者への支援

生活困窮者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。(担当課：福祉課)

(5) 災害援護資金業務の推進

新規

災害により世帯主の方が負傷した世帯や、住居・家財に損害を受けた世帯の生活の立て直しのために貸付けした資金の回収業務について、適正な債権管理を行っていくことに努めます。

(担当課：福祉課)

第5章 絆を深める自治づくり

1 まちづくり基本条例の活用



「亘理町まちづくり基本条例」に基づき、「亘理町協働のまちづくり計画(基本指針・基本計画)」の推進と、町民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりや計画掲載事業を実施していきます。

(1)まちづくり基本条例の活用 重

まちづくり基本条例により、町民、町議会、行政が協働で協議を進め、協働のまちづくりが町の総意となるよう推進します。 (担当課：企画課)

(2)「亘理町協働のまちづくり計画」の着実な実施 重

まちづくり基本条例の趣旨を尊重し、協働のまちづくりを推進するために「亘理町まちづくり推進委員会」で検討を行い、「亘理町協働のまちづくり計画」にある行動計画に沿って、各種取組を着実に実施していきます。 (担当課：企画課)

(3)まちづくり協議会の活動推進 重

町内5地区に設立されたまちづくり協議会が策定した地域の実情に沿った各地区の計画への取り組みを支援します。 (担当課：企画課)

(4)人材育成の推進 重

地方分権の進展、少子・高齢化、国際化、高度情報化、町民の価値観の多様化など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢が急激に変化している中で、「亘理町人材育成基本方針」のもと、町職員等の積極的な人材育成に努めます。 (担当課：総務課、企画課)

2 地域協働のまちづくり体制の確立



広報・広聴活動の充実、情報公開の一層の推進、町民へのまちづくりに関する様々な学習機会の提供等を通じて、まちづくりの多様な活動分野に町民等が積極的に参画できる、地域協働のまちづくり体制を確立します。

(1)広報・広聴活動の充実

①SNSや各種メディア、広報を活用し、行政情報を分かりやすく伝えることはもちろん、イベントの様子や人にスポットをあてた記事などをきめ細やかに伝え、町の魅力を再発見できる情報発信に努めます。 (担当課：企画課)

②節目の年には町勢要覧を含めた冊子を刊行する等、その都度おしらせすべきことは広く周知し、にぎわいの創出へつながるよう、各種メディアを活用して町内外へ町の魅力をPRします。 (担当課：企画課)

③亘理町公式ホームページでは、行政情報を一目で分かりやすく伝えることはもちろん、充実した観光情報等の提供により交流人口の増加につなげます。また、メール配信サービスでは最新の情報を直接提供できる利点を最大限に活用し、町の魅力を伝えるとともに、Jアラート(全国瞬時警報システム)と連携して災害等の緊急情報や避難情報などを発信します。(担当課:企画課)

④お問い合わせコーナーにお寄せいただいた貴重な意見を町政に反映するとともに、迅速な対応が必要である場合は担当部署へ連絡し、即座に対処します。(担当課:企画課)

(2)情報公開の推進

公正で開かれた町政を推進するため、公文書の目録整備など文書管理システムの充実を進めるとともに、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、政策決定過程を含めた情報公開を推進します。(担当課:総務課)

(3)まちづくりに関する多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進

①行政計画等の策定において、委員等の一般公募、パブリックコメントなどの標準化を図り、各種行政計画の策定・実施・点検・見直しや行政評価などについて、住民の参画・協働を促進します。(担当課:企画課)

②文化行事やイベントの企画・運営等への町民の参画・協働を促進するとともに、指定管理者制度の導入やPFIの検討など、公共施設の整備・管理等への町民及び民間の参画・協働を推進します。(担当課:生涯学習課、企画課)

③「出前講座」など、まちを知るための学習機会の提供による住民の参画・協働への気運の醸成と知識の向上を促進し、若者を含めた幅広い年齢の住民がまちづくりに参加できる環境づくりと施策の周知を推進します。(担当課:企画課、生涯学習課)

3 地域活動・コミュニティ活動の充実



「まちづくり協議会」を中心にコミュニティ組織の活性化を図り、各地区の計画の策定や人材養成制度を構築し、地域活動・コミュニティ活動を充実します。

(1)コミュニティ活動の充実と活動拠点の整備

①地域づくりの充実や地区住民の参画の機会を確保し、住民による自治を構築するため設立された「まちづくり協議会」を中心に、地域活動の活性化を促進します。



(担当課:企画課)

②コミュニティ活動の拠点となるコミュニティ広場、集会施設など、住民が気軽に集える場の適切な維持管理とともに、必要に応じて施設の整備充実を図ります。

(担当課：企画課、総務課)

③コミュニティ施設については、指定管理者制度も視野に入れた地域住民による自主管理・運営の促進を図るとともに、住民がいつでも気軽に活動や利用が出来る環境整備に努めます。

(担当課：企画課)

④行政区の見直しについては、社会環境の変化や少子高齢化等に対応するため、地区住民の意向を確認しながら検討を行います。 (担当課：企画課)

(2) コミュニティ活動の支援 重

①「まちづくり協議会」のもとで地区住民が自主的・主体的に地区計画を策定し、活動を展開する地域事業に対して総合的に支援する「亘理町まちづくり協議会事業補助金」を活用した地域活動の活性化を促します。 (担当課：企画課)

②各地域で行われている文化・スポーツ・レクリエーション活動や、社会奉仕活動を積極的に支援し、活動の活発化を促すとともに、それぞれの地域の特性をいかした新たなコミュニティ活動、地域ボランティア活動を支援します。 (担当課：企画課)

③コミュニティ活動の一環として、地区住民による交通安全活動や防災活動についても積極的に支援します。 (担当課：企画課、総務課)

(3) コミュニティリーダーの育成

協働のまちづくりに向けた「コーディネーター・ファシリテーター」等の人材養成研修会を開催するほか、人材育成のための情報提供、県等が行う各種講座への参加支援など学習機会の拡充、人的支援の強化などを通じ、コミュニティリーダーの育成に努めます。

(担当課：企画課)

(4) 地域おこし協力隊制度の活用 新規

都市部等から一定期間地域に居住し、地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」制度を導入し、定住促進と柔軟な地域おこしの推進に取り組みます。

(担当課：企画課)

4 ボランティア活動・NPO活動の充実



地域で抱える問題に対し町民自ら積極的に参加し、その問題解決や地域の自治を担っていくことが求められています。町民主体のまちづくりの基盤としてのボランティア活動・NPO(特定非営利活動団体)活動を活性化するため、情報提供や相談機能の充実、活動の場の確保、大学等との連携、拠点づくり、リーダーの養成等に努めます。

(1)住民意識の醸成

関係機関と連携して、ボランティア活動やNPOに関する相談、情報提供を充実とともに、これらの活動に対する社会の理解と協力を深めるため、広報・啓発活動の推進や講座・教室等の開催、団体・個人の顕彰などに努めます。 (担当課：企画課)

(2)住民活動促進に向けた総合的な条件整備



- ①「新しい公共」の担い手として、ボランティアやそのリーダー、コーディネーターの養成・確保を図り、さらには、地域住民の町政参画を推進するために社会福祉協議会や関係機関と連携した各種事業を行います。 (担当課：福祉課、企画課)
- ② マンパワーが必要不可欠となる災害時の支援活動をはじめ、各種の活動が円滑に展開できるよう、住民活動の窓口の一元化を図り、ボランティア相互のネットワークの強化をさらに促進するとともに、活動・交流の場の確保に努めます。 (担当課：福祉課、企画課)
- ③県内外の大学等と連携し、学生によるボランティアの相互受け入れや各種委員会への参画等について、運用体制の構築に努めます。 **新規** (担当課：企画課)

5 人権尊重・男女共同参画社会の推進



人権教育の推進、人権意識の啓発・相談活動の推進を図るとともに、「男女共同参画基本計画」に沿って具体的な男女共同参画社会づくりへの啓発と事業実施に努めます。

(1)人権教育の推進

①子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを家庭・地域で推進していくとともに、学校においても人権尊重の理念について理解を促し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。
(担当課：町民生活課)

②人権が尊重される社会を目指し、人権教室や人権教育・実践活動について、学校教育と社会教育との連携を密にし、総合的に推進します。

(担当課：町民生活課、生涯学習課、教育総務課)

(2)人権意識の啓発・相談活動の推進

①毎月の定例の相談活動の一層の推進、「法の日」週間や人権週間など、時期を捉えた広報や啓発活動の推進に努めます。 (担当課：町民生活課)

②人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携しながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。（担当課：町民生活課）

(3)男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現に向け、「亘理町男女共同参画基本計画」に基づき、地域や職場等における男女共同参画を推進します。また、各種委員会や職場での管理職に女性が占める割合を上げるよう、啓発活動に努めます。（担当課：企画課）

6 防災対策、消防・救急対策の充実



東日本大震災をはじめとした近年の自然災害の教訓等を踏まえて見直し・策定した「亘理町地域防災計画」並びに「亘理町国民保護計画」「亘理町国土強靭化地域計画」等の指針に沿って、大規模災害や武力攻撃災害に備えた地域防災体制の整備充実を進めるとともに、自主防災組織の確立と防災訓練等による町民の意識啓発を図ります。また、消防・救急・情報伝達体制の整備充実や、治山・治水・津波対策等、災害に備えたまちづくりを総合的に推進します。

(1)「地域防災計画」等の指針の活用

①「亘理町地域防災計画」「災害時職員初動対応マニュアル」「亘理町業務継続計画」等に基づく自主防災組織や関係団体、町職員等の行動計画について、防災訓練等を通じて、各々の役割を認識するとともに、町民への周知や防災教育等を進め、地域防災力の向上を図ります。（担当課：総務課）

②武力攻撃等の緊急事態に対応するため、「亘理町国民保護計画」に基づく施策を計画的に推進します。（担当課：総務課）

(2)防災体制の整備充実

重

①県の総合防災情報システムや震度情報ネットワークシステム等の活用と、町防災行政無線設備の適切な維持管理・必要に応じた更新を図るとともに、スマートフォンのアプリなども活用し、各関係団体と連携しながら、町民や観光客などに対する防災情報伝達体制の充実を図ります。（担当課：総務課、商工観光課）



②災害の発生時またはその発生が予想される場合の避難の際に、より円滑かつ安全に避難できるよう、避難場所及び避難経路の確保と周知徹底を図ります。また、避難誘導標識については、表示内容の周知・活用を図るとともに、機能を確保するための継続的な維持管理と必要に応じた改修等に努めます。（担当課：総務課、都市建設課）

③大規模災害への備えとして、防災拠点施設としての機能を有する亘理町防災倉庫等の有効な活用を図るとともに、食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄を計画的に進めます。また、大規模災害により水道水が使えなくなった場合に備え、「災害時協力井戸制度」による給水体制の確保とともに、飲料水として適さない井戸水でも生活用水として活用することを想定し、定期的な水質検査を実施します。さらに、災害時の業務継続機能確保のため、町の施設への太陽光発電施設の積極的な導入を進めます。（担当課：総務課）

④「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、町内全地域での自主防災組織の結成並びに自主防災会連絡協議会の育成・強化に取り組みます。また、消防本部と連携のうえ、婦人防火クラブを含む防災関係組織の自主防災意識の高揚を図りながら、区域に応じた災害リスクの検討、自主防災組織での防災マップの作成、自主防災訓練の実施や、災害時に要配慮者の避難行動が円滑に行えるよう支援していきます。（担当課：総務課、福祉課）

⑤災害発生に備えての対応、被害の拡大防止のために、関係機関（防災機関、警察、福祉・医療機関等）や県内外の自治体、民間企業との連携強化を図ります。（担当課：総務課）

⑥災害対策基本法等の法改正や国の防災基本計画・ガイドラインに従い、災害時の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するとともに、避難所・避難所外における滞在場所の生活環境の整備等、被災者保護対策の改善等に向けた取組を推進します。**新規**（担当課：総務課）

⑦「亘理町防災マップ」や津波、洪水・土砂災害ハザードマップを活用し、災害危険区域の把握をはじめ、災害発生時の避難行動や避難場所等の住民への周知と意識啓発を図るとともに、国や県の情報発表にあわせ、必要に応じて各ハザードマップの見直しに努めます。

新規（担当課：総務課）

⑧東日本大震災の教訓を根付かせるとともに、町民を始め、亘理町に訪れる多くの方の防災意識の向上を図るため、震災の記憶を後世に語り継ぐ取組を推進します。**新規**

（担当課：総務課、企画課）



(3)治山・治水・津波・浸水対策の促進

- ①関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修の促進、地すべり防護体制や予防型の治山体制の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備など、治山・治水・津波対策を促進します。また、津波対策の一環として、漁船など船舶の保護については、関係機関と協議し、安全管理に努めます。（担当課：総務課、都市建設課、農林水産課）
- ②雨水・浸水防止対策として、公共下水道事業（雨水）の推進、既存水路や調整池の整備を図り、継続的な維持管理に努めます。（担当課：上下水道課、都市建設課）

(4)消防体制の整備充実

- ①各消防団間の交流活動や合同訓練により、団員相互の交流を深め、魅力ある消防団づくりを進めるとともに、機能別消防団員制度の活用や新たな勧誘手法の検討による団員確保に努め、団の活性化と体制強化を図ります。（担当課：総務課）
- ②消防力の強化と無水利地域解消のため、防災貯水槽及び消火栓の整備を推進します。また、大規模災害により消防水利の確保が困難になった場合は、河川、井戸水等の自然水利の活用について検討します。（担当課：総務課）
- ③各設備の使用頻度や使いやすさ等を加味しながら、消防団の装備の更新・充実を図ります。
(担当課：総務課)
- ④常備消防については、広域的連携体制を活用し、計画的に施設・設備の整備充実、高度化の推進を図ります。（担当課：総務課）

(5)救急・救命体制の整備充実

- ①火災、交通事故、急病等の救急需要に迅速かつ的確に対応するため、広域消防本部との連携体制の継続に努めます。（担当課：総務課）



- ②救急隊が到着するまでの対応として、AED使用を含めた応急手当技術の普及に努めます。
(担当課：総務課)
- ③高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯あるいは寝たきりの高齢者や障がい者など、要配慮者・避難行動要支援者の増加に対し、自主防災組織などの関係機関との連携を強化し、災害時の支援体制の確立及び充実を図ります。（担当課：総務課、福祉課、長寿介護課）

7 交通安全・防犯・消費者対策の充実



交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶等交通安全意識の高揚に努めるなど、交通安全対策を積極的に推進するとともに、防犯協会や警察と連携した防犯対策を行います。また、賢い消費者意識の啓発を図りながら、消費者被害防止や消費者保護に努めます。

(1)交通安全教育の充実

- ①幼稚園、保育所、学校、企業を対象に、交通安全教室・講習会等を開催するとともに、交通安全指導隊等による街頭啓発活動を実施し、交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶の浸透・普及に努めます。 (担当課：総務課)
- ②高齢者による交通事故増加対策として、高齢者運転講習会、シルバー人材センター会員等に対する交通安全教室を開催するなど、警察と連携しながら啓発普及に努めます。

(担当課：総務課)

(2)交通安全施設・除雪対策の整備充実

- ①交通安全確保を図るため、町内全域の道路を対象に交通安全施設(防護柵、道路反射鏡等)の整備を促進するとともに、交通危険箇所の改良に取り組みます。 (担当課：都市建設課)
- ②冬期間における主要町道・通学路の除雪対策の充実に努めます。 (担当課：都市建設課)

(3)防犯対策の推進

- ①自主防犯の意識の高揚を図るとともに、防犯協会や警察との一層の連携、防犯実働隊や各地区の自主防犯組織による夜間パトロールの実施など、防犯活動の強化を行います。

(担当課：総務課)

- ②より効果的な防犯灯設置が進められるよう、防犯灯の新增設・修理や維持・管理にかかる補助制度の継続を図ります。 (担当課：総務課)

(4)消費者教育・啓発の推進

- 関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用、消費者教室や出前講座の開催を通じて消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を進め、消費者意識の高揚と知識の向上を促進します。 (担当課：町民生活課)

8 行政運営の改革の推進



町民に信頼され、安心して生活できる行政運営を進めるため、行政評価制度の活用や行政改革に係る指針等に沿って、行政運営の効率化に努めます。

(1)定員管理の適正化と行財政改革等

- ①「定員管理計画」に基づく定員管理や事務改善により、無理・無駄のない柔軟な組織体制づくりや、町職員等の資質向上を図るための各種研修を進め、行政組織の効率化を推進し、行財政改革に努めます。 (担当課：総務課、企画課)

②新しい「行政改革大綱実施計画(アクションプラン)」に基づき、全庁的な行政改革に努めます。 (担当課：企画課)

(2) 行政評価制度の活用による事務事業の見直し

効率的な行政運営と質の高い行政サービスを提供するため、行政評価制度の構築により、町民の視点に立ち、事務事業の見直し等を進め、効率的な事業運営に努めます。

(担当課：企画課)

(3) 民間活力の活用による住民サービスの向上促進

多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、行政事務のクラウド化※の推進や指定管理者制度やPFIの導入可能施設を検討するなど、民間活力の活用による効率的な事務事業の運営や、情報化による事務処理の迅速化等に努め、住民サービスの向上を図ります。

(担当課：企画課)

(4) 事務処理のレベルアップと行政手続きの透明化

庁内情報システムの充実やオンライン化等を図り、各種会議、研修会、講習会等の連絡調整や事務処理のレベルアップと省時間化、信頼性の確保に努めます。また、電子自治体化の更なる推進と情報セキュリティの充実強化を図ります。 (担当課：企画課)

9 財政運営の効率化



事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、計画的な財政運営を図ります。また、町税の適正な賦課・徴収に努めるとともに、自主財源の充実・強化に努めます。

(1) 財政計画に基づく事業推進 重

限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、財政計画に基づき計画的な行政運営を図ります。

(担当課：財政課)

(2) 重要施策の選択と集中 重

事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、その財源を重要かつ有効な事業に対して重点的に、かつ適正に配分し、財政の簡素化・効率化・健全化を図ります。

(担当課：財政課)

(3) 自主財源の充実強化等

①国・県支出金などの特定財源については、行財政制度の動向等を的確に把握して補助制度の有効活用を図るとともに、町税については適正な賦課・徴収や個別の状況に応じた滞納処分の強化を図ります。 (担当課：税務課、財政課) 重

※クラウド化…ソフトウェアやデータ、あるいはそれらを提供するための技術基盤（サーバなど）を、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービス。

- ②使用料などの受益者負担のあり方の定期的な検討による適正化・公平化を図り、自主財源の確保と充実に努めます。 (担当課：財政課) **重**
- ③町民の共通財産である町有未利用地について、売却促進などによる効率的な運営を図ります。 (担当課：財政課) **重**
- ④ふるさと納税制度を活用し、寄付金を貴重な財源としてまちづくり分野に有効活用します。
新規 (担当課：財政課)
- ⑤地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して企業が寄附をする地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用します。**新規** (担当課：企画課)

10 広域行政の推進



住民の生活圏の広域化に対応するため、その役割を十分に踏まえた中で、周辺市町村との連携を強化し、合理的、効果的な広域行政の推進を図ります。

(1)広域行政の推進

- ①消防やごみ処理、し尿処理、斎場業務等に関する各一部事務組合の共同事業については、今後も広域体制を維持確保して、広域行政を推進します。
(担当課：総務課、町民生活課)
- ②多様化する行政ニーズに対応するため、近隣市町を含めた広域行政での活動等を推進します。 (担当課：企画課)
- ③市町村合併については、調査研究を続けます。 (担当課：企画課)

(2)多様な地域連携の推進

近隣自治体との文化・スポーツ施設等の相互利用やネットワーク化、イベントなどのソフト事業の共催など、広域行政の枠組みにとらわれない多様な地域連携を推進します。

(担当課：企画課、生涯学習課)

(3)国・県との連携強化

国・県との役割・機能の分担については、財源を含めて調整し、多様な分野で連携を強めて総合的な地域の発展を推進します。 (担当課：企画課)

第2部
第2期亘理町
まち・ひと・しごと創生
総合戦略

1. 総合戦略の趣旨

1 策定の趣旨

亘理町における人口減少克服・地方創生を実現するため、総合発展計画に掲げる政策・施策を基本として、実効ある取り組みを総合的に進め、亘理町のまち・ひと・しごとの創生を実現するうえでの指針として策定します。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とします。

3 目標人口

人口の目標を設定するために、第2期亘理町人口ビジョンを検討しました。

人口ビジョンは、亘理町における人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。

第2期亘理町人口ビジョンは、第2期亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略における効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎として位置づけられます。

以下に、人口ビジョンの検討概要を示します。なお、「第2期亘理町人口ビジョン」一式は、参考資料に載せます。

(1) 人口動向の分析

人口の動向や移動の状況、出生、雇用や就労に関する分析から亘理町の人口動向・課題を整理しました。

- 2015年の総人口は2013年時の推計値を上回るも、長期的には社会減の影響が大きく、総人口は大幅に減少
- 将来の年齢別人口の推移をみると、高齢者（特に独居老人を含めた後期高齢者）対策と若年層の定住促進が課題
- 人口の転出は10歳代後半から20歳代で大きく、若年層の転出抑制・子育て層の転入促進と出生率の回復が人口維持に向けた課題
- 仙台や近隣都市との関係を睨みつつ、製造業、情報通信、医療・福祉など若い世代にマッチした雇用確保が必要

(2)自然増減・社会増減の影響度や人口構造等の分析

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計準拠（パターン1）の推計人口をベースに次の条件で将来人口を推計し、自然増減・社会増減の影響度や人口構造の分析等を行いました。

パターン1：2010年から2015年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計

シミュレーション1：パターン1において、合計特殊出生率^{※1}が2030年までに人口置換水準^{※2}まで上昇すると仮定

※1 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

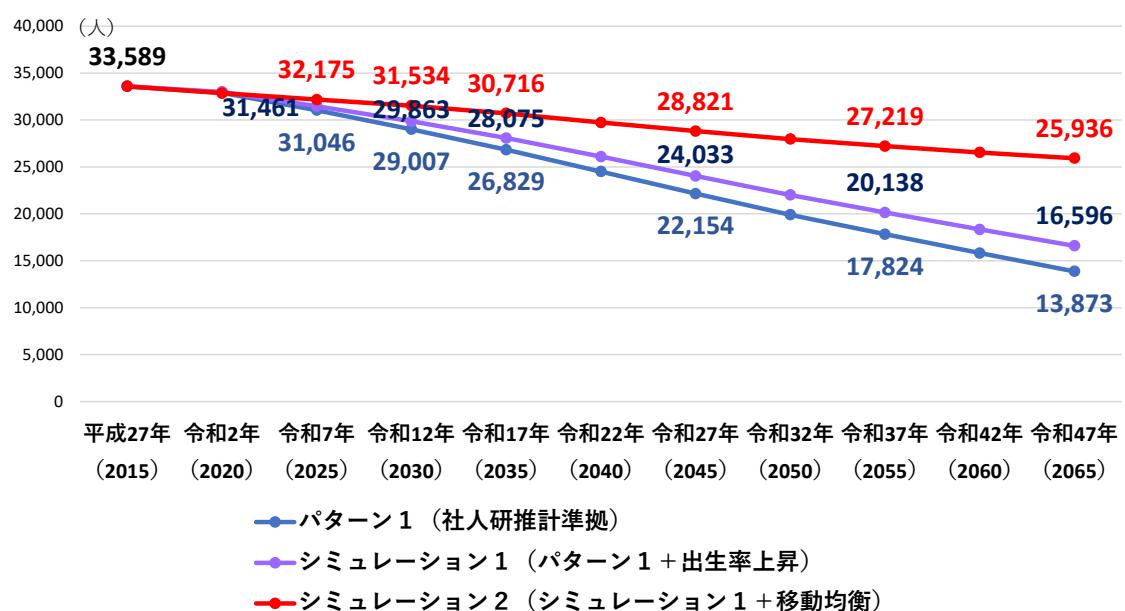
※2 人口が長期的に増えも減りもせずに一定になる水準

シミュレーション2：シミュレーション1+人口移動均衡^{※3}で推移すると仮定

※3 転入・転出数が同数で移動がゼロになる状態

- 2045年の総人口は2015年から34%減少し、減少傾向は前回推計より拡大
- 自然増減、社会増減の影響度をみると、出生率上昇につながる施策に加え、特に社会増をもたらす施策に取り組むことが重要
- 「合計特殊出生率の上昇」は年少人口の減少抑制効果を持ち、「合計特殊出生率の上昇+人口移動の均衡化」は年少人口の減少抑制に対する大きな効果と生産年齢人口の減少抑制効果を持つ
- 「合計特殊出生率の上昇」は老人人口比率の上昇に関して長期的には効果を持ち、「人口移動の均衡化」が同時に図られた場合、老人人口比率は一定以上には上昇しない

■ 人口推計結果（パターン1とシミュレーション1・2）



(3) 人口の将来展望

① 基本的視点

現状分析や推計結果及び分析などを踏まえて、亘理町の人口減少を抑制するための課題と効果を整理するとともに、人口の将来を展望するための基本的視点を設定しました。

① 町外へ若者が流出している「流出の人の流れ」を変える

人口減少の最大の要因は若年層の流出で、このまま推移すれば、今後も相当規模の若者の流出が見込まれます。少子化対策の視点からも若者の「流出の人の流れ」を変えていきます。

② Uターン・Jターン・Iターンなどを促進し、壮年層の「流入の人の流れ」を拡大する

30～50歳代の壮年層はこれまで転入が転出を上回る傾向でしたが、今後はUターン・Jターン・Iターンなどの移住促進により、「流入の人の流れ」「多様な人材の活動の場」を拡大していきます。

③ 若者のニーズにあった雇用の確保や新しい働き方に対応した労働環境の整備に努める

15～29歳の就業者割合が高い、製造業、情報通信業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉等を中心に雇用の確保と企業の力の向上に努めるとともに、遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワーク）の促進を図るなど、亘理町に安心して住み、働く環境を整備していきます。

④ 人が集う「交流機会」を拡充する

移住を促進するには亘理町を知り、亘理町を訪ね、亘理町に滞在し、まちの文化や人々の暮らしに接することが重要になります。亘理町で集い、過ごす「交流機会」の拡充を図ります。

⑤ 出生率向上のため、「阻害要因の除去」に取り組む

結婚・出産は「個人の自由が最優先」を前提とした上で、出生率向上のため、亘理町に住み、結婚をし、子どもを産み育てたい人の希望を「阻害する要因の除去」を進めます。

⑥ 定住・移住を促す「総合的な暮らしの環境の向上」に取り組む

住環境や雇用環境、子育て環境や教育環境、医療環境、通勤・通学環境など、亘理町の「総合的な暮らしの環境の向上」による、亘理町の魅力向上を図る施策を積極的に展開します。

⑦ 長期的・総合的な視点から「有効な施策を迅速に」実施する

総花的になりがちな施策推進を改め、「選択と集中」の考え方を徹底し、長期的・総合的な視点から「有効な施策を迅速に」重点的に実施します。

②人口の将来展望

合計特殊出生率については、国の長期ビジョン（「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』」）における合計特殊出生率の仮定に基づき、2030年に1.8程度（国民希望出生率）、2040年に人口置換水準の2.07を達成すると仮定するとともに、純移動率については以下の3つのケースを設定し、亘理町の将来人口を展望しました。

ケース①：2045年に人口移動が均衡化するように社会減の幅を縮小

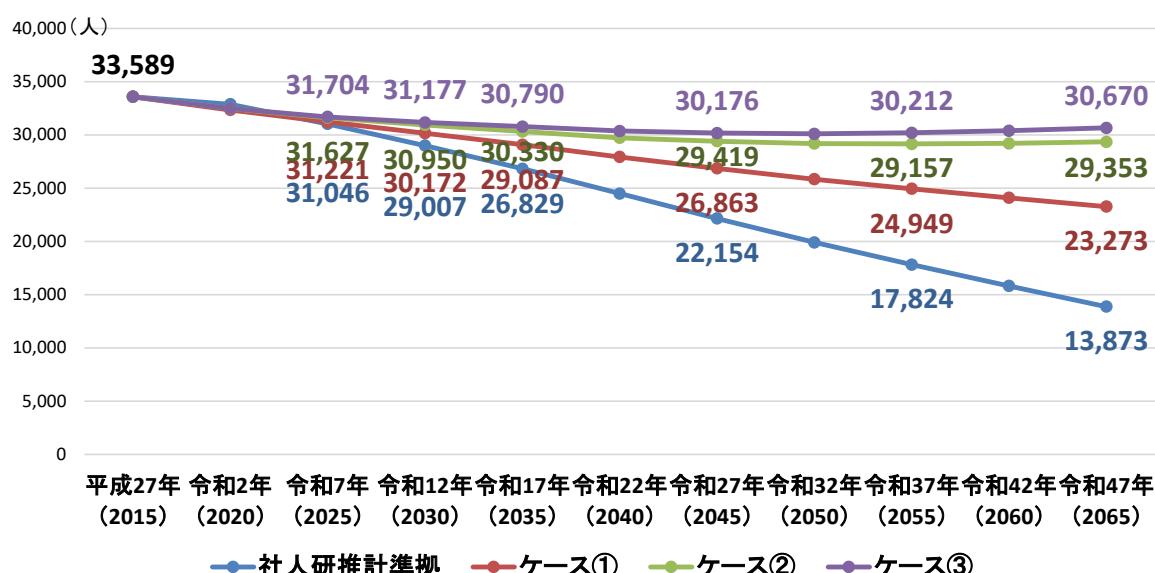
ケース②：ケース①+結婚～子育て層の転入を促進

ケース③：ケース②+2035年に人口移動が均衡化するように社会減の幅を縮小

合計特殊出生率と純移動率が改善されることにより、亘理町の将来の総人口、年齢別人口は以下のように推移すると見込まれます。

- 亘理町の人口は各ケースで下図のように見込まれ、社人研推計準拠に比較して、大幅に改善される。
- 2015年で28.0%の亘理町の老人人口比率は、いったん上昇するものの、2065年にはケース①で34%、ケース②、ケース③では30%まで低下する（社人研推計準拠では49%）。
- 年少人口比率については、社人研推計準拠では2065年まで一貫して低下するのに対し、ケース①、ケース②、ケース③とも2025年の約11%を底に上昇に転じ、2065年には15～16%に回復する。
- 生産年齢人口比率についても、社人研推計準拠では2065年まで一貫して低下するが、ケース①、ケース②、ケース③とも2050年を底に上昇に転じ、2065年には50%を超える。また、ケース①に比較して、ケース②、ケース③の回復のペースが速い。
- 全般的に、ケース②（結婚～子育て層の転入を促進していくケース）とケース③（人口移動の均衡化を強力に推し進めるケース）に大きな違いはなく、「10～14歳」「15～19歳」「20～24歳」の人口移動が均衡化するようにマイナス幅を縮小していくこと（ケース①）に加え、結婚～子育て層の転入を促進していくことが人口減少の抑制に効果的といえる。

■ 亘理町の人口の長期的見通し



(4)将来人口の目標

人口ビジョンにおける人口の将来展望を踏まえ、下記のとおり、人口規模の維持を目指します。

○短期的目標 : 令和7年（2025年）

人口流入の動きを促しながら、「交流・定住促進事業」を積極的に推進し、人口減少を最小限に抑えることを目指します。

○中期的目標 : 令和12年（2030年）

短期期間に展開する「交流・定住促進事業」を開花させ、人口減少の底打ちを目指します。

○長期的目標 : 令和47年（2065年）

人口30,000人規模の維持及び人口構造の若返りを目指します。

2. 基本目標と具体的施策

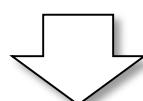
国の「総合戦略」における基本目標（下記枠内の「基本目標①～④」）及び横断的な目標（下記枠内の「横断的な目標①～②」）との関連や、人口ビジョンで定めた基本的視点（下記枠内の「基本的視点①～⑦」）を踏まえ、計画期間の5年間で特に優先的・重点的に取り組むべき施策群を3つの基本目標として設定しました。

■ 総合戦略に掲げるべき4つの基本目標と2つの横断的な目標

- | |
|--------------------------------------|
| 基本目標 ① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする |
| 基本目標 ② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる |
| 基本目標 ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる |
| 基本目標 ④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる |
| 横断的な目標 ① 新しい時代の流れを力にする |
| 横断的な目標 ② 多様な人材の活躍を推進する |

■ 人口の将来展望で掲げた7つの基本的視点

- | |
|--|
| 基本的視点① 町外へ若者が流出している「流出の人の流れ」を変える |
| 基本的視点② Uターン・Jターン・Iターンなどを促進し、壮年層の「流入の人の流れ」を拡大する |
| 基本的視点③ 若者のニーズにあった雇用の確保や新しい働き方に対応した労働環境の整備に努める |
| 基本的視点④ 人が集う「交流機会」を拡充する |
| 基本的視点⑤ 出生率向上のため、「阻害要因の除去」に取り組む |
| 基本的視点⑥ 定住・移住を促す「総合的な暮らしの環境の向上」に取り組む |
| 基本的視点⑦ 長期的・総合的な視点から「有効な施策を迅速に」実施する |



■ 計画期間の5年間で特に優先的・重点的に取り組むべき施策群(基本目標)

基本目標1 産業振興

産業振興を図り、安定した雇用と活力あるまちを創る。

基本目標2 交流人口拡大

交流人口の拡大を図り、それが定住促進につながるまちを創る。

基本目標3 子育て支援

若い世代が定住し、結婚・出産・子育てを安心してできるまちを創る。

基本目標 1 産業振興 (産業振興を図り、安定した雇用と活力あるまちを創る)



(1) 数値目標

目標指標	基準値	目標値
町内法人の従業員数	7,393 人 (令和元年)	7,500 人 (令和 7 年)

(2) 基本的方向

農業、漁業、観光などを中心に、亘理町の地域資源を活用した産業の活性化を図るとともに、企業誘致や起業、法人化、就業の支援等により、雇用の創出と維持に努めます。

(3) 具体的な施策

① 亘理農水産物のブランディングの推進

【施策の概要】

いちごを中心に、亘理町の農水産物のブランディングを推進し、産業・観光・交流など様々な分野での活用を図る。

【施策の展開例】

- 産業の6次化による高付加価値の加工品の開発、販路拡大
- 新たな販売促進キャンペーンへの参加によるブランド価値向上の取り組み
- ブランディングの推進及びプロモーション強化のための拠点整備

【担当課】	農林水産課
【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	農水ブランディングプロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章1(4) 生産性の向上と経営所得安定対策の確立 第2章1(6) 流通体制の整備と消費の拡大 第2章1(8) 水産業の振興



② 6次化に向けた加工・販売のマッチングへの支援

【施策の概要】

6次化のアイディアを実現し、それを情報発信しながら販売することにより、収益を得られるモデル（「売れる農業・漁業」）となるよう、1次、2次、3次産業間の連携と事業の実現（地域ぐるみの6次化）を支援する。

【施策の展開例】

- 消費者のニーズにあった農水産物の商品の開発
- 商工会等と連携したセミナー、勉強会等の開催
- 金融機関のネットワークを活用したビジネスマッチング、販路開拓

【担当課】	農林水産課・商工観光課
-------	-------------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	6次化プロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章3(3) 地域特産品の開発・販売 第2章1(6) 流通体制の整備と消費の拡大

③ 農業関係機関連携による新規作物の導入とその確立

【施策の概要】

農協、県農業改良普及センター等の農業関係機関と連携し、いちご以外に主力となりうる新規“特産作物”を検討し、導入の推進に努める。

【施策の展開例】

- いちごに続く作物の導入

【担当課】	農林水産課
-------	-------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	農水プランディングプロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章1(4) 生産性の向上と経営所得安定対策の確立

④ 農業の協業化・組織化・法人化のモデルづくり

【施策の概要】

熟練生産者の高齢化に伴う後継者不足等により途絶えつつある、熟練農家が蓄積してきたノウハウを継承し、高品質な品目の安定供給や安定増加を図るため、協業化・組織化・法人化の取り組みを進める。また、これにより、農地、人材の有効活用を図る。

【施策の展開例】

- いちごファームをモデルにした組織化推進事業の展開
- 新規参入者の受け入れ体制の整備

【担当課】	農林水産課
【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	農水プランディングプロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章1(1) 地域農業の担い手の明確化と重点支援の推進 第2章1(4) 生産性の向上と経営所得安定対策の確立

⑤ 観光イベントによる地域活性化

【施策の概要】

大きなイベントである「わたりふるさと夏まつり（8月）」、「荒浜漁港水産まつり（10月）」、「伊達なわたりまるごとフェア（3月）」など、集客力の高いイベントを開催し、四季を通じた集客に努める。

【施策の展開例】

- 既存イベントの拡充・PR
- 民間主体のイベントの開催支援・PR
- 悠里館周辺の資源（広場、桜並木、鉄道駅など）を活用したイベントの開催

【担当課】	商工観光課
【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	集客倍増プロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章4(4) 多様な観光機能の開発と強化

⑥ インバウンドに向けた受入れ環境の整備

【施策の概要】

町内観光ルートを設定するとともに、外国の方が訪れやすい環境整備を推進する。特に隣接する仙台空港民営化の動きも考慮しつつ、誘客促進に取り組む。

【施策の展開例】

- 案内板、観光ブック等の外国語（英語、中国語、ほか）表記
- 現地ガイドの育成（育成講座の実施）
- 外国人のニーズを喚起するイベントの開催（浴衣で夏まつりなど、日本文化の体験イベント）

【担当課】	商工観光課
-------	-------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	集客倍増プロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章4(2) 観光推進体制の強化

⑦ 体験型観光の推進

【施策の概要】

「山」「川」「里」「海」「温泉」の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源をいかした体験型観光を推進し、集客増加に努めるとともに、それを農林水産業のさらなる活性化や就業につなげていく。

【施策の展開例】

- 体験型観光の推進
- 新鮮な魚を食べられる番屋などの施設の活用
- カヌー、ヨット、サップなどのマリンスポーツ体験
- いちご、りんごの摘み取り
- 歴史・文化の体験散策

【担当課】	商工観光課・農林水産課・生涯学習課
-------	-------------------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	集客倍増プロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章4(4) 多様な観光機能の開発と強化 第2章1(8) 水産業の振興

⑧ 商業機能の充実によるにぎわい創出支援

【施策の概要】

亘理町の商業機能の充実に向け、新規事業者への支援を図るため、店舗の新築や改裝の費用及び賃貸借料等について助成を行い、新規出店によるにぎわいの創出、空き店舗の活用及び地域雇用の拡大等を推進する。

【施策の展開例】

- 新規事業者への助成など
- 空き店舗の活用
- 地域雇用の拡大

【担当課】	商工観光課
-------	-------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	—
○主に関連する施策項目	第2章3(1) 地域商業機能の拡充 第2章3(4) 起業等の支援相談体制の確立

⑨ “農業・漁業”による雇用の創出

【施策の概要】

定年後のシニア層、Uターン就農・就漁も含め、新規就農者、新規就漁者の確保に向けた環境づくり、支援体制を拡充する。また、女性農業者・漁業者を育成し、経営から参画できる人材を発掘・育成する。

さらに、体験型漁業等により水産業のさらなる活性化を図るとともに、その体験を契機として就業（希望）に結びつくよう、定期的・日常的なイベントや事業を実施する。

【施策の展開例】

- 企業的組織づくりの推進
- 体験農業・体験漁業によるきっかけづくり
- 就業支援体制の充実
- 定住化支援

【担当課】	農林水産課
-------	-------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	—
○主に関連する施策項目	第2章1(1) 地域農業の担い手の明確化と重点支援の推進 第2章1(8) 水産業の振興



⑩ 若い世代の就農・就漁者への支援

【施策の概要】

農業法人等が「受け皿」となり、新規就農・就漁希望者への技術やノウハウの継承を行うとともに、独立に結びつくよう、事業計画立案等に対する支援を行う。

【施策の展開例】

- 受け皿体制（ノウハウ等の習得の場）の構築
- 事業計画・資金計画等の立案の支援
- 金融機関による資金的支援体制の検討

【担当課】	農林水産課
【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	—
○主に関連する施策項目	第2章1(1) 地域農業の担い手の明確化と重点支援の推進 第2章1(8) 水産業の振興

⑪ 産学官連携による新事業開発・起業支援

【施策の概要】

産学官金が連携を図り、町内で新しく事業を起こそうとする方や、起業にあたり雇用を考えている方の負担軽減を図る。

【施策の展開例】

- 事業設立や雇用に関する助成制度等の相談
- 関係機関の紹介
- 金融機関による資金的支援体制の検討
- 金融機関のネットワークを活用したビジネスマッチング、販路開拓
- 事業用地（土地、空き店舗）等情報共有システムの構築の検討
- 時代に即した学び方に対応する新しいICT事業の検討

【担当課】	商工観光課
【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	—
○主に関連する施策項目	第2章3(4) 起業等の支援相談体制の確立

⑫ 若者から高齢者までの就業支援

【施策の概要】

企業誘致等による雇用機会の拡大を図るとともに、企業からの求人と求職者のマッチング（雇用につなぐ）を強化し、企業と求職者双方のニーズを踏まえたきめ細かな職業紹介を実施する。また、より企業ニーズにマッチした人材を育成できるよう職業能力開発訓練を充実させるなどにより、若者だけでなく一旦は引退した高齢者も含めた就職の円滑化を図る。

【施策の展開例】

- 企業誘致の推進
- 若手技術者の育成・P R
- 亘理町シルバー人材センターとの連携による高齢者の就業・社会参加の場の充実

【担当課】	商工観光課
-------	-------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	—
○主に関連する施策項目	第2章5(1) 雇用の安定 第2章5(2) 若年労働者の地元就職対策の推進

⑬ 働き方や学び方の変化に対応した労働者等への支援

【施策の概要】

新型コロナウイルス対応の影響により、大きく変化することが予想される就業形態や働き方、学び方に対応した労働者等への支援のため、空き家や公共施設の空き室を活用したコワーキングスペースや個室のワークスペース、修学スペース、サテライトオフィスの整備・提供など、町内にいながら多様で柔軟な働き方や学び方が選択できる仕組みや場の提供を検討します。

【施策の展開例】

- コワーキングスペースやワークスペース、サテライトオフィスなどの整備・提供
- テレワーク等多様な働き方に対応する場の提供
- 起業・創業を目指す人が利用できる専門家紹介窓口の開設やセミナーの実施
- 時代に即した働き方に対応する新しいICT事業の検討
- オンライン授業やリモート学習に対応できる修学スペースの提供

【担当課】	企画課・町民生活課・商工観光課
-------	-----------------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	—
○主に関連する施策項目	第2章5(3) 多様な働き方を支える仕組みや場の提供 第3章1(2) 創意ある教育課程の編成・実施・評価

(4) 重要業績評価指標（ＫＰＩ）

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	現況値	目標値 (令和 7 年)
第 1 次産業における新規就業者数 (根拠資料:町調べ)	8 名 (令和元年)	10 人
農業法人数 (根拠資料:町調べ)	9 社 (令和元年)	15 社
空き店舗の活用数 (根拠資料:町調べ)	14 件 (平成 11 年～)	通算 20 件
シルバー人材センター会員数 (根拠資料:町調べ)	294 人 (令和元年)	350 人

基本目標2 交流人口拡大 (交流人口の拡大を図り、それが定住促進につながるまちを創る)



(1) 数値目標

目標指標	基準値	目標値
観光客入込数 (宮城県観光統計概要)	731,730人／年 (令和元年)	1,000,000人／年 (令和7年)

(2) 基本的方向

亘理町の地域資源を再確認し、それを町内外に誇れる“まちの魅力”にまで高めるとともに、町内に不足する施設の充実を図るほか、子どもから高齢者まで誰もが、安心・安全に利用できるよう、バリアフリー化や利用環境の改善に努めます。また、人々のニーズに合致したイベントを拡充・新設し、それらを積極的に発信することにより、交流人口の拡大を図ります。さらに、交流人口の拡大を通じて、移住・定住化を促進していきます。

(3) 具体的な施策

① 観光イベントを活用した交流の充実

※内容は基本目標1-⑤再掲

【施策の概要】

大きなイベントである「わたりふるさと夏まつり（8月）」、「荒浜漁港水産まつり（10月）」、「伊達なわたりまるごとフェア（3月）」など、集客力の高いイベントを開催し、四季を通じた集客に努める。

【施策の展開例】

- 既存イベントの拡充・PR
- 民間主体のイベントの開催支援・PR
- 悠里館周辺の資源（広場、桜並木、鉄道駅など）を活用したイベントの開催

【担当課】	商工観光課
【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	集客倍増プロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章4(4) 多様な観光機能の開発と強化



② 地域資源（ひと・もの・景観）発掘による“まちの魅力”的構築

【施策の概要】

“まちの魅力”的掘り起こしを行い、それを地域資源として交流人口の拡大につなげる。

【施策の展開例】

- “まちの魅力”を掘り起こし、誰もが活用できるデータベースの構築
- まちづくり協議会と連携した資源の魅力アップの推進

【担当課】	商工観光課・企画課・生涯学習課
-------	-----------------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	集客倍増プロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章4(4) 多様な観光機能の開発と強化

③ 阿武隈高地の遊歩道周辺の魅力の掘り起こしと周辺整備

【施策の概要】

まちづくり協議会と連携し、阿武隈高地に快適に歩ける遊歩道を、周辺環境を含めてさらに整備し、その遊歩道を軸に、街なかや里山を含めた体験型観光を取り組んだ周遊観光ルートを設定する。

【施策の展開例】

- 複数のルートの整備
- ビューポイント、案内板等の整備
- 自分の好きなペースで歩くイベントの開催
- ＩＣＴやパンフレット等を活用した情報発信

【担当課】	商工観光課・健康推進課・企画課
-------	-----------------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	集客倍増プロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章4(4) 多様な観光機能の開発と強化

④ 広域連携によるスポーツイベントの開催

【施策の概要】

周辺市町、町内の事業者(産業界)や関係部局との連携のもと、マラソンや自転車の大会などのスポーツイベントの実施を検討し、商業の振興のみならず、町のPRにもつなげる。

【施策の展開例】

- マラソン大会の規模拡大
- 新たなスポーツイベントの検討

【担当課】	生涯学習課・商工観光課・健康推進課
-------	-------------------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	集客倍増プロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章4(4) 多様な観光機能の開発と強化 第3章4(4) スポーツイベント・交流事業の推進

⑤ 宿泊を中心とした滞在型交流機能の整備

【施策の概要】

現在町内に不足している宿泊機能、飲食機能の整備・誘致を推進する。

【施策の展開例】

- ホテル等宿泊施設の誘致、わたり温泉鳥の海の宿泊機能の拡充
- オートキャンプ場など、キャンプ施設の整備の検討
- 飲食店開業への支援
- ある程度の規模に対応可能なバンケット・レセプション（宴会、交流会）機能の整備
- 周辺地域との連携による宿泊需要への対応

【担当課】	商工観光課
-------	-------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	集客倍増プロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章4(3) 観光拠点の整備充実

⑥ “歩けるわたり”スマーズ案内事業

【施策の概要】

亘理町に来た人達が迷わず観光資源を周遊できるよう、I C T技術などを活用したインフォメーションサイト等を構築・運用する。

【施策の展開例】

- スマホを活用した案内システムの構築（日本語版・多言語版）
- I C Tデジタル案内板の整備
- 案内図・案内板等の充実

【担当課】	商工観光課・企画課
-------	-----------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	集客倍増プロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章4(2) 観光推進体制の強化 第2章4(5) 案内機能の充実と町民ホスピタリティーの醸成

⑦ 観光プロモーションの実施

【施策の概要】

様々なメディア、広告手段や機会を活用し、亘理町をP Rし、“亘理”を読める人、知っている人、興味を持っている人を増やしていく。

【施策の展開例】

- WE Bサイト、S N S等を活用した情報発信体制の確立
- 広域的な観光情報誌への広告掲載
- I C T技術を活用した、亘理町のP R
- 常磐自動車道を最大限活用したP R作戦の展開

【担当課】	商工観光課・企画課
-------	-----------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	わたりプロモーションプロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章4(2) 観光推進体制の強化

⑧ 移住・定住化促進事業の実施

【施策の概要】

亘理町への移住・定住を促進するため、亘理町への移住を検討している方、物件を探している方などへの情報提供や、移住・定住等に関する質問に答える窓口体制の確立を図るとともに、住宅、雇用、子育て支援など、各種取り組みを総合的に展開する。また、国が進める「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づく移住支援事業を宮城県及び県内全市町村と共同で行い、東京一極集中の是正および本町の担い手不足の解消を図る。

【施策の展開例】

- 亘理町公式サイトに移住・定住関連情報の充実・強化
- 「全国移住ナビ」や「ニッポン移住・交流ナビ」などのサイトを活用した相談窓口への誘導
- 住宅物件情報の提供
- 住宅や暮らし、子育てに関わる各種助成制度の検討
- みやぎ移住サポートセンターとの連携強化
- 東京圏からの移住者（移住地域での就業・起業を伴う）に対して支援金を給付
- 高齢者や障がいを持った方も過ごしやすいバリアフリー空間の創出
- 移住者等の雇用促進のための住環境整備

【担当課】	企画課、商工観光課
【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	(基本戦略「定住化促進計画」)
○主に関連する施策項目	第1章 5(4) 宅地開発、住宅建設の促進 第2章 3(4) 起業等の支援相談体制の確立

⑨ 公共ゾーンのふれあい空間整備

【施策の概要】

保健福祉センター、役場庁舎等が集積する公共ゾーンについては、施設を整備するにとどまらず、地域コミュニティ、交流、やすらぎの場としての付加価値をもった空間として整備を推進する。

【施策の展開例】

- 町民が気軽に訪れ、町民の協働のまちづくりを推進するためのスペースの利活用
- 来庁者同士、また、来庁者と町職員のコミュニケーションが取れるスペースの提供
- 町民が集う交流の場として、また、展示や情報発信の場として、多目的に利用できるふれあい空間づくり
- 周辺への商業機能（飲食・サービス機能等）の立地検討

【担当課】	企画課・都市建設課
【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	公共ゾーンプロジェクト
○主に関連する施策項目	第1章 2(3) 公共ゾーンの整備推進

⑩ 沿岸部観光の充実・強化

【施策の概要】

1年を通して“宜理に行こう”と言われる、選ばれるエリアを創出するため、周辺施設等と連携し、魅力あるコンテンツ整備やサービス提供を行い、エリア一帯のブランディング化を進めるとともに、持続可能な仕組みを構築する。

【施策の展開例】

- 子どもも大人も安心して遊べる・楽しめる空間づくり
- 海水浴場の再開など海の利活用
- 商業施設の誘致
- 観光施設等のコスト軽減となる再生可能エネルギー等の検討
- 防災学習など新たなコンテンツ創出のための施設整備

【担当課】	企画課・施設管理課・商工観光課・生涯学習課
【「第5次宜理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	荒浜総合整備プロジェクト 集客倍増プロジェクト
○主に関連する施策項目	第2章4(3) 観光拠点の整備充実 第2章4(4) 多様な観光機能の開発と強化

(4) 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現況値	目標値 (令和7年)
鳥の海SIC乗降車数 (根拠資料:町調べ)	1,200台／日 (令和元年)	1,700台／日
主要イベントへの参加者数 (根拠資料:町調べ)	107,659人／年 (令和元年)	120,000人／年
宜理インフォメーションシステムへのアクセス数 (根拠資料:町調べ)	222,539件／年 (令和元年)	300,000件／年
町公式ホームページへのアクセス数 (根拠資料:町調べ)	3,706,912件／年 (令和元年)	4,000,000件／年
JR宜理駅の乗車人員 (根拠資料:JR東日本「各駅の乗車人員」)	2,100人／日(平均) (令和元年度)	2,300人／日(平均)
移住・定住相談件数 (根拠資料:町調べ)	0件／年 (令和元年度)	20件／年

基本目標3 子育て支援 (若い世代が定住し、結婚・出産・子育てを安心してできるまちを創る)



(1) 数値目標

目標指標	基準値	目標値
出生数 (住民基本台帳)	185人／年 (令和元年)	245人／年 (震災前の水準) (令和7年)

(2) 基本的方向

地域の中で安心して結婚・出産・子育てができる環境を整備し、それを発信するとともに、質の高い幼児教育（幼稚園）・保育（保育所）・地域子育て支援の推進を図ります。

(3) 具体的な施策

① ニーズに対応した保育施設の確保・整備

【施策の概要】

待機児童数を早急にゼロにするため、その受け皿となる保育施設の確保・整備に一層取り組む。特に、周辺市町も含め、ニーズに対応した場所に保育施設を整備することを検討していく。また、地域で助けあいながら子育てをする地域相互援助活動を充実していく。

【施策の展開例】

- 需要の高い地区への幼児教育・保育施設、放課後児童クラブ等の整備、検討
- 既存空き施設の有効活用
- ファミリー・サポート・センター活動の推進
- 子どもの居場所づくりの拡充

【担当課】	子ども未来課
【「第5次直理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	子育て一番プロジェクト
○主に関連する施策項目	第4章5(1) 子育てのサポート体制の整備 第4章5(2) 子どもの心身の健やかな成長の支援

② 集団感染のリスク軽減による安定就労

【施策の概要】

インフルエンザ等感染症の集団感染の予防及び感染軽減を図り、乳幼児を抱える保護者の就労の安定化を推進する。また、乳幼児の感染症予防の知識の普及とともに定期予防接種の接種率向上、任意予防接種費用の一部助成により、感染症の予防および重症化の軽減を支援する。

【施策の展開例】

- 保育所内等の感染予防の推進
- 乳幼児の任意予防接種の費用助成（感染症の予防および重症化の軽減への支援）
- 新型インフルエンザ等の感染症への対応

【担当課】	健康推進課・子ども未来課
-------	--------------

【「第5次直理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	子育て一番プロジェクト
○主に関連する施策項目	第4章3(3) 感染症を含めた疾病予防の推進

③ 不妊治療への支援

【施策の概要】

不妊治療費の一部を助成し、子どもを持ちたいと思う不妊に悩む夫婦を支援する。

【施策の展開例】

- 不妊治療費への一部助成

【担当課】	健康推進課
-------	-------

【「第5次直理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	子育て一番プロジェクト
○主に関連する施策項目	第4章2(3) 母子保健事業の推進

④ 質の高い幼児教育（幼稚園）・保育（保育所）・地域子育て支援・家庭教育支援の推進

【施策の概要】

教育部局と児童福祉部局の連携により、幼児期の教育・保育の一体的提供を推進する。また、家庭教育の支援や地域ぐるみで子どもを育していく活動を推進するとともに、それら亘理町における子育て支援施策のアピールを強化する。

【施策の展開例】

- 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組みの推進（幼保小連携）
- 異年齢の子ども同士の交流・世代間交流の推進（国際交流を含む）
- 家庭や地域の教育力の向上
- 地域と連携した放課後子ども教室の推進
- 障害児保育の充実

【担当課】	教育総務課・子ども未来課・生涯学習課
【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	育て合う教育環境プロジェクト
○主に関連する施策項目	第4章5(1) 子育てのサポート体制の整備 第4章5(2) 子どもの心身の健やかな成長の支援 第3章2(4) 多様な学習機会、交流機会の充実

⑤ 次代の親の育成と参画

【施策の概要】

次代の親となる中学生等を対象にした子育ての意義や大切さを学ぶ機会の拡充をはじめ、自死や不健康等の思春期の問題の未然防止や兆候の早期発見に取り組み、子どもの心のケアのための相談体制を充実させる。

【施策の展開例】

- 思春期保健相談体制の充実（学童期・思春期における心の問題についての相談体制や関係機関との連携充実）
- 思春期保健体験事業（思春期の中学生等に対する子育て理解講座の実施）
- 関係機関との連携強化
- まちづくりに関する子どもの参画・協働推進

【担当課】	子ども未来課・教育総務課・生涯学習課・企画課・健康推進課
【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】	
○重点的な取り組み	育て合う教育環境プロジェクト
○主に関連する施策項目	第4章5(2) 子どもの心身の健やかな成長の支援

⑥ 魅力ある出会いのきっかけづくり

【施策の概要】

晩婚化・未婚化が少子化の一つの要因となっているため、結婚を望む人や若い世代の出会いから結婚までの希望をかなえる環境づくりを官民が連携しながら支援する。

【施策の展開例】

- 民間委託等も含めた婚活支援セミナーや婚活イベントの実施
- 若い世代の出会いの場の創出
- 若い世代の出会いを応援する人材・団体の育成

【担当課】	町民生活課
-------	-------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	子育て一番プロジェクト
-----------	-------------

○主に関連する施策項目	第4章5(4) 出会いから結婚までの希望をかなえる環境づくり
-------------	--------------------------------

⑦ 健やかな子どもの成長を支える子育て世代への切れ目のない支援

【施策の概要】

安心して妊娠・出産・育児ができ、子どもの健やかな成長を支えることができるよう、妊娠・出産・育児に関する各種の相談体制を充実させ、子育て世代包括支援センターを中心とする保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関との連携による切れ目のない支援を行います。

【施策の展開例】

- 子育て世代包括支援センター機能の充実
- 出産後、十分な支援が受けられない産婦や乳児に対する産後ケア等の実施
- 産後健康診査への助成と早期支援の体制整備

【担当課】	健康推進課・子ども未来課
-------	--------------

【「第5次亘理町総合発展計画」との関係】

○重点的な取り組み	子育て一番プロジェクト
-----------	-------------

○主に関連する施策項目	第4章2(3) 母子保健事業の推進
-------------	-------------------

	第4章5(1) 子育てのサポート体制の整備
--	-----------------------

(4) 重要業績評価指標（ＫＰＩ）

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	現況値	目標値 (令和7年)
保育所入所待機児童数 (根拠資料：町調べ)	31人 (令和元年)	0人
ファミリー・サポート・センター利用会員数 (根拠資料：町調べ)	174人 (令和元年)	200人
ファミリー・サポート・センター協力会員数 (根拠資料：町調べ)	59人 (令和元年)	70人
不妊治療費補助制度への申請件数 (根拠資料：町調べ)	21件／年 (令和元年)	25件／年
放課後子ども教室への登録児童数 (根拠資料：町調べ)	132人 (令和元年)	200人

參考資料

1 第2期亘理町人口ビジョン

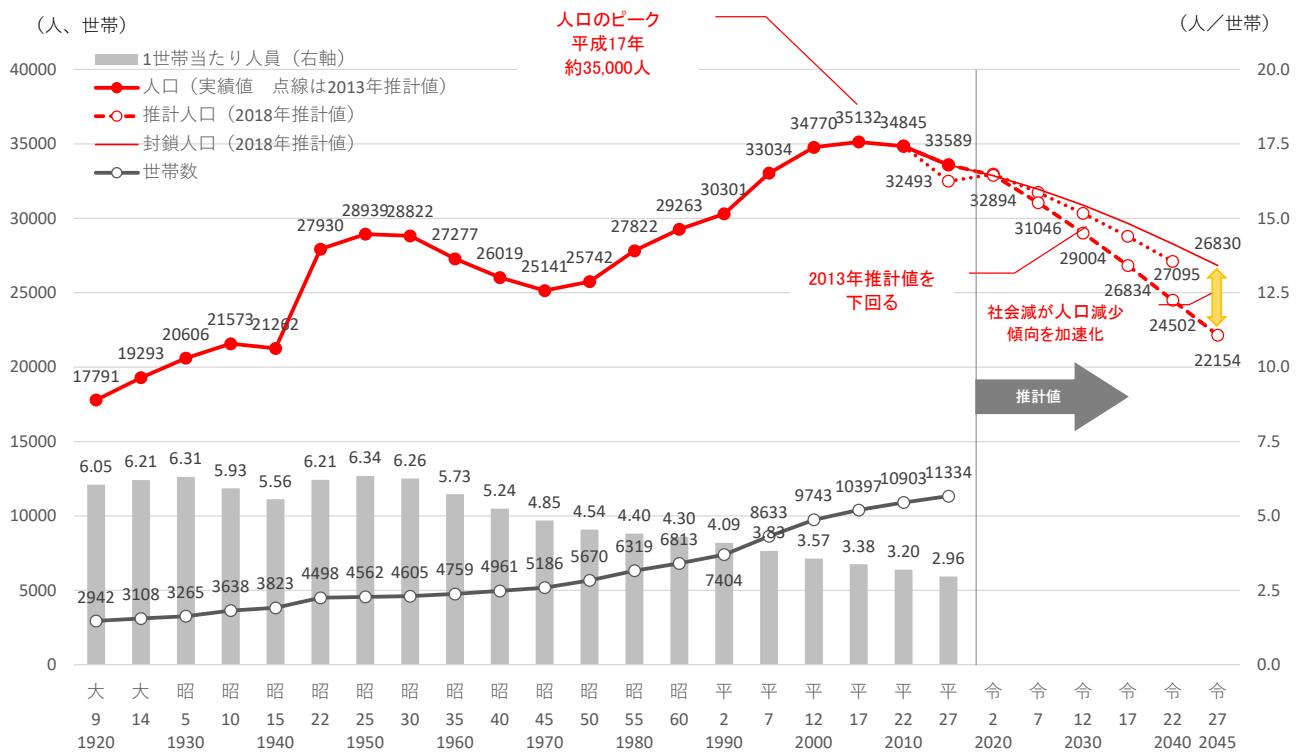
1. 人口動向の分析

1 人口動向の時系列分析

① 総人口の推移と将来人口

- 亘理町の人口は、高度経済成長期に減少（大都市圏への人口移動）したものの、その後は増加傾向を維持していました。しかし、平成22年には減少に転じ、平成27年（2015年）の人口は33,589人となりましたが、これは国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の「2013年推計値」32,493人を約1,000人上回っています。
- 世帯数は増加を続けており、その結果1世帯当たり人員は減少し、2015年時点では2.96人／世帯となっています。すなわち、核家族化の進展や単身世帯の増加が継続している状況にあるといえます。
- 将来人口の見通しを社人研の「2018年推計値」でみると将来人口は一貫して減少し、2045年には22,154人になると予測されています。この数字を「2013年推計値」と比較すると、2040年では2013年推計値の27,095人を大きく下回る24,502人にとどまっています。また、「2018年推計値」を封鎖人口（転出や転入がないと仮定した場合の将来人口）でみると、封鎖人口は「2018年推計値」を上回って推移していますので、亘理町の場合、社会減（転出）が人口減少傾向に拍車をかけているといえ、長期的にみると社会減が人口減少を加速化していると考えられます。

■ 人口の長期的推移

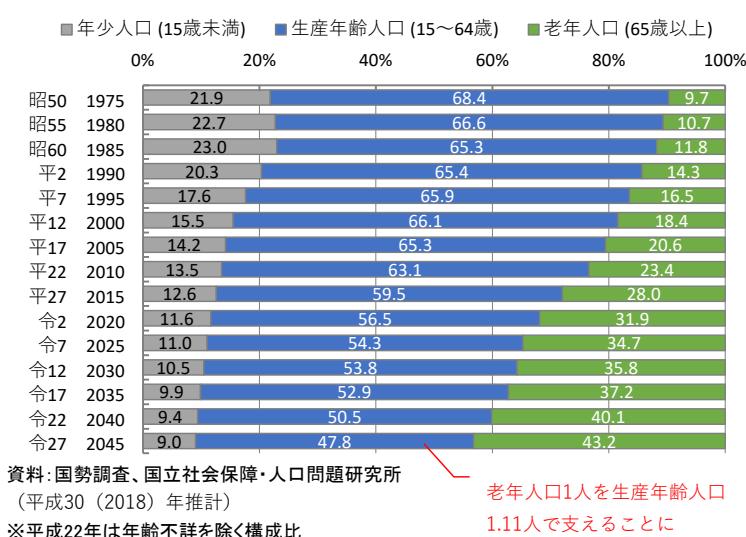
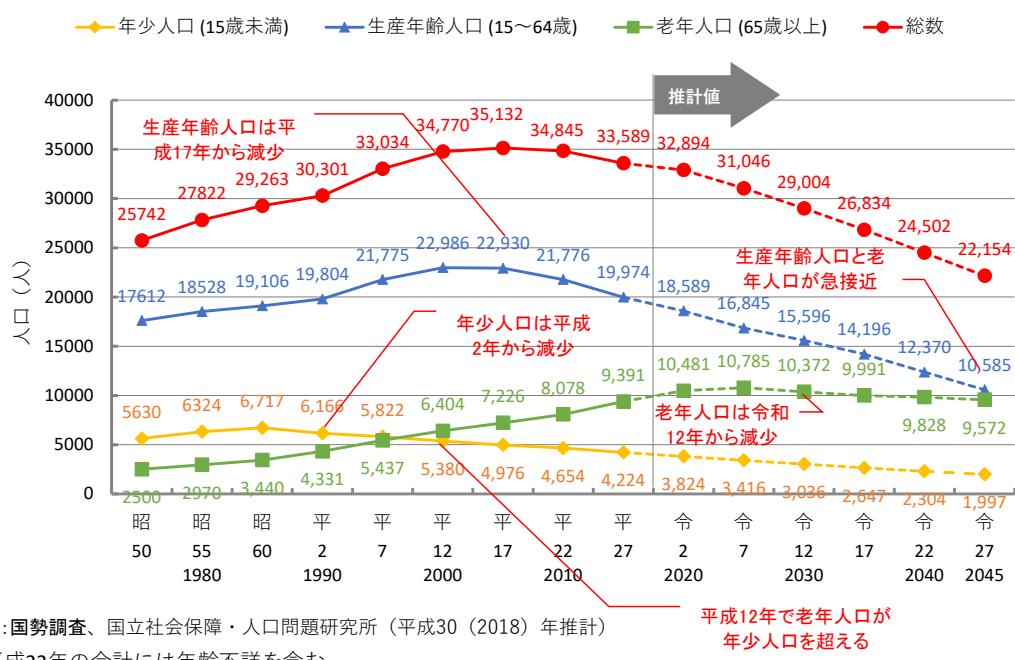


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

② 年齢3区分別人口の推移

- 年齢3区分別の人口をみると、年少人口（15歳未満）は平成2年から減少し、平成12年（2000年）には老人人口（65歳以上）が年少人口を上回りました。また、生産年齢人口（15～64歳）は平成17年（2005年）から減少に転じています。
- 2018年推計値によれば、年少人口及び生産年齢人口は減少を続け、一方、老人人口は令和2年（2020年）に10,000人を超えると予想されています。
- 老人人口は令和7年（2025年）をピークに緩やかに減少しますが、生産年齢人口の減少幅が大きく、令和27年（2045年）には生産年齢人口と老人人口は急接近します。生産年齢人口の減少は2013年推計値より急激に進行しています。
- 令和27年（2045年）には町全体の43.2%が65歳以上となり、生産年齢人口1.11人で1人の老人人口を支えることになります。

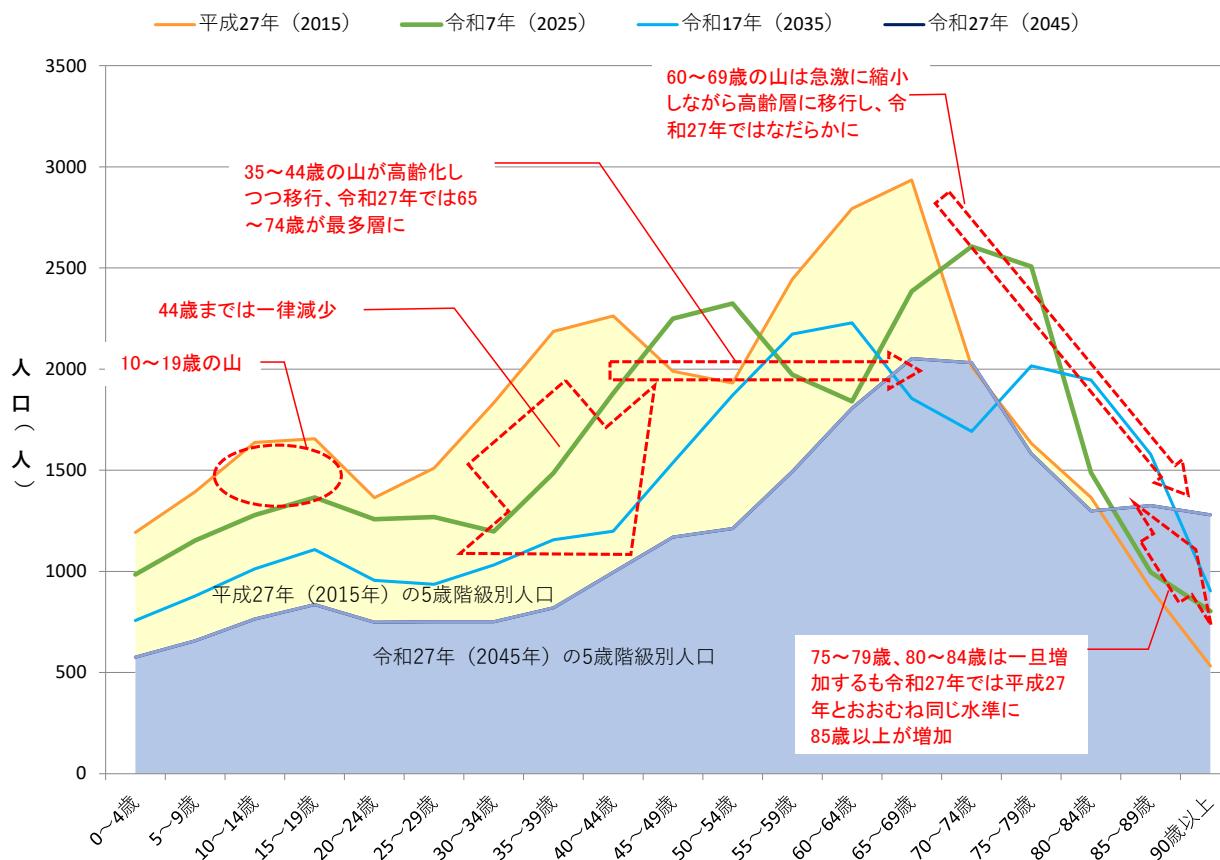
■ 年齢3区分別人口の推移



③ 人口ピラミッドの変化

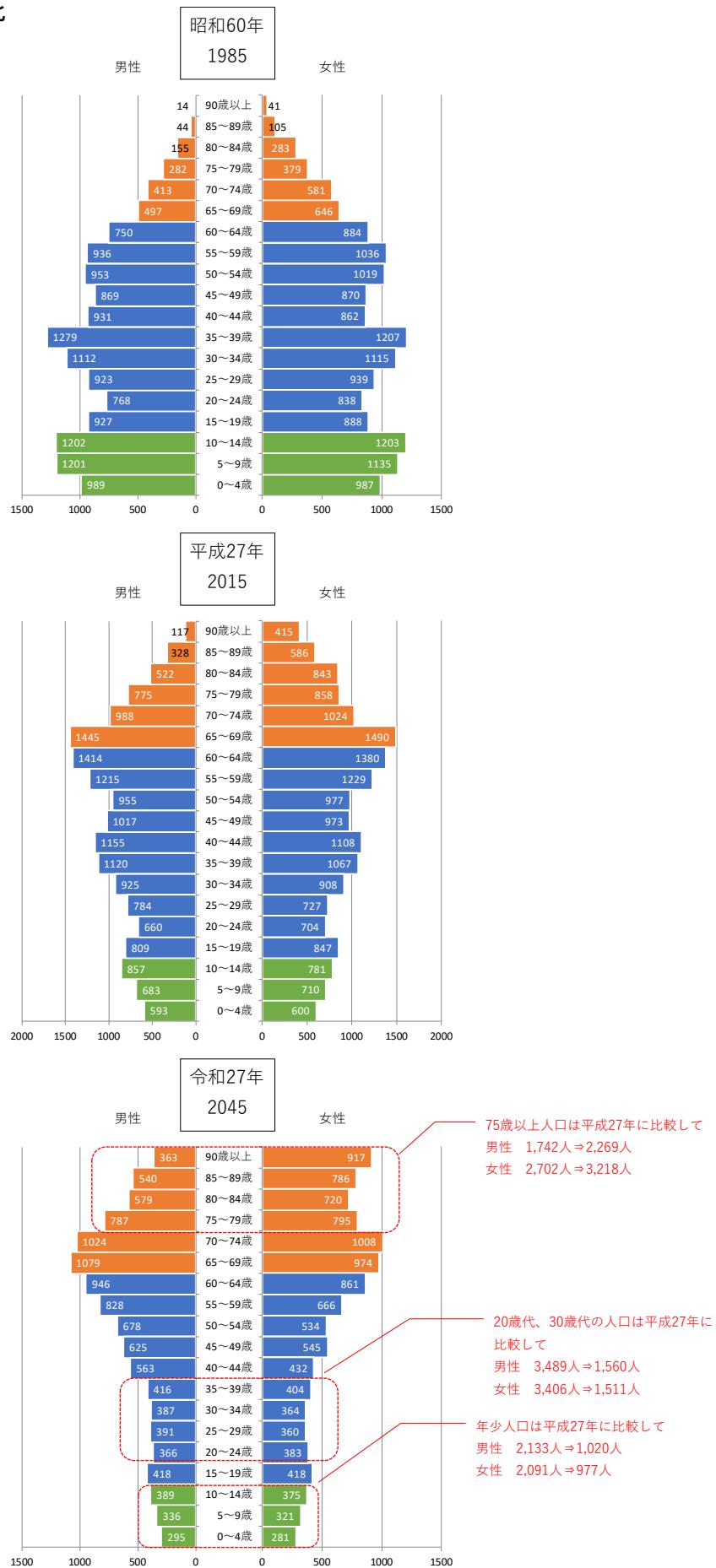
- 人口ピラミッドの変化（次ページグラフ参照）をみると、昭和 60 年（1985 年）には年少人口や生産年齢人口が多く老年人口が少ない「ピラミッド型」に近い形であったものが、平成 27 年（2015 年）には年少人口の減少と老齢人口の増加により、「つぼ型」に変化しています。また、令和 27 年（2045 年）には老年人口が極端に多い「逆三角形型」になると予想されています。
- 平成 27 年（2015 年）から令和 27 年（2045 年）の間に、20 歳代・30 歳代の若年人口（前期の生産年齢人口）は、6.9 千人が 3.1 千人に急減し、男女各々 1.6 千人、1.5 千人になります。また、年少人口は男性 1.0 千人、女性 1.0 千人と平成 27 年（2015 年）に比較して各々 1.1 千人減少します。一方、75 歳以上の後期高齢者の数は、男性が 1.7 千人から 2.3 千人に、女性が 2.7 千人から 3.2 千人に増加し、特に 80 歳以上の女性の高齢化が顕著となります。
- 5 歳階級別人口の平成 27 年（2015 年）から令和 27 年（2045 年）までの推移をみると、44 歳までの階級は一律に減少します。また、平成 27 年（2015 年）における 35～44 歳の山は高齢化しつつ、令和 27 年（2045 年）では 65～74 歳の最も高い山（最多層）に移行します。同じく 60～69 歳の大きな山は高齢層に移行しますが、徐々に山は縮小し、令和 27 年（2045 年）では 85 歳以上の人団が平成 27 年（2015 年）に比較して増加します。
- 平成 27 年（2015 年）における特徴的な傾向として、10～19 歳に一つの山があるように見えることがあります、これは平成 22 年（2010 年）に 15～19 歳であった層（平成 27 年（2015 年）の 20～24 歳の層）が 5 年間で急激に減少したことが要因と考えられます。

■ 5 歳階級別人口の推移



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（平成30(2018)年推計）

■ 人口ピラミッドの変化

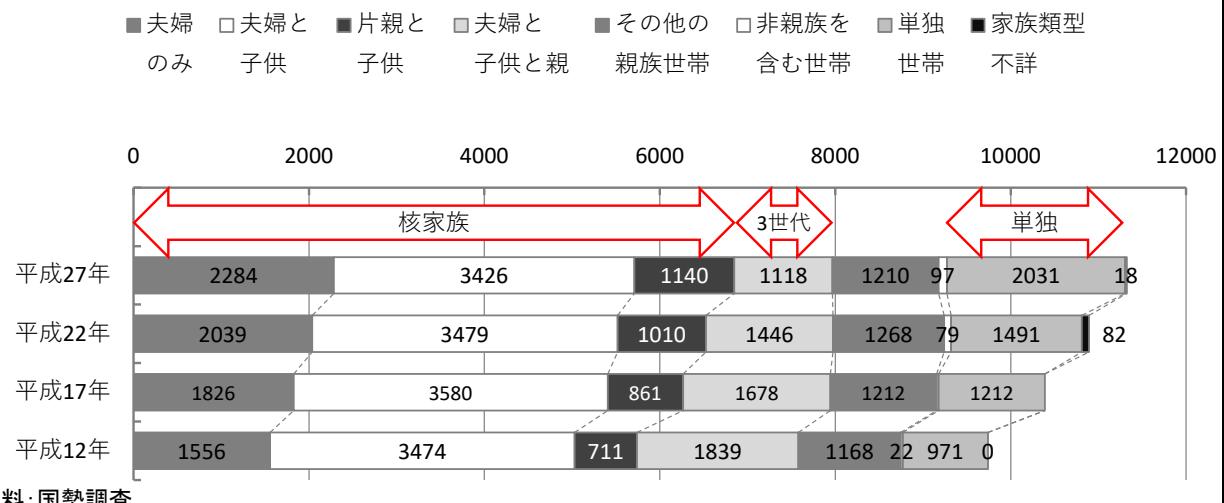


資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（平成30(2018)年推計）

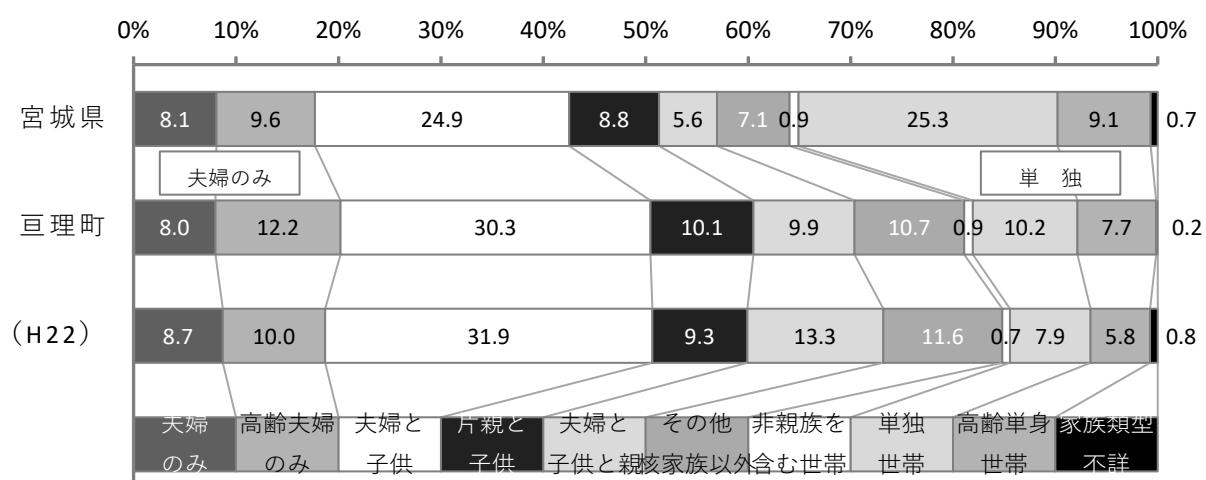
④ 世帯の家族類型別一般世帯数の推移

- 世帯数では、「単独世帯」及び「核家族世帯」の伸びが顕著となる一方で、親・子・孫が同居する、いわゆる「3世代世帯」は減少しています。「核家族世帯」では、「夫婦のみ世帯」及び「片親と子供世帯」が増加していますが、「夫婦と子供世帯」はほとんど変化していません。
- ただし、県平均と比較して「夫婦と子供世帯」「3世代世帯」の割合が高いとともに、「単独世帯」の割合が低くなっています。子育て世帯が多いという亘理町の特徴は変わりません。
- 家族類型別に世帯主の年齢をみると、「夫婦のみ世帯」「単独世帯」及び「3世代世帯」で60歳以上の割合が50%を超えており、特に、「夫婦のみ世帯」「単独世帯」では、今後「独居老人」の問題がますます顕在化していくことが懸念されます。

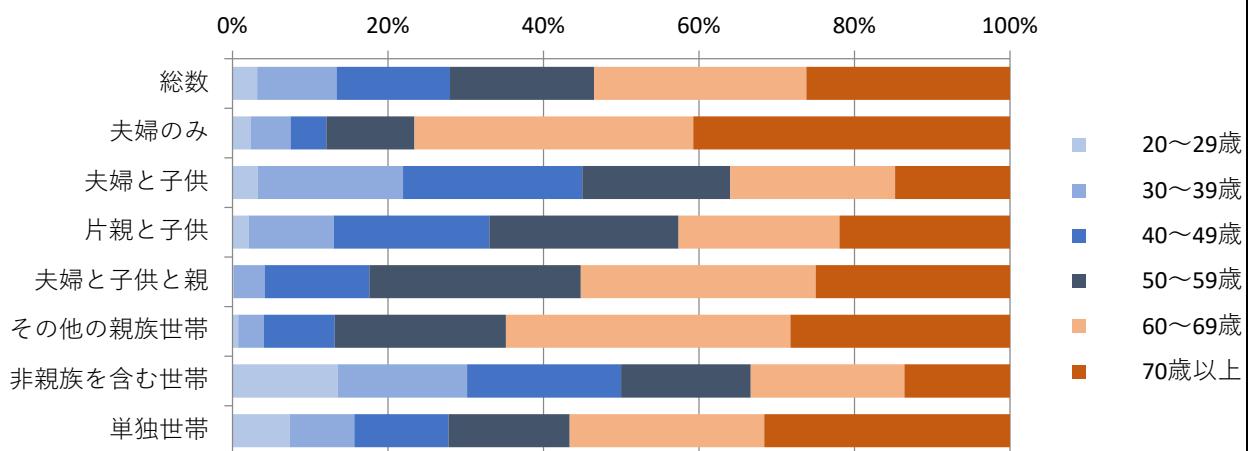
■ 家族類型別一般世帯数の推移



■ 宮城県との比較



■ 家族類型別世帯主の年齢構成

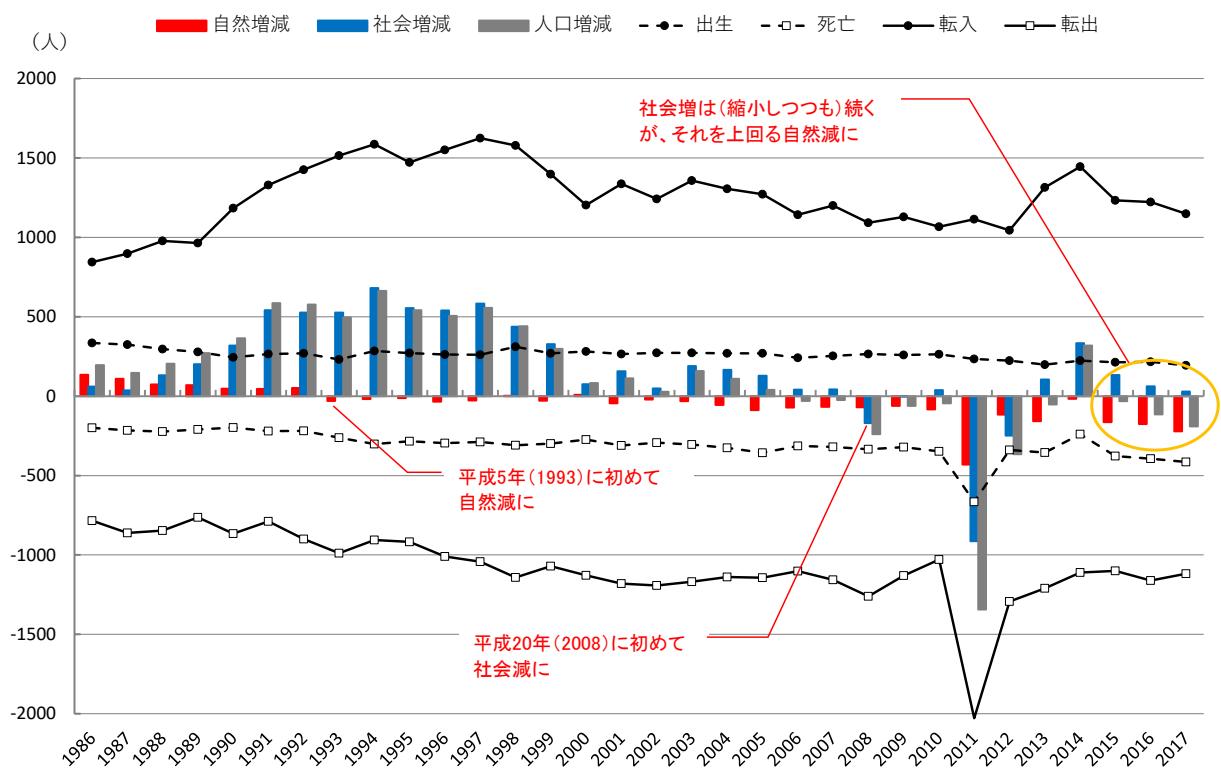


資料：平成27年国勢調査 ※年齢不詳及び世帯主年齢20歳未満は除く

⑤ 転入・転出、出生・死亡の推移

- 転入・転出の動き（社会増減）をみると、平成 3 年（1991 年）から 9 年（1997 年）までは転入が転出を大きく上回り、概ね 500 人の社会増で推移していました。しかし、その後、社会増は縮小し、平成 20 年（2008 年）に初めて転出が転入を逆転する社会減（169 人）となりました。
- それ以降では、平成 23 年（2011 年）に東日本大震災の影響で大きな社会減（913 人）が生じましたが、平成 25・26 年（2013・2014 年）にはその反動増や復興需要等により、2 年連続で社会増となりました。その後、社会増は継続していますが、年々縮小しつつあります。
- 出生・死亡数（自然増減）の推移をみると、平成 4 年（1992 年）までは出生数が死亡数を上回る自然増でしたが、平成 5 年（1993 年）には自然減に転じています。その後は概ね自然減が続き、東日本大震災以降は 100 人以上の自然減となっています。
- 平成 17 年（2005 年）までは、社会増が自然減を補い、その結果、人口は増加を続けてきましたが、平成 18 年（2006 年）以降は、社会増を上回る 100 人単位の自然減が続いているため、社会増が大きかった平成 26 年（2014 年）を除き人口減となっています。

■ 人口動態の推移

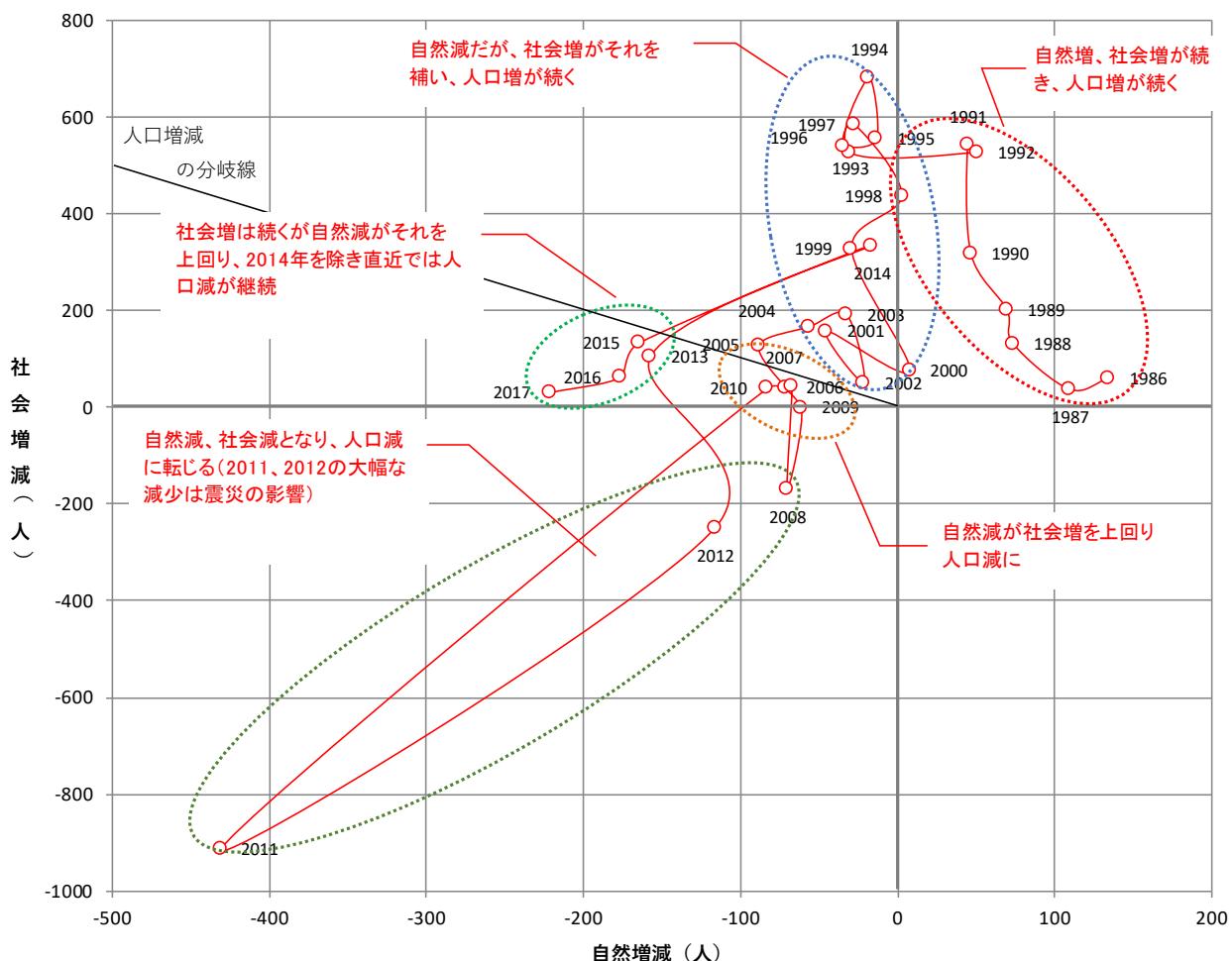


資料:住民基本台帳人口移動報告書

⑥ 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

- 1980 年代は自然増を中心に人口は安定して増加していました。また、1990 年代に入ると社会増が拡大し、人口増が続きました。(下図レッド点線)
- 平成 5 年（1993 年）に初めて自然減に転じましたが、自然減を社会増が補い、2000 年代初頭までは人口増が続きました。ただし、社会増が縮小し、人口の増加数は徐々に縮小していきます。(下図ブルー点線)
- 2000 年代後半は、社会増は続いていましたが、自然減がこれを上回るようになり、人口は減少に転じて行きます。特に平成 20 年（2008 年）には初めて社会減を記録しています。(下図オレンジ点線)
- 平成 23・24 年（2011・2012 年）は東日本大震災の影響で大きな人口減となりましたが、平成 25・26 年（2013・2014 年）は社会増となり（震災避難からの戻り）、平成 26 年（2014 年）には人口は増加しました。(下図ダークグリーン点線)
- 平成 27 年（2015 年）以降は、社会増は続いているが自然減がそれを上回り、人口減少が継続しています。(下図グリーン点線)

■ 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響



資料：住民基本台帳人口移動報告書

2 人口移動の分析

① 男女別・年齢階級別人口移動の状況

- 国勢調査の結果を用いて「まち・ひと・しごと創生本部」が作成した純移動率をみると男女とも10~24歳は転出が継続しており、15~19歳の転出率が突出しています。これは、進学・就職による町外への転出が原因と考えられます。
- 一方、男性の30~64歳及び男女の0~9歳は転入しており、子育て層の転入が継続していると推測されます。

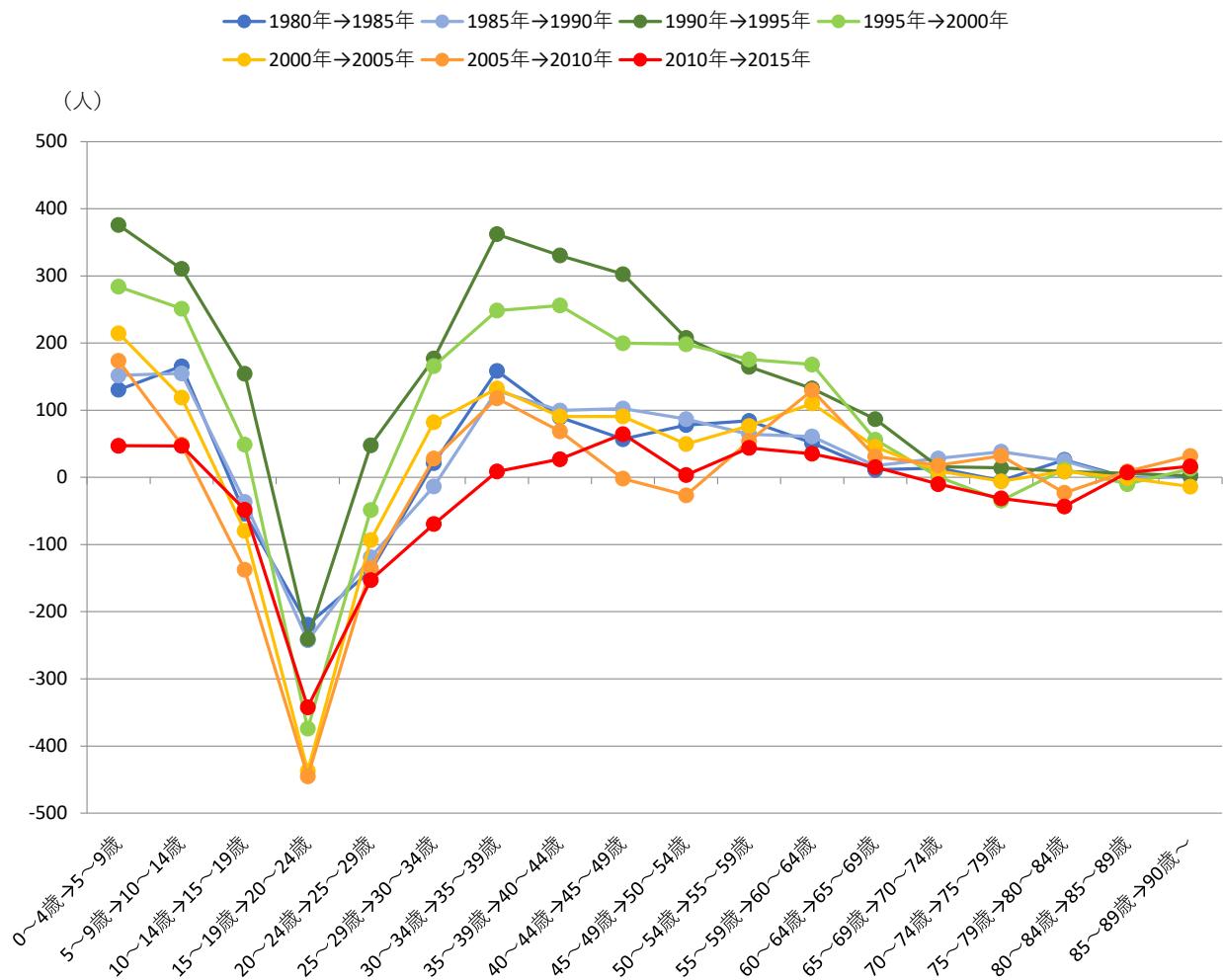
■ 年齢5歳階級別純移動率



資料：国勢調査に基づき、まち・ひと・しごと創生本部作成

- この傾向は、国勢調査の結果を用いて「昭和 55 年（1980 年）→昭和 60 年（1985 年）」以降の純移動数を推計（まち・ひと・しごと創生本部作成）し、年齢別・男女別の長期的動向を比較してみても同様です。
- ただし、2000 年代に入り、10~24 歳の転出数が拡大し、転入に関しては、特に、2010 年→2015 年では「25~29 歳→30~34 歳」が減少に転じるとともに、「30~34 歳→35~39 歳」の増加数もわずかとなっています。こうした各年齢階級の転出数拡大と転入数縮小に歯止めが必要となっています。

■ 年齢階級別純移動数の時系列分析



資料：国勢調査、住民基本台帳人口移動報告に基づき、まち・ひと・しごと創生本部作成

② 転入元・転出先の状況

- 国勢調査（平成 22 年）から、5 年間の転入・転出数を所在地（市区町村）別に集計すると、転入元として、県内では岩沼市、柴田町、角田市など、県外では福島県（相馬市、南相馬市など）が多くなっていました。一方、転出先としては、県内では仙台市、名取市など、県外では東京都、山形県、神奈川県、愛知県などが多くなっていました。
- 今回、平成 27 年（2015 年）の国勢調査から 5 年間の転入・転出数を所在地（市区町村）別に集計すると、県内においては、転入元として山元町が 661 人の転入超過で突出し、その他の市町村からの転入超過はほとんどありませんでした。また、県外では福島県からの転入超過が継続しています。
- 一方、転出先としては、県内では仙台市や岩沼市を中心に、名取市など広範に広がっており、県外では東京都・神奈川県・埼玉県といった首都圏及び山形県などが多くなっています。

■ 国勢調査（平成 27 年）による 5 年間の所在地別転入・転出数

		転出	転入	転出 超過	転入 超過		転出	転入	転出 超過	転入 超過	(人)
県内 移動	仙台市青葉区	220	97	123			北海道	41	56		15
	仙台市宮城野区	134	105	29			青森県	21	30		9
	仙台市若林区	120	84	36			岩手県	51	55		4
	仙台市太白区	398	184	214			秋田県	23	21	2	
	仙台市泉区	82	49	33			山形県	69	42	27	
	石巻市	24	17	7			福島県	136	528		392
	塩竈市	15	15				茨城県	39	25	14	
	気仙沼市	3	10		7		栃木県	34	15	19	
	白石市	43	28	15			群馬県	21	2	19	
	名取市	379	208	171			埼玉県	79	45	34	
	角田市	117	94	23			千葉県	58	42	16	
	多賀城市	52	26	26			東京都	124	101	23	
	岩沼市	664	351	313			神奈川県	96	58	38	
	登米市	7	12		5		新潟県	12	17		5
	栗原市	6	6				富山県	6		6	
	東松島市	7	8		1		石川県	2	6		4
	大崎市	42	13	29			福井県	1	1		
	蔵王町	19	11	8			山梨県	1	1		
	七ヶ宿町	1	2		1		長野県	5	5		
	大河原町	91	46	45			岐阜県	3	2	1	
	村田町	22	24		2		静岡県	17	8	9	
	柴田町	184	132	52			愛知県	29	28	1	
	川崎町	14	3	11			三重県	10	5	5	
	丸森町	26	37		11		滋賀県	2	5		3
	山元町	124	785		661		京都府	12	6	6	
	松島町	3	4		1		大阪府	5	27		22
	七ヶ浜町	4	8		4		兵庫県	6	24		18
	利府町	10	5	5			奈良県	2	3		1
	大和町	20		20			鳥取県	2	2		
	大郷町	6	6				島根県	1	1		
	富谷町	26	5	21			岡山県	5	3	2	
	大衡村	6		6			広島県	5	3	2	
	色麻町	1		1			山口県		2		2
	加美町	5	15		10		徳島県		1		1
	涌谷町	3		3			香川県				
	美里町	7	3	4			愛媛県	4		4	
	女川町	4	3	1			高知県		1		1
	南三陸町	3	4		1		福岡県	16	16		
県外 移動							佐賀県		1		1
							長崎県				
							熊本県	3	4		1
							宮崎県				
							鹿児島県	5	4	1	
							沖縄県	4	3	1	
							国外から		22		22

資料：平成27年国勢調査
※20人以上の移動に着色

- 国勢調査から得られた主な転入元・転出先の傾向は、住民基本台帳人口移動報告書から整理した2012～2019年のデータでもおおむね同様で、転入・転出超過数（純移動数）の多い市町・都道府県（以下ここでは「地域」とする）は、県内では仙台市、名取市、岩沼市、山元町など、県外では福島県や東京都などとなっています。
- ただし、経年にみると各地域の移動の状況には特徴的な動きがみられます。
- 平成24年（2012年）・平成25年（2013年）と多くの転出があった仙台市への純移動数（転出超過数）は平成26年（2014年）以降少なくなっています。ここ数年は20～50人の転出超過で、転出者が減る傾向にあるとともに、転入者は200～250人のレベルで推移しています。
- 同時期に多くの転入があった山元町からの純移動数（転入超過数）は年々減少し、平成29年（2017年）以降は転出超過となりました。転出者はおおむね50人規模で安定的に推移していますが、転入者が平成25年（2013年）から急激に減少しているのが要因といえます。

■ 2012年～2019年の地域別転入・転出超過数（純移動数）

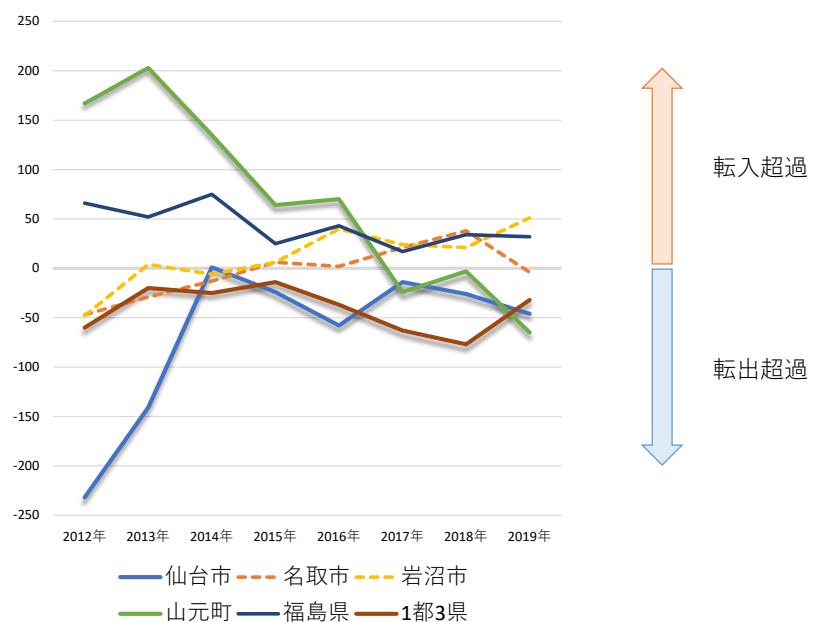
	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
総数	-235	103	321	129	61	-1	16	121
北海道	-5	-2	21	12	-3	13	-9	-17
青森県	0	0	10	21	9	12	0	11
岩手県	-12	19	15	9	9	12	12	8
宮城県	-212	57	204	65	18	26	57	82
仙台市	-232	-141	1	-24	-58	-14	-26	-46
石巻市	0	0	0	-2	-11	8	0	10
塩竈市	0	-10	0	0	0	0	10	11
白石市	-15	-14	15	5	13	0	12	29
名取市	-47	-29	-13	6	2	21	38	-4
角田市	-6	41	25	2	-4	8	-1	21
多賀城市	-20	10	-7	-17	7	-4	-13	-6
岩沼市	-48	4	-6	6	40	24	21	51
登米市	0	0	0	0	0	0	1	0
大崎市	-11	-13	-11	-15	0	11	20	0
蔵王町	0	0	0	0	0	12	0	11
大河原町	-10	-18	7	12	3	10	-1	6
柴田町	-4	-2	41	26	11	5	9	21
丸森町	12	-11	10	0	0	0	0	16
山元町	167	203	135	64	70	-24	-3	-65
利府町	0	0	10	0	0	0	0	0
富谷町	-14	0	0	0	0	0	0	0
その他の市町村	16	37	-3	2	-55	-31	-10	27
秋田県	-11	11	-10	18	1	-1	0	0
山形県	-6	-4	25	-4	7	5	2	13
福島県	66	52	75	25	43	17	34	32
茨城県	0	-3	15	0	-11	0	0	5
栃木県	1	0	-18	0	2	2	-11	16
埼玉県	-12	-10	-4	0	-2	-18	1	-8
千葉県	-12	11	2	3	-5	-11	-16	2
東京都	-26	1	0	-10	-25	-34	-45	-15
神奈川県	-10	-22	-23	-7	-5	0	-17	-11
新潟県	0	0	12	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	10	0	10	-10
愛知県	-1	0	14	-12	-11	15	-14	0
大阪府	0	0	0	10	0	0	0	0
兵庫県	0	10	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	-11	0	0	0
その他の県	5	-17	-17	-1	35	-39	12	13

資料：住民基本台帳人口移動報告書（2018年・2019年は外国人を含む人数）

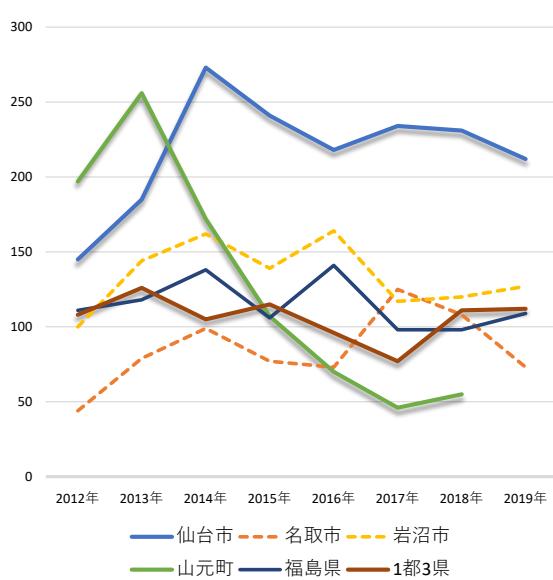
※20人以上の移動に着色

- 名取市、岩沼市では転出超過から転入超過に変化しています。転入者は年により増減があるものの、転出者が減少傾向にあります。
- 福島県からは安定して50人程度の転入超過となっており、東京都を含む1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）へは逆に安定して50人程度の転出超過となっています。
- 以上の地域について、男女別・年齢別の特徴を平成24年（2012年）と令和元年（2019年）、あるいは平成30年（2018年）の比較においてみてみると次ページ以降のとおりです。

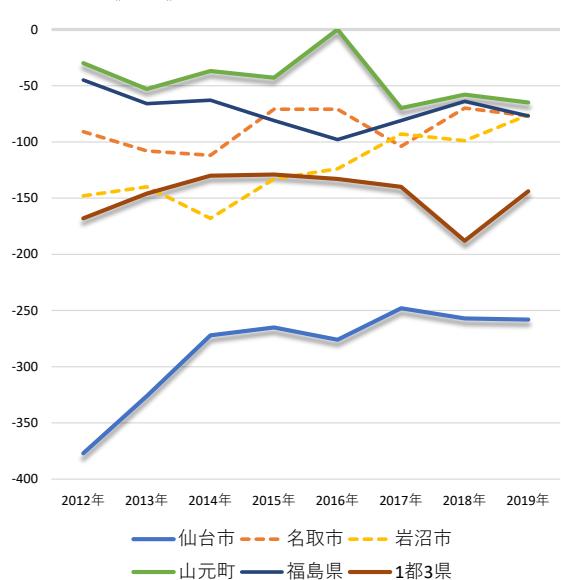
■ 主な地域との転入・転出超過数（純移動数）の推移



《参考》主な地域からの転入者数の推移



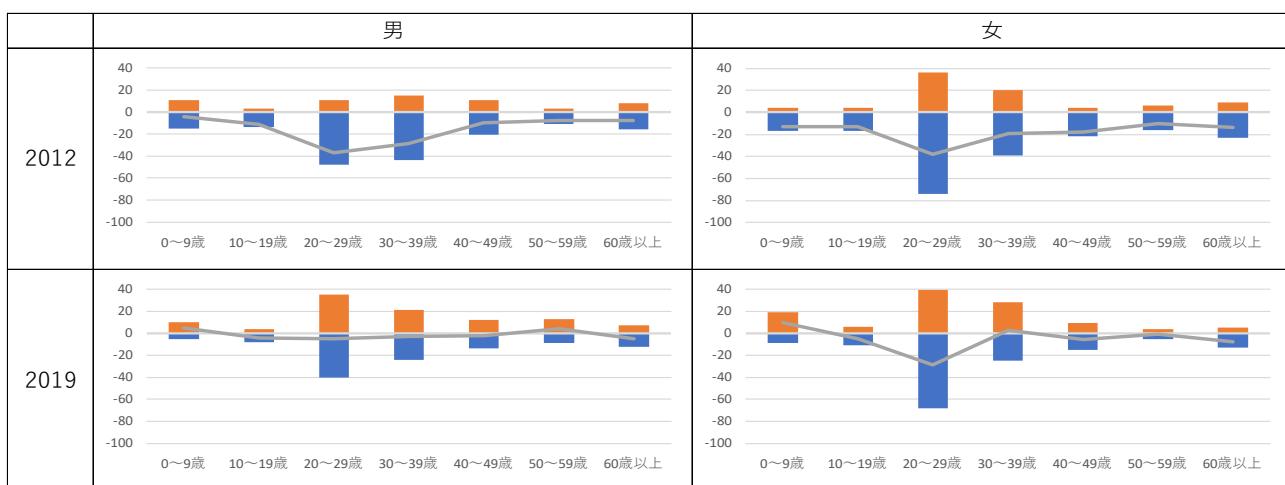
《参考》主な地域への転出者数の推移



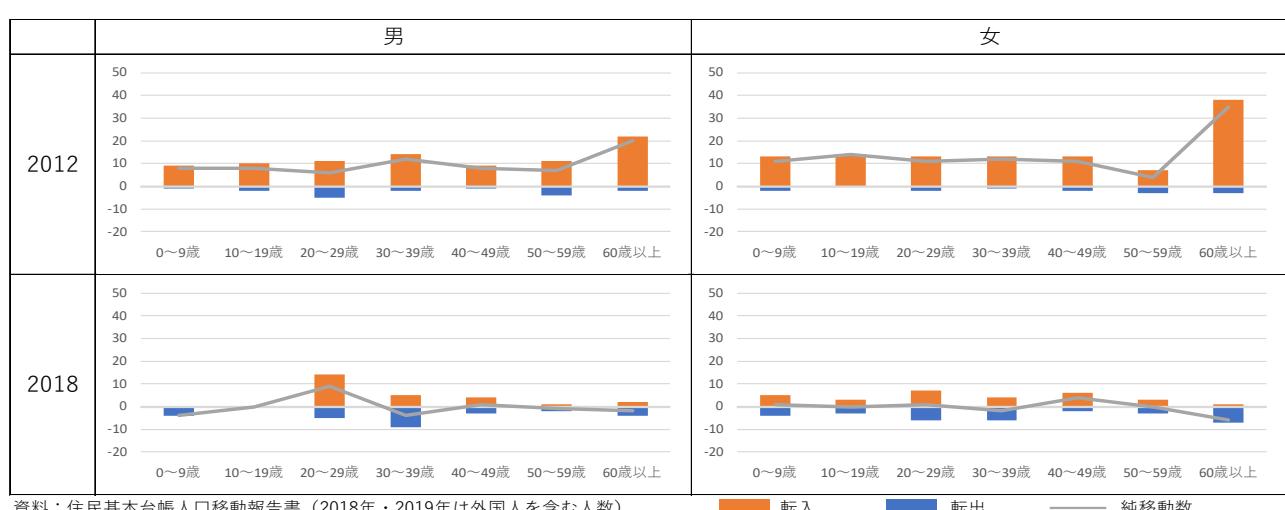
資料：住民基本台帳人口移動報告書（2018年・2019年は外国人を含む人数）

- 仙台市との関係をみると、全般的に男性より女性の移動が多いという傾向は変わりませんが、令和元年（2019年）では男性の転入が増加し、各年齢層において転入・転出数が均衡（純移動数がゼロ）しています。女性においても転入が増加するという傾向は一部みられますが、20歳代で転出超過傾向が続いており、これは主に就職に伴う移動と考えられます。
- 山元町との関係でみると、平成24年（2012年）では各年齢層で転入超過となっており、特に60歳以上の女性の転入の多さが目立ちます。一方、平成30年（2018年）では、男女とも20歳代で若干の転入超過となっていますが、その他の年齢層ではほぼ転入・転出数が均衡（純移動数がゼロ）から若干の転出超過となっています。
- 岩沼市との関係をみると、男性で転出者の減少傾向が明らかで、令和元年（2019年）では各年齢層とも転入超過となっています。女性の20歳代、30歳代で転入数が多い傾向もみられ、また、男女とも0～9歳の転入が多くなっています。
- 福島県との関係をみると、平成24年（2012年）と令和元年（2019年）で大きな傾向の変化はなく、男女ともに20歳代、30歳代及び0～9歳の移動（おおむね転入）が多くなっています。
- 1都3県との関係をみると、20歳代や10歳代の移動（主に転出）が多く、他の年齢層の移動はありません。20歳代の転出は就職、10歳代の転出は就学に伴うものと考えられます。

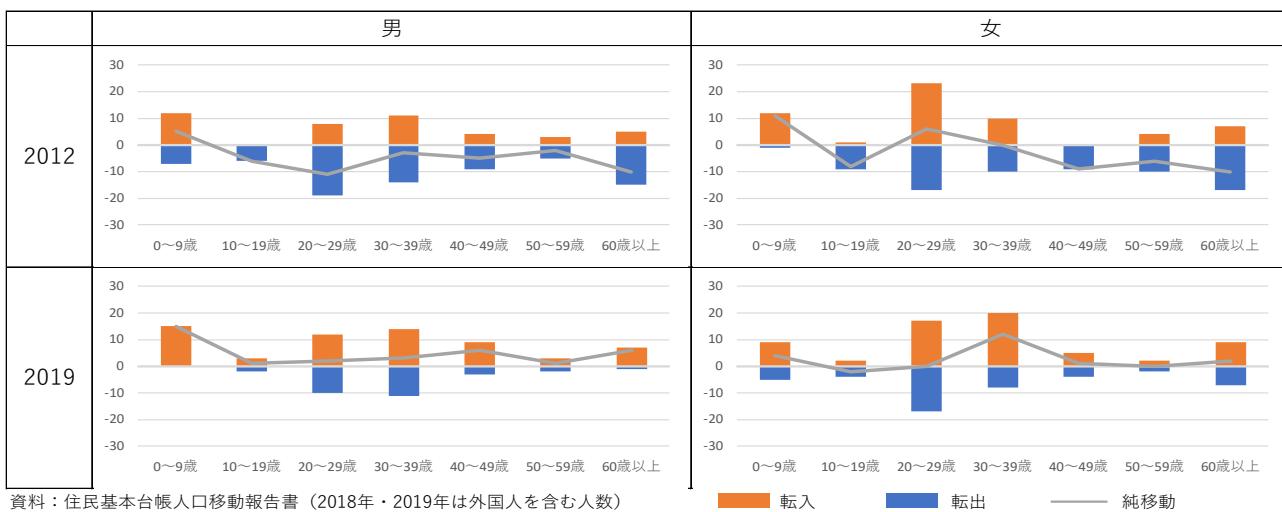
■ 仙台市に対する純移動数(2012年、2019年)



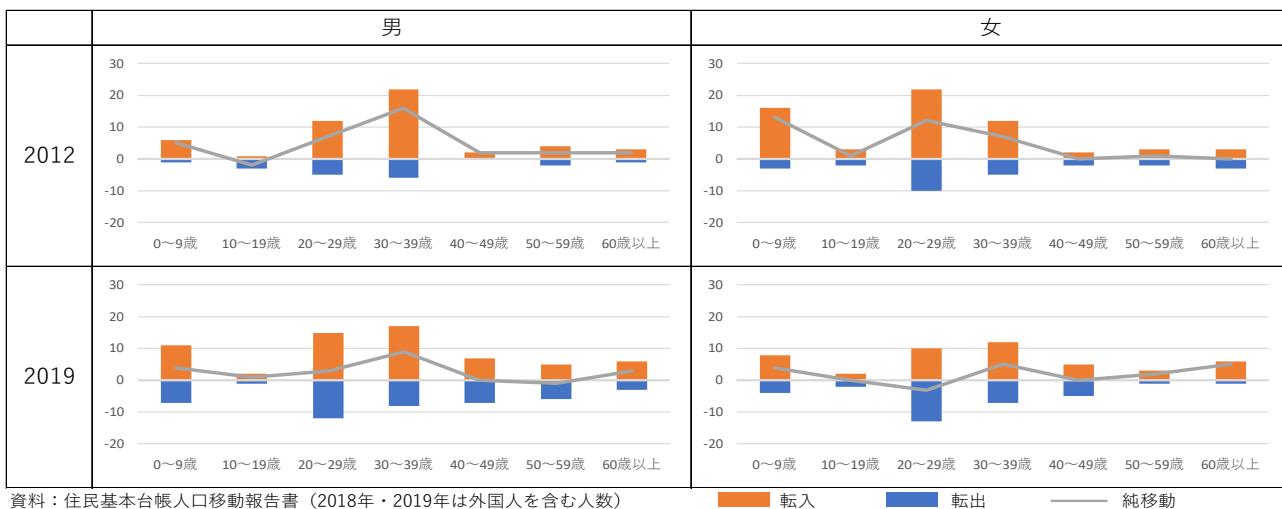
■ 山元町に対する純移動数(2012年、2018年)



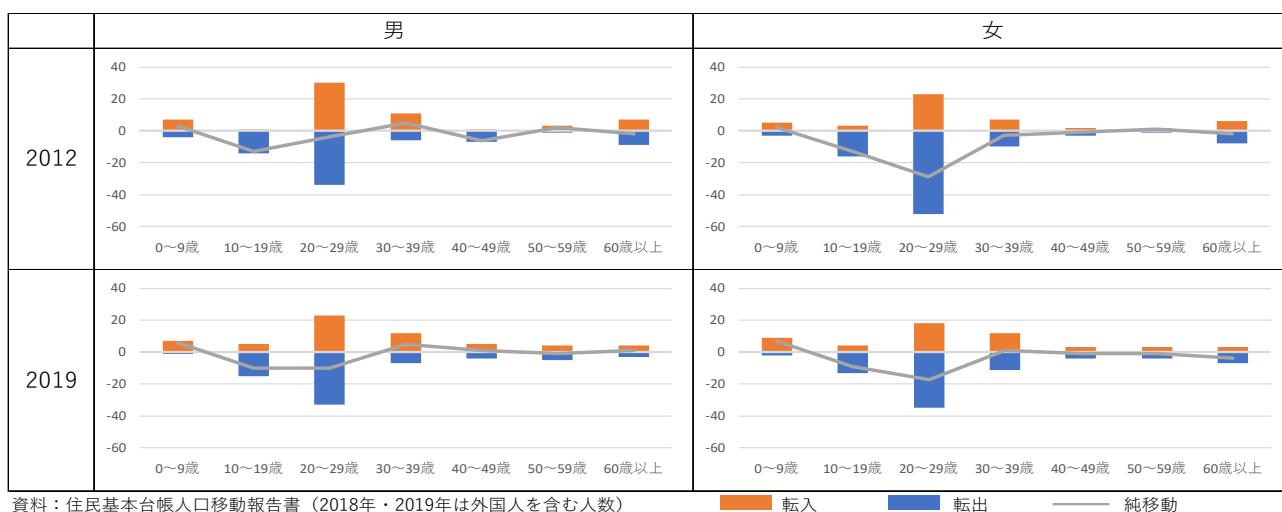
■ 岩沼市に対する純移動数(2012年、2019年)



■ 福島県に対する純移動数(2012年、2019年)



■ 1都3県に対する純移動数(2012年、2019年)

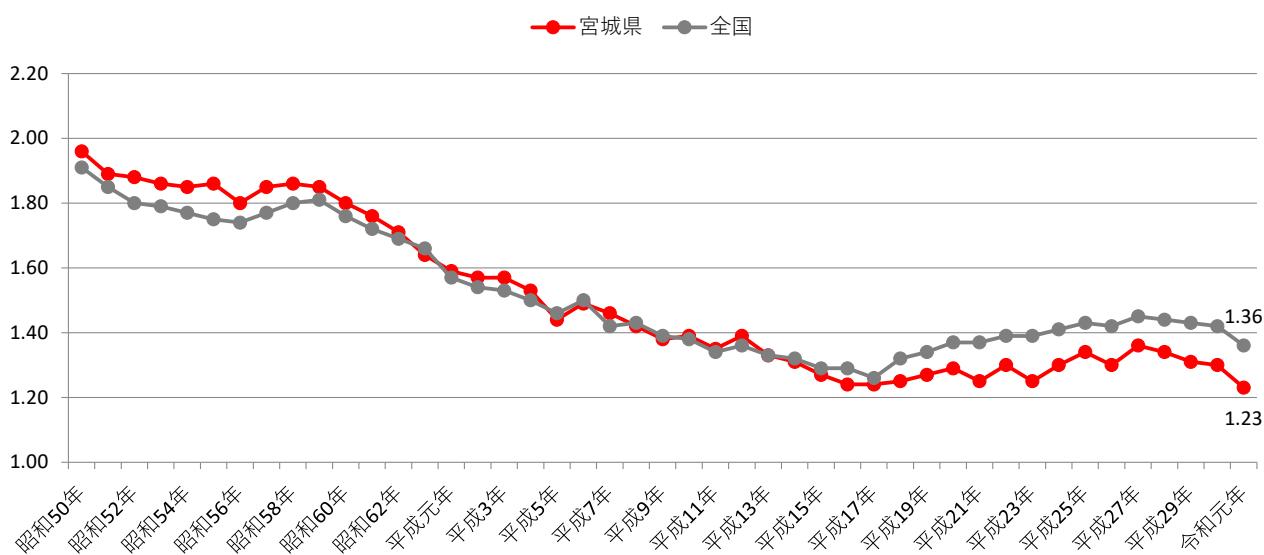


3 出生に関する分析

① 合計特殊出生率の推移

- 1人の女性が一生に産む子どもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移を昭和50年以降でみると、全国・宮城県とも概ね低下傾向にありました。昭和50年代は宮城県が全国をやや上回る水準で推移し、その後、平成18年まではほぼ同水準を維持していましたが、全国が上昇傾向に転じる半面、宮城県はこれに追いつかず、合計特殊出生率は0.1ポイント程度全国を下回る水準で推移しています。
- 合計特殊出生率は、平成27年から全国、宮城県とともに下落傾向にありますが、両者の差は拡がっています。また、令和元年においては、宮城県は1.23と、東京都の1.15に次ぎ全国でも二番目に低い値となっています。
- 亘理町の合計特殊出生率は宮城県平均と概ね同水準となっており、合計特殊出生率を算出する際に母数とする15～49歳女性人口の増加とともに、子どもを産み育てたい人の希望を阻害する要因の除去に努め、出生率の上昇を図ることが人口の維持に向けて大きな課題といえます。

■ 宮城県・全国の合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計月報年計（概数） 厚生労働省

■ 亘理町と宮城県の合計特殊出生率(ペイズ推定値¹)の推移

	宮城県	亘理町
平成10年～平成14年	1.37	1.37
平成15年～平成19年	1.28	1.26
平成20年～平成24年	1.29	1.27
平成25年～平成29年	未	未

←2020.6.19現在

資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

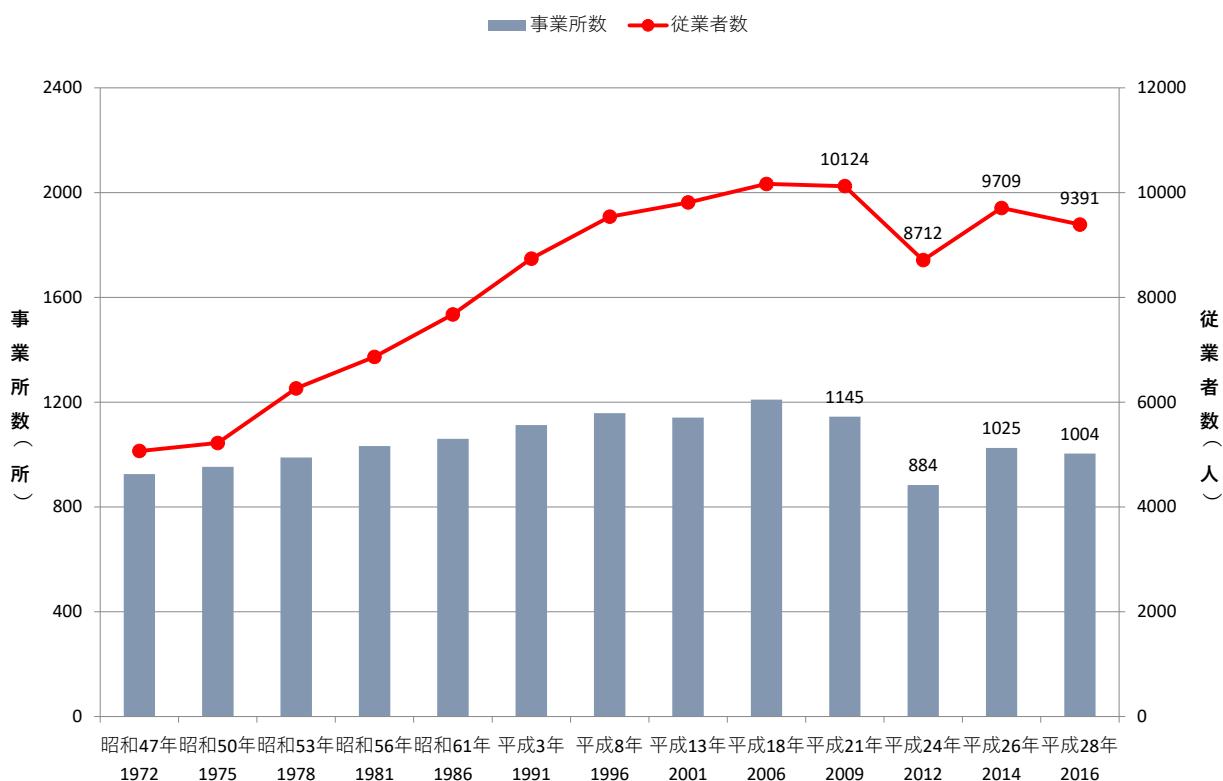
¹ 当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生、死亡数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定する方法。

4 雇用や就労の分析

① 事業所数と従業者数

- 事業所数、従業者数は、昭和47年（1972年）から順調に増加していましたが、平成21年（2009年）にわずかに減少しました。また、平成24年（2012年）の大幅な減少は東日本大震災の影響だと考えられます。
- 震災後、事業所数、従業者数は震災前の水準に戻りつつありますが、減少傾向は継続しています。

■ 事業所数と従業者数



資料：事業所統計調査、事業所・企業統計調査、経済センサス

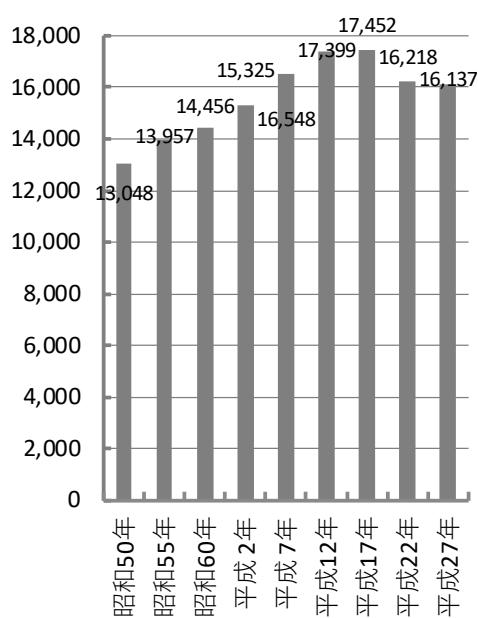
※公務は除く

② 産業別就業人口

- 人口の推移と同様に、就業者数も平成 22 年（2010 年）に減少に転じましたが、平成 27 年（2015 年）では大きな減少はみられません。
- 産業 3 区分別就業人口の構成比をみると、第 1 次産業構成比の低下と、第 2 次・第 3 次産業構成比の上昇で特徴づけられますが、第 1 次産業構成比の低下が止まらない一方、第 2 次産業の構成比は上昇し、第 3 次産業の構成比は平成 22 年からほぼ横ばいとなっています。また、県平均と比較すると、第 1 次産業と第 2 次産業の構成比が高く、第 3 次産業の構成比が低くなっています。

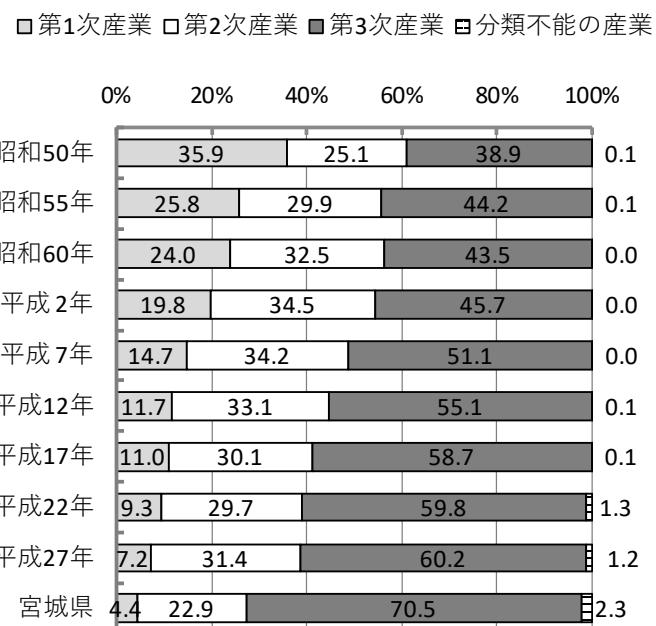
■ 就業構造の推移

【就業者総数】



資料:国勢調査

【産業3区分別就業人口構成比】

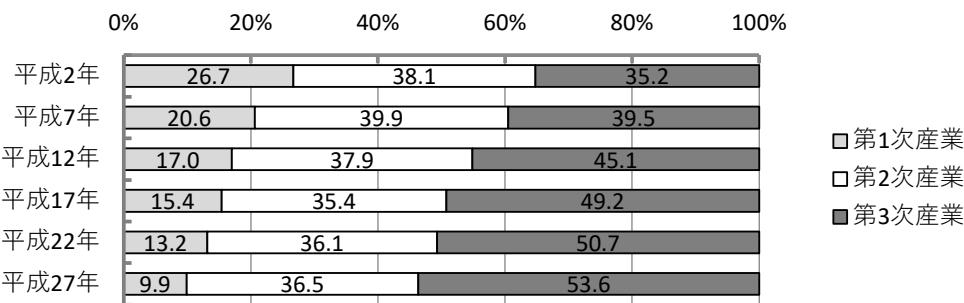


資料:国勢調査

注)四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならない場合がある

- 従業者（亘理町で働く就業者）の構成比をみると、就業者の構成比に比べ第 2 次産業が高く、第 3 次産業が低くなっています。亘理町から第 3 次産業就業者が周辺地域に通勤し、第 2 次産業就業者が周辺地域から通勤してくる様子が見て取れます。

■ 産業3区分別従業人口構成比の推移



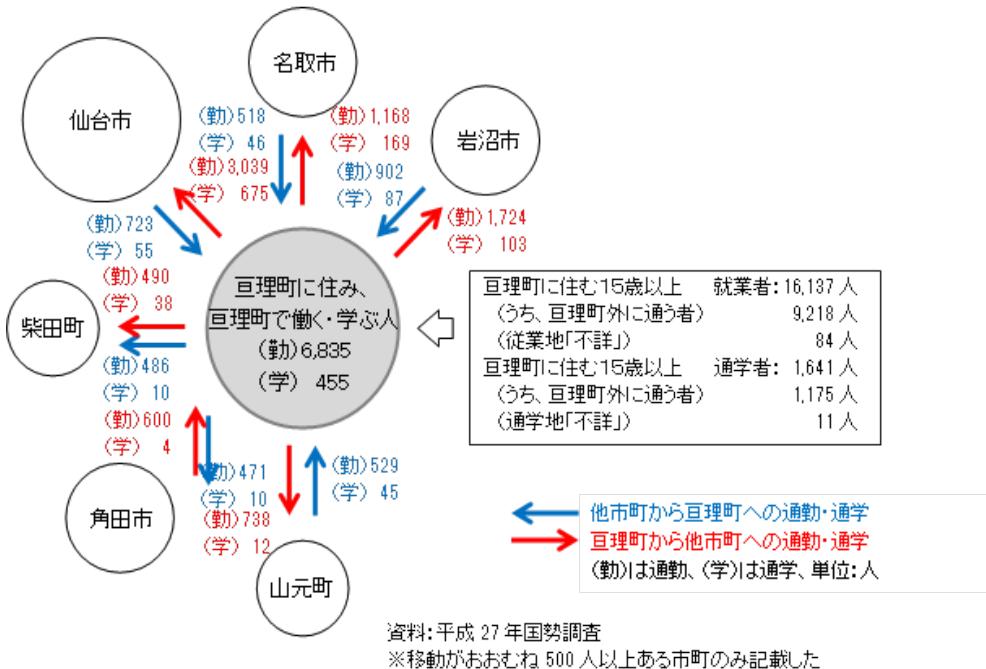
資料:国勢調査

注)四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならない場合がある

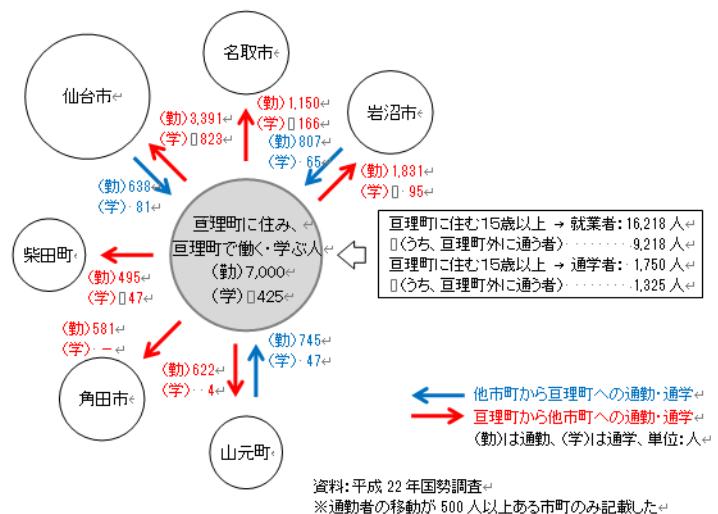
③ 市町村別流入・流出（15歳以上）人口

- 通勤・通学において亘理町との関係が深い市町は、仙台市を主とし、名取市、岩沼市、山元町などで平成22年（2010年）と大きくは変わりません。特に、仙台市への通勤・通学が際立って多く、通勤や通学において仙台市との結びつきが強いといえます。ただし、平成22年（2010年）と比較すると名取市、角田市、柴田町からの流入が増加した点が特徴的です。

■ 通勤・通学の状況（平成27年）



【参考】通勤・通学の状況（平成22年）



- 就従比²は概ね 0.7 で、通勤により就業者が周辺地域へ流出する傾向が強いといえます。特に、第3次産業の就従比は 0.6 前後と流出傾向が顕著で、その中心は仙台市と考えられます。
- 昼夜間人口比（昼間人口÷夜間人口×100）は約 83%で、平成 22 年（2010 年）と同水準を維持しています。

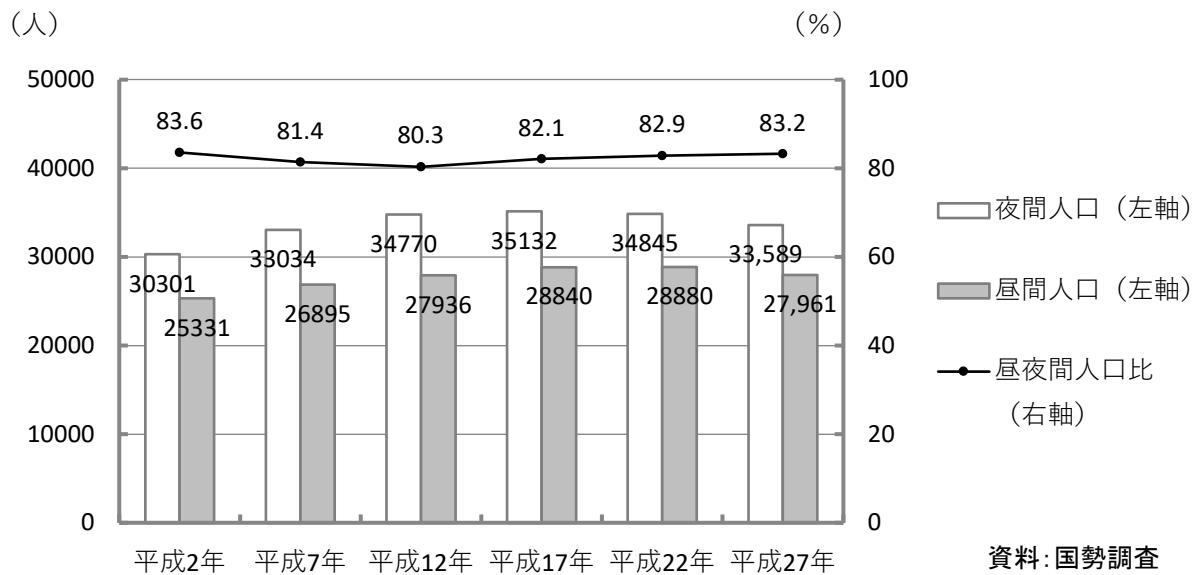
■ 就従比

	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	就業者	従業者	就従比									
総数	17,399	11,883	0.68	17,452	12,405	0.71	16,218	11,348	0.70	16,137	11,460	0.71
第1次産業	2,036	2,022	0.99	1,920	1,909	0.99	1,509	1,494	0.99	1,165	1,135	0.97
第2次産業	5,751	4,498	0.78	5,257	4,391	0.84	4,813	4,102	0.85	5,066	4,178	0.82
第3次産業	9,612	5,363	0.56	10,275	6,105	0.59	9,896	5,752	0.58	9,906	6,147	0.62

資料：国勢調査

注) 分類不能の産業は第3次産業に含めた ○就業者は常住地による就業者
就従比＝従業者÷就業者 ○従業者は従業地による就業者

■ 昼夜間人口比



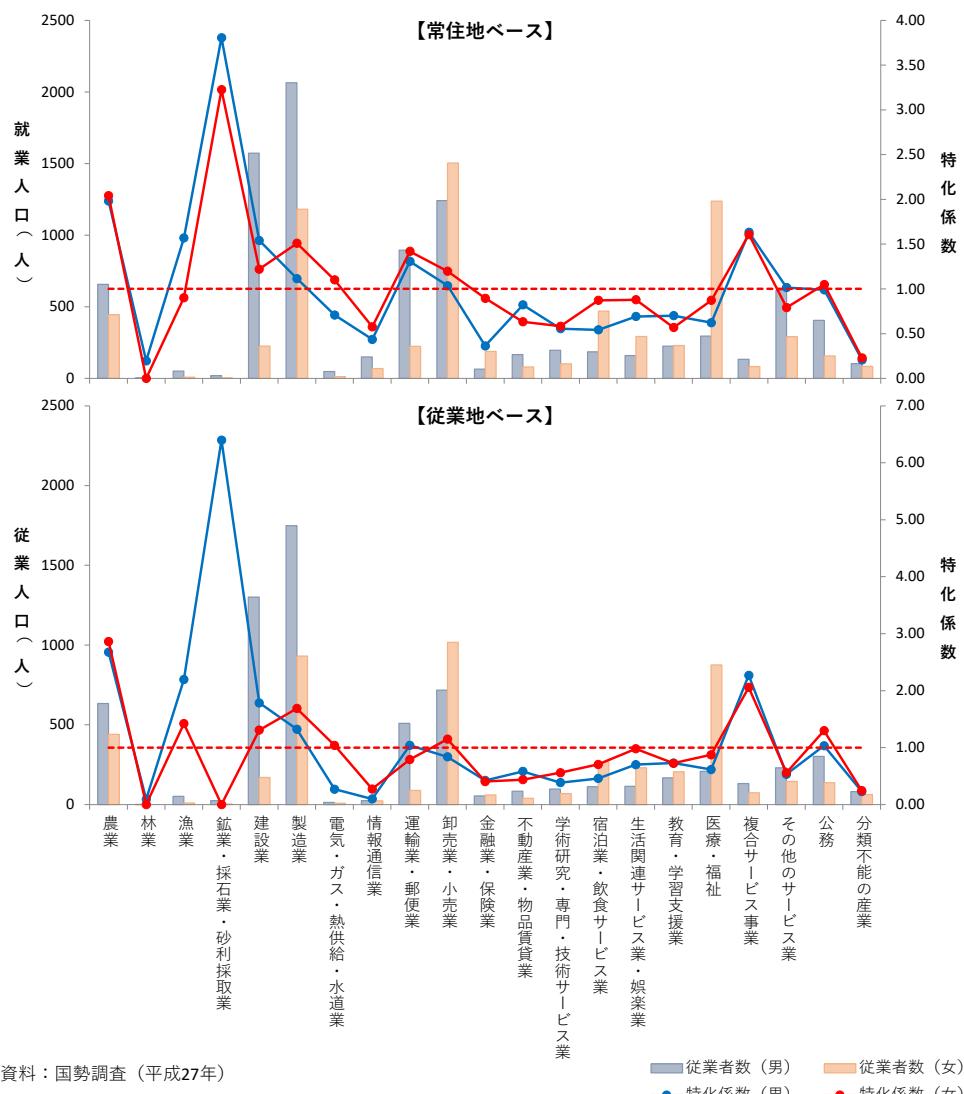
資料：国勢調査

² 従業者（亘理町で働く就業者）を就業者（亘理町に住む就業者）で割ったもので、1を下回れば就業者の流出超過となる。

④ 男女別産業人口と特化係数

- 男女別産業人口の状況をみると、常住地ベース、従業地ベースとともに、男性は、製造業の就業者数が特に多くなっています。他には建設業の就業者数が多くなっていますが、これは復興需要に関連する雇用増が影響していると考えられます。その他、卸売業・小売業、運輸業・郵便業の就業者数が多くなっています。女性は、卸売業・小売業、製造業、医療・福祉の就業者数が多く、平成 22 年（2010 年）と比較して、卸売業・小売業や特に医療・福祉の就業者数は常住地ベース、従業地ベースともに大きく数を伸ばしています。また、製造業、建設業、運輸業・郵便業では男性が女性を、医療・福祉、卸売業・小売業では女性が男性を大きく上回っています。
- ある産業の全国の就業者比率に対する特化係数³をみると、男女別の産業人口が 100 人以上の業種で特化係数が 1.5 を超えるのは、常住地ベースの農業（男女）、建設業（男）、製造業（女）、複合サービス事業（男）、従業地ベースの農業（男女）、建設業（男）、製造業（女）、複合サービス事業（男）となっています。また、情報通信業（従業地ベース）の特化係数は極めて低い状況にあります。

■ 男女別産業人口と特化係数

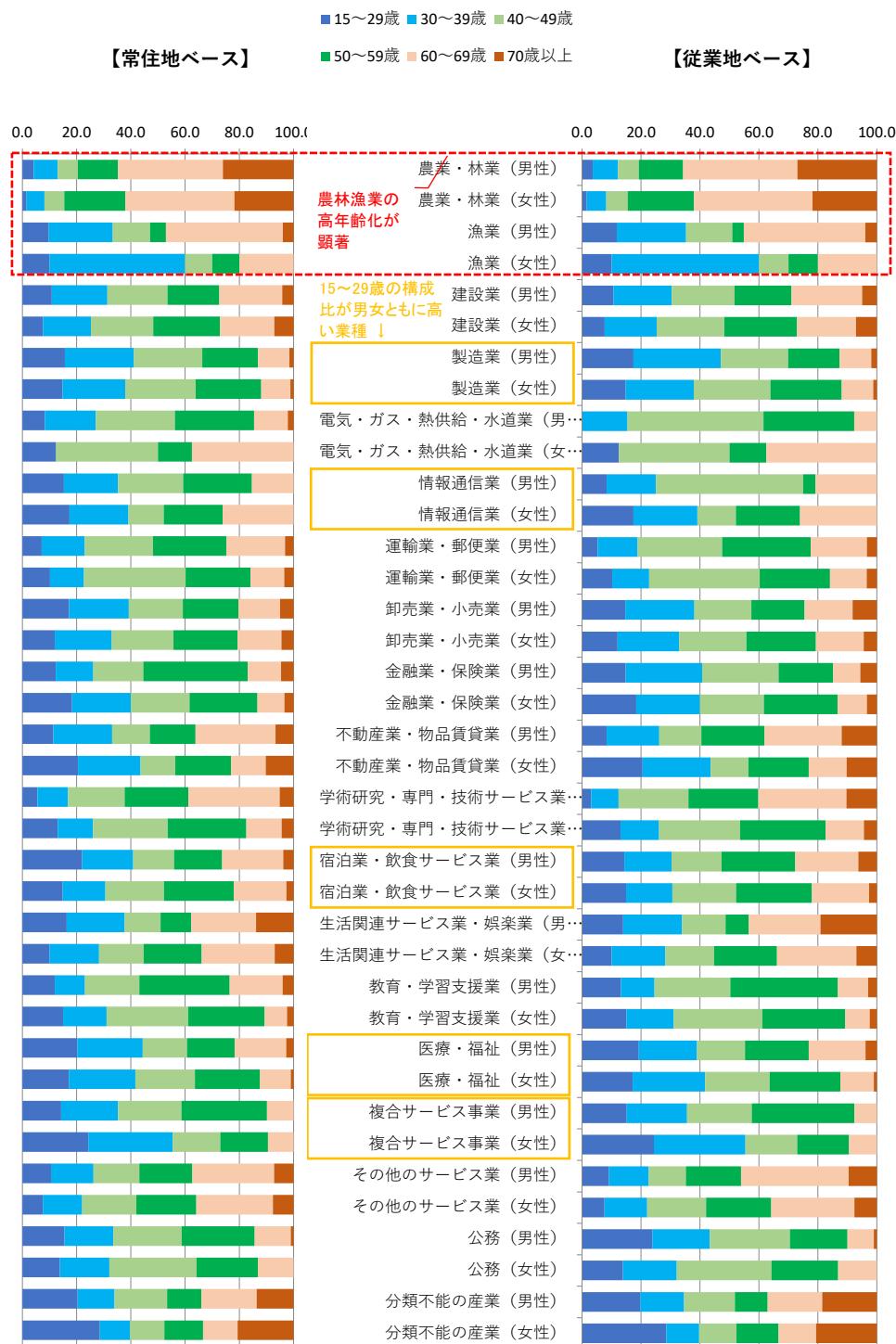


³ 特化係数＝本町のある産業の就業者比率÷全国のある産業の就業者比率

⑤ 男女別の年齢階級別産業人口

- 産業別に、男女別就業者の年齢階級をみると、本町の基幹産業のひとつである「農業・林業」において60歳以上の就業者割合が男女とも6割を超えており、今後の高齢化の進展によっては、急速に就業者数が減少する可能性もあります。
- 15~29歳の就業者割合が男女ともに高い（おおむね15%以上）のは、製造業、情報通信業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、複合サービス事業です。

■ 年齢階級別産業人口



資料：国勢調査（平成27年）

5 人口動向分析のまとめ

【人口の推移と将来人口】

2015年人口は2013年推計値を上回るも長期的には社会減の影響大で人口は大幅減少

- 人口は、高度経済成長期に減少（大都市圏への人口移動）しましたが、その後は増加基調を維持していました。しかし、平成22年（2010年）に減少に転じ、平成27年（2015年）も減少しました。
- 平成27年（2015年）の人口は社人研の2013年推計値を上回るもの、将来人口の見通しは長期的に大幅減少が予測されています（2018年推計値は2013年推計値を大きく下回る）。
- 封鎖人口（転出や転入がないと仮定した場合の将来人口）は2018年推計値を上回って推移しており、社会減（転出）が人口減少傾向に拍車をかけています。

【年齢別人口の推移】

高齢者（特に独居老人を含めた後期高齢者）対策と若年層の定住促進が課題

- 年少人口の減少は平成2年から始まり、今後も継続して減少します。また、平成12年（2000年）には老人人口が年少人口を上回りました。
- 生産年齢人口の減少は平成17年（2005年）から継続し、将来も減少します。生産年齢人口の減少幅は大きく、令和27年（2045年）には生産年齢人口と老人人口は急接近します（生産年齢人口1.11人で1人の老人人口を支えることに）。
- 老人人口は平成27年（2015年）まで一貫して増加してきました。今後は、令和7年（2025年）まで増加を続け、その後緩やかに減少していきます（人口減少の「第2段階⁴」に）。
- 将来的には、若年人口の減少と後期の老人人口の増加（特に80歳以上の女性の高齢化）に加え、前期の生産年齢人口の減少が進み、逆三角形の不安定な人口ピラミッドが構成されます。
- 平成27年（2015年）における60～69歳の大きな山は高齢層に移行しつつ徐々に縮小していきますが、令和27年（2045年）では85歳以上の人口が平成27年（2015年）より増加します。
- 子育て層が多いのが特長といえますが、一方で、独居老人の増加が懸念材料です。

【人口減少要因】

若年層の転出抑制・子育て層の転入促進と出生率の回復が人口維持に向けた課題

- 自然減は平成5年（1993年）から始まり、ほぼ継続していますが、これを社会増が補い、人口増加が継続していました。平成18年（2006年）にはそれも限界に達し人口減に転じ、はじめて社会減に転じた平成20年（2008年）以降はおおむね人口減少が続いています。
- 東日本大震災の復興需要等により社会増は縮小しつつも継続していますが、それを上回る100人単位の自然減が続いているため、近年では平成26年（2014年）を除き人口減となっています。

⁴ 人口減少は、大きく3段階にわかれ、「第1段階」は、若年人口は減少するが、老人人口は増加する時期、「第2段階」は、若年人口の減少が加速化とともに、老人人口が維持から微減へと転じる時期、「第3段階」は、若年人口の減少が一層加速化し、老人人口も減少していく時期とされる。

- 男女とも15～29歳で社会減が継続しており、特に、20～24歳の減少率が突出するとともに、近年では30～34歳の減少も目立ちます。一方、5～14歳や35～49歳の転入（子育て層の転入）は継続しており、若年層の転出を抑えるとともに、子育て層の転入促進が必要といえます。
- 仙台市や首都圏など大都市への転出が継続し、近年では県内近隣市町への転出も多くみられます。
- 合計特殊出生率は全国平均を下回って推移しています。

【就労の状況】

仙台や近隣都市との関係を睨みつつ、製造業、情報通信、医療・福祉など若い世代にマッチした雇用確保が必要

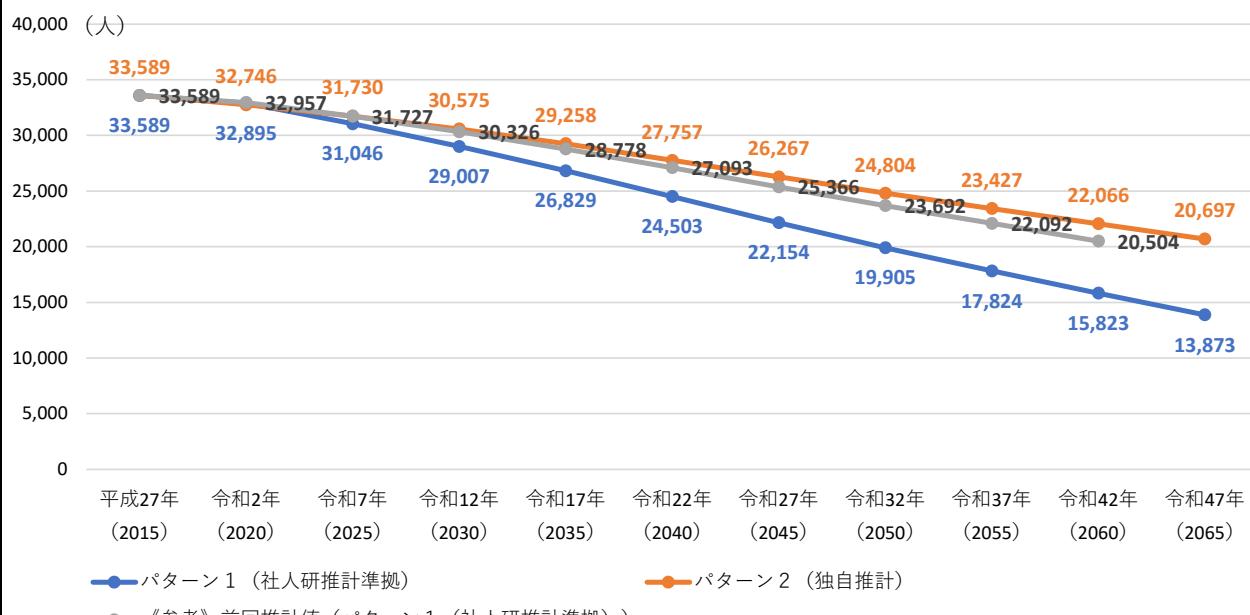
- 事業所数・従業者数は震災前の水準に戻りつつも減少傾向にあります。
- 通勤・通学面では、第3次産業を中心に仙台への流出傾向が強く、第2次産業の従業者が名取市、角田市、柴田町などの周辺地域から流入していると推測されます。
- 製造業、卸売業・小売業、医療・福祉の従事者が多く、卸売業・小売業や特に医療・福祉の就業者数は大きく数を伸ばしています。
- 農業従事者の高齢化が顕著で、若い世代の比率が高い業種は製造業、情報通信業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉などです。

2. 将来人口の推計

1 将来推計人口の概観

- 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計準拠（パターン1）の推計人口をみると、令和27年（2045年）で22,154人となり、前回推計値25,366人に比べて3,000人以上の減少が見込まれています⁵。
- パターン1の推計を利用し、この間の人口移動が均衡したと仮定して独自推計（パターン2）を行うと、パターン1の推計人口を大きく上回りますが、パターン2でも人口は一貫して減少を続けます。
- 平成27年（2015年）から令和27年（2045年）の30年間の減少率をみるとパターン1では34.0%減、パターン2では21.8%減となっており、30年間で自然減に伴い2割程度の人口減少が進むと考えられます。

■ 人口推計結果（パターン1とパターン2）



※1 パターン1については、2045年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、2065年まで推計した場合を示している。

※2 パターン2については、出生等の傾向はパターン1に準じ、推計期間中の人口移動が均衡した（転入数と転出数が同数）と仮定した場合の推計値である。

※3 推計方法の概要は次ページ参照。

⁵ 前回推計においては、移動に関して、基本的に「国勢調査（実績）に基づいて算出された純移動率が、2015年→2020年までに定率で0.5倍に縮小し、その後はその値が2035年→2040年まで一定と仮定」して推計している。

ただし、亘理町のように、東日本大震災の影響により、2011年に平常年と比較して大幅な転出超過がみられ、2012年もその傾向が継続している自治体については、2010年→2015年の5年間で人口移動状況が平常年の水準に回帰することは困難（2020年までに震災による超過流出が解消する）と仮定して、2010年→2015年及び2015年→2020年の期間については、震災後の超過流出の状況を踏まえつつ設定した2005年→2010年の男女年齢別純移動率を用い、また、それ以降の期間については、解消された男女年齢別純移動率に定率で0.5倍に縮小させた値を用いて推計している。

一方、今回推計においては「原則として、2010年→2015年の国勢調査（実績）等に基づいて算出された移動率が、2040年以降継続すると仮定」していることが前回推計値を大幅に下回った要因として考えられる。

《参考》 人口推計の概要

パターン1（社人研推計準拠）

- ・主に平成22年（2010年）から平成27年（2015年）の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。
- ・移動率は、足元の傾向が続くと仮定。
- ・基準年は平成27年（2015年）。

＜出生に関する仮定＞

- ・原則として、平成27年（2015年）の全国の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）と各市区町村の子ども女性比との比をとり、その比が概ね維持されるものとして令和2年（2020年）以降、市区町村ごとに仮定。

＜死亡に関する仮定＞

- ・原則として、55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の平成22年（2010年）→平成27年（2015年）の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市区町村に対して一律に適用。60～64歳→65～69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市区町村の平成12年（2000年）→平成22年（2010年）の生残率の比から算出される生残率を市区町村別に適用。

＜移動に関する仮定＞

- ・原則として、平成22年（2010年）～平成27年（2015年）の国勢調査（実績）等に基づいて算出された移動率が、令和2年（2040年）以降継続すると仮定。
- ・なお、平成22年（2010年）～平成27年（2015年）の移動率が、平成17年（2005年）～平成22年（2010年）以前に観察された移動率から大きく乖離している地域や、平成27年（2015年）の国勢調査後の人口移動傾向が平成22年（2010年）～平成27年（2015年）の人口移動傾向から大きく乖離している地域、移動率の動きが不安定な人口規模の小さい地域では、別途仮定値を設定。

パターン2（独自推計）

- ・社人研推計をベースに、移動に関して異なる仮定を設定。

＜出生・死亡に関する仮定＞

- ・社人研推計と同様。

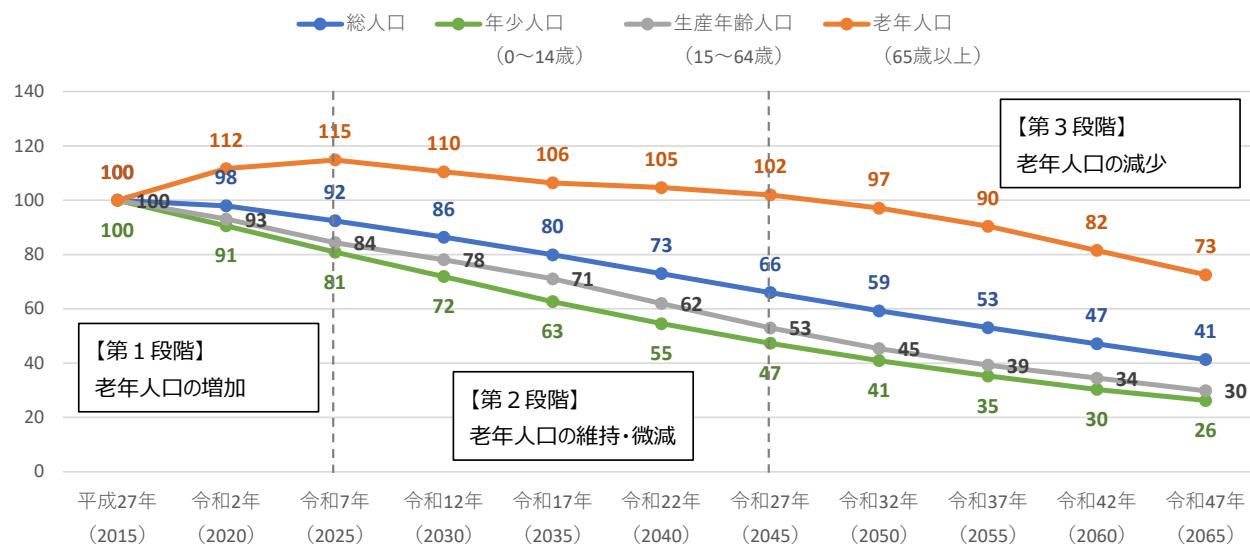
＜移動に関する仮定＞

- ・令和47年（2065年）までの人口移動が均衡したと仮定。（転入・転出数が同数となり、移動がゼロとなった場合）

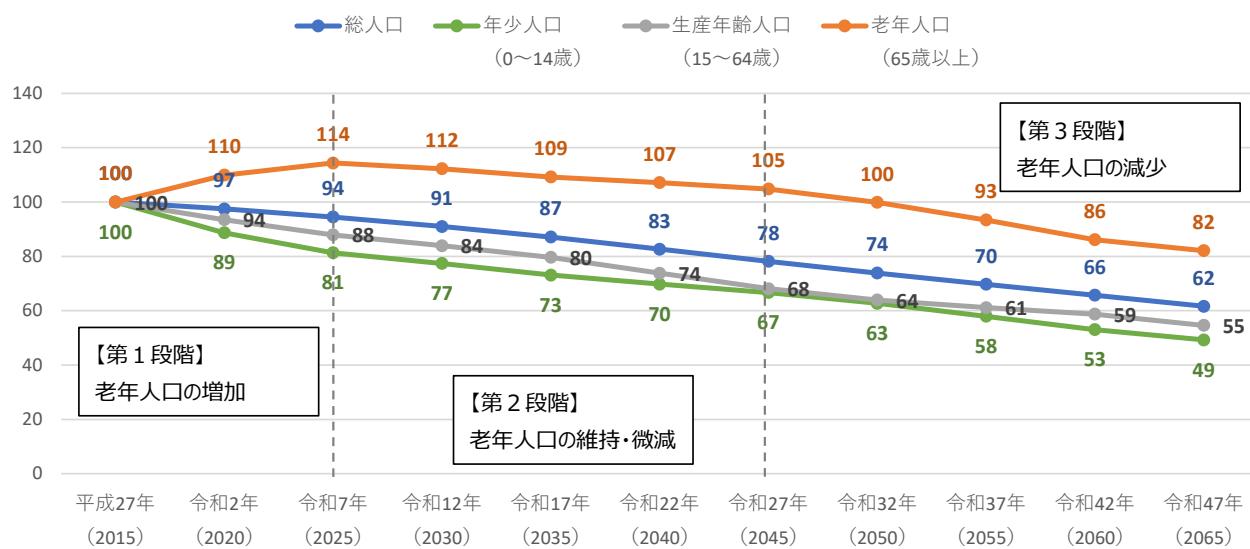
2 人口の減少段階

- 人口減少は、一般的に「第1段階：老人人口の増加（総人口の減少）」「第2段階：老人人口の維持・微減」「第3段階：老人人口の減少」の3つの段階を経て進行するとされています。
- 亘理町の傾向をパターン1のデータを活用して推計すると、令和7年（2025年）に第2段階に入り、それから20年後の令和27（2045）年には第3段階に入ると見込まれます。
- パターン2をみると、パターン1と比較して、人口減少はやや緩やかに進むといえますが、人口減少段階の移行傾向に大きな違いはみられません。すなわち、推計期間中の人口移動の均衡化は、人口減少の緩和効果はあるものの、高齢化進行の抑制効果は大きくないといえます。
- 一方、パターン1とパターン2を比較すると、年少人口、生産年齢人口に関しては、令和27（2045）年で各々47→67、53→68と大きく改善され、人口移動の均衡化は、年少人口及び生産年齢人口の減少緩和効果は一定程度期待できるといえます。

■ 亘理町の人口減少段階(パターン1)



■ 亘理町の人口減少段階(パターン2)



3 人口推計シミュレーション

① シミュレーションの方法と結果

将来人口に及ぼす自然増減（出生、死亡）・社会増減（人口移動）の影響度の分析のため、パターン1のデータを用いて以下のシミュレーションを行いました。

シミュレーション1

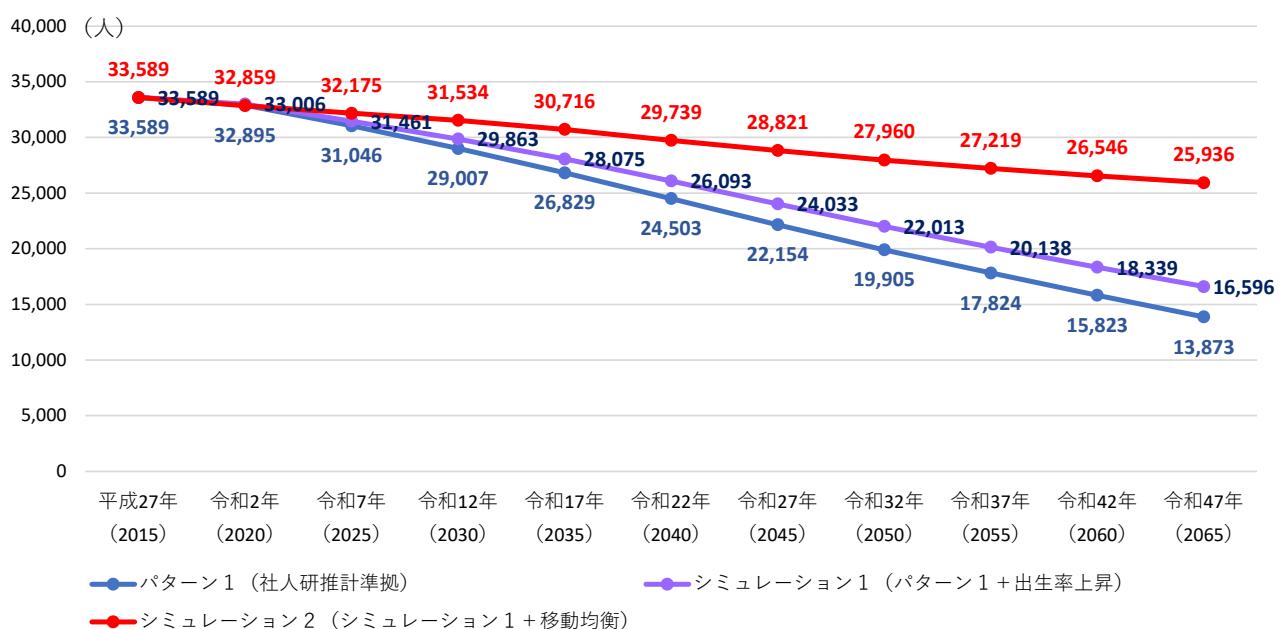
パターン1において、合計特殊出生率が令和12年（2030年）までに人口置換水準（2.1）まで上昇すると仮定

シミュレーション2

同じくパターン1において、合計特殊出生率が令和12年（2030年）までに人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡した（転入・転出数が同数となり、移動がゼロとなった場合）、すなわち、移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定

※人口置換水準とは、人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す水準のこと。社人研により算出されている。

■ 人口推計結果(パターン1とシミュレーション1・2)



※パターン1およびシミュレーション1、2については、令和27年（2045）年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、令和47年（2065年）まで推計した場合を示している

② 分析の方法

パターン1とシミュレーション1とを比較することで、将来人口に及ぼす出生の影響度（自然増減の影響度）の分析を行い、また、シミュレーション1とシミュレーション2との比較で、将来人口に及ぼす移動の影響度（社会増減の影響度）の分析を行います。

自然増減の影響度

(シミュレーション1の令和27年（2045年）の総人口／パターン1の令和27年（2045年）の総人口)の数値に応じて、以下の5段階に整理。

「1」=100%未満、「2」=100～105%、「3」=105～110%、

「4」=110～115%、「5」=115%以上の増加

※「1」=100%未満には、「パターン1（社人研推計準拠）」の将来の合計特殊出生率に換算した仮定値が、本推計で設定した「令和17年（2035年）までに2.1」を上回っている市町村が該当する。

社会増減の影響度

(シミュレーション2の令和27年（2045年）年の総人口／シミュレーション1の令和27年（2045年）年の総人口)の数値に応じて、以下の5段階に整理。

「1」=100%未満、「2」=100～110%、「3」=110～120%、

「4」=120～130%、「5」=130%以上の増加

※「1」=100%未満には、「パターン1（社人研推計準拠）」の将来の純移動率の仮定値が転入超過基調となっている市町村が該当する。

③ 分析結果

- 推計結果から、自然増減の影響度は「3（影響度 105～110%）」、社会増減の影響度は「3（影響度 110～120%）」で、自然増減・社会増減の影響度がともにやや高くなっています。

■ 自然増減、社会増減の影響度

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション1の2045年推計人口=24,033(人) パターン1の2045年推計人口=22,154(人) ⇒ 24,033／22,154=108.5%	3
社会増減の影響度	シミュレーション2の2045年推計人口=28,821(人) シミュレーション1の2045年推計人口=24,033(人) ⇒ 28,821／24,033=119.9%	3

4 年齢別人口の推計シミュレーション

① 年齢別人口増減率

- シミュレーションの結果を用い、年齢3区分別人口ごとに平成27年（2015年）と令和27年（2045年）の人口増減率を算出すると、パターン1と比較して、シミュレーション1（合計特殊出生率が令和12年（2030年）までに人口置換水準である2.1まで上昇）、シミュレーション2（シミュレーション1+人口移動が均衡）とも「0-14歳人口」の減少率が大きく改善され、シミュレーション2ではプラスになっています（下表の赤表示欄）。
- 一方、「15-64歳人口」、「65歳以上人口」はパターン1とシミュレーション1に大きな違いはみられません（下表の青表示欄）。「15-64歳人口」において改善傾向がみられるのは、シミュレーション2の場合ですが、「65歳以上人口」の増加率はやや上昇します（下表の黄表示欄）。
- すなわち、30年程度をみた場合、「合計特殊出生率の上昇」は年少人口の減少抑制に対しては効果がありますが、生産年齢人口の減少抑制や老人人口の増加抑制に対しては大きな効果はありません。年少人口の減少抑制に大きな効果を持ち、生産年齢人口の減少抑制に対して効果を持つのは「合計特殊出生率の上昇」に加えて「人口移動の均衡化」を図った場合であるといえます。

■ 推計結果ごとの年齢別人口増減率

		総人口	0-14歳人口		15-64歳人口	65歳以上人口	20-39歳女性人口
			うち0-4歳	うち5-14歳			
平成27年 (2015年)	現状値	33,589	4,224	1,193	19,974	9,391	3,406
令和27年 (2045年)	パターン1	22,154	1,999	576	10,583	9,573	1,511
	シミュレーション1	24,033	3,156	963	11,305	9,573	1,663
	シミュレーション2	28,821	4,413	1,466	14,566	9,842	2,612
	パターン2	26,267	2,817	893	13,609	9,842	2,395

		総人口	0-14歳人口		15-64歳人口	65歳以上人口	20-39歳女性人口
			うち0-4歳	うち5-14歳			
2015年 →2045年 増減率	パターン1	-34.0%	-52.7%	-51.7%	-47.0%	1.9%	-55.6%
	シミュレーション1	-28.4%	-25.3%	-19.3%	-43.4%	1.9%	-51.2%
	シミュレーション2	-14.2%	4.5%	22.9%	-27.1%	4.8%	-23.3%
	パターン2	-21.8%	-33.3%	-25.1%	-31.9%	4.8%	-29.7%

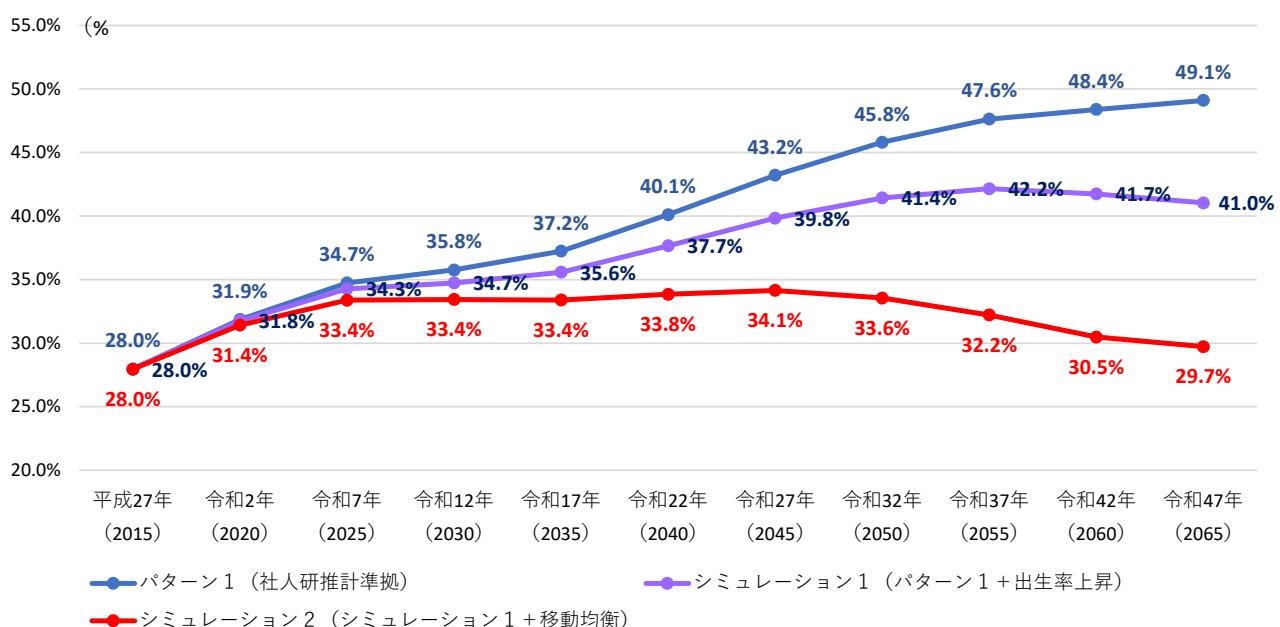
《参考》推計条件の整理

	合計特殊出生率	移動率
パターン1(社人研)	設定値	設定値
シミュレーション1	上昇	設定値
シミュレーション2	上昇	ゼロ
パターン2	設定値	ゼロ

② 老年人口比率の長期推計

- パターン1とシミュレーション1、シミュレーション2について、令和27年（2045年）時点の仮定を令和47年（2065年）まで延長して推計すると、パターン1では、令和47年（2065年）まで老年人口比率は上昇を続けます。
- 一方、シミュレーション1では、合計特殊出生率が令和12年（2030年）までに人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準である2.1）まで上昇すると仮定していることから、人口構造における高齢化がパターン1に比較して抑制され、令和37年（2055年）をピークに以降は低下します。
- また、シミュレーション2では、人口移動の均衡化（＝若年層の流出抑制）が図られているため、令和32年（2050年）以降、老年人口比率は低下します。
- 前述のとおり、「合計特殊出生率の上昇」が図られたとしても老年人口の増加を抑制する効果は少ないですが、「合計特殊出生率の上昇」は老年人口比率の上昇に関しては長期的には効果を持ちます。また、「合計特殊出生率の上昇」と「人口移動の均衡化」が同時に図られた場合、老年人口比率は34%程度以上には上昇しません。

■ 老年人口比率の長期推計



5 将来人口推計のまとめ

【総人口の分析】

2045年の人口は2015年から34%減少し、減少傾向は前回推計より拡大

- 人口推計結果 パターン1（社人研推計準拠）によると、令和27年（2045年）の人口は22,154人となり、平成27年（2015年）からの30年間の減少率は34.0%となります。また、令和27年（2045年）で前回推計値を3,000人以上下回ります。
- パターン2（人口移動が均衡した場合）では、推計人口はパターン1を大きく上回りますが、人口は一貫して減少を続けます。平成27年（2015年）からの30年間の減少率は21.8%となっており、自然減に伴い30年間で2割程度の人口減少が進むと考えられます。

【自然増減、社会増減の影響度】

出生率上昇につながる施策に加え、特に社会増をもたらす施策に取り組むことが重要

- 宜理町では、自然増減の影響度は「3（影響度105～110%）」、社会増減の影響度は「3（影響度110～120%）」となっており、自然増減・社会増減の影響度がともにやや高くなっています。
- また、自然増減の影響度に比べ、社会増減の影響度がやや高く、出生率の上昇につながる施策に加え、特に人口の社会増をもたらす施策に取り組むことが、人口減少度合いを抑える上で効果的だと考えられます。

【人口構造の分析】

「合計特殊出生率の上昇」は年少人口の減少抑制効果を持ち「合計特殊出生率の上昇」プラス「人口移動の均衡化」は年少人口の減少抑制に対する大きな効果と生産年齢人口の減少抑制効果を持つ

- 宜理町では、このままの人口推移傾向が続くと、令和7年（2025年）に人口減少の第2段階（老人人口の維持・微減）に入り、それから20年後の令和27（2045）年には第3段階（老人人口の減少）に入ると見込まれます。
- 人口の減少段階からみると、「人口移動の均衡化」は人口減少の緩和効果を持ち、年少人口、生産年齢人口の減少緩和効果は一定程度期待できるものの、高齢化進行の抑制効果は大きくありません。
- 年齢別人口増減率からみると、「合計特殊出生率の上昇」は年少人口の減少抑制効果はありますが、生産年齢人口の減少抑制や老人人口の増加抑制に対しては大きな効果はありません。年少人口の減少抑制に大きな効果を持ち、生産年齢人口の減少抑制に対しても効果を持つのは「合計特殊出生率の上昇」に加えて「人口移動の均衡化」を図った場合だといえます。

【老人人口比率の変化（長期推計）】

「合計特殊出生率の上昇」は老人人口比率の上昇に関して長期的には効果を持ち、「人口移動の均衡化」が同時に図られた場合、老人人口比率は一定以上には上昇しない

- 「合計特殊出生率の上昇」が老人人口の増加を抑制する効果は少ないですが、老人人口比率の上昇に関しては長期的には効果を持ちます。
- 「合計特殊出生率の上昇」と「人口移動の均衡化」が同時に図られた場合、老人人口比率は34%程度以上には上昇しません。

3. 人口の将来展望

以上の現状分析や推計結果及び分析などを踏まえると、亘理町の人口減少を抑制するための課題と効果は次のように整理できます。

【亘理町の人口減少を抑制するための課題と効果】

- 出生率上昇につながる施策に加え、特に社会増をもたらす施策に取り組むことが重要です。
- 出生率の回復に向けては、全国平均より低い「合計特殊出生率の上昇」が不可欠で、その「阻害要因の除去」に取り組むことが必要です。
- また、社会増をもたらすためには、若年層の転出抑制・子育て層の転入促進が課題といえます。
- 仙台や近隣都市への若年層の転出を抑制するために、製造業、情報通信、医療・福祉など、若い世代にマッチした雇用確保を進めることが重要です。
- 子育て層の転入を促進するためには、子育て環境や教育環境の向上にとどまらず、住環境や医療環境、通勤・通学環境など、亘理町の「総合的な暮らしの環境の向上」を図る必要があります。
- 「合計特殊出生率の上昇」は年少人口の減少抑制効果を持つとともに、長期的には老年人口比率の上昇に関しても効果を持ちます。
- 「人口移動の均衡化」は年少人口の減少抑制に対する大きな効果と生産年齢人口の減少抑制効果を持ち、これに「合計特殊出生率の上昇」が同時に図られた場合、老年人口比率は一定以上には上昇しません。

1 基本的視点

町内に住む若者や一旦町を離れた若者、あるいは亘理町に縁のない方々までもが亘理町を知り、亘理町に魅力を感じ、亘理町に「住みたい、住み続けたい」と思うこと、それが人口減少の流れにストップをかける基本的な考え方です。

亘理町に「住みたい、住み続けたい」との思いを実現させるため、上記の「亘理町の人口減少を抑制するための課題と効果」を踏まえ、次の基本的視点に立って、人口の将来を展望します。

【基本的視点】

① 町外へ若者が流出している「流出の人の流れ」を変える

人口減少の最大の要因は若年層の流出で、このまま推移すれば、今後も相当規模の若者の流出が見込まれます。少子化対策の視点からも若者の「流出の人の流れ」を変えていきます。

② Uターン・Jターン・Iターンなどを促進し、壮年層の「流入の人の流れ」を拡大する

30～50歳代の壮年層はこれまで転入が転出を上回る傾向でしたが、今後はUターン・Jターン・Iターンなどの移住促進により、「流入の人の流れ」「多様な人材の活動の場」を拡大していきます。

③ 若者のニーズにあった雇用の確保や新しい働き方に対応した労働環境の整備に努める⁶

15～29歳の就業者割合が高い、製造業、情報通信業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉等を中心に雇用の確保と企業の力の向上に努めるとともに、遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワーク）の促進を図るなど、亘理町に安心して住み、働く環境を整備していきます。

④ 人が集う「交流機会」を拡充する

移住を促進するには亘理町を知り、亘理町を訪ね、亘理町に滞在し、まちの文化や人々の暮らしに接することが重要になります。亘理町で集い、過ごす「交流機会」の拡充を図ります。

⑤ 出生率向上のため、「阻害要因の除去」に取り組む

結婚・出産は「個人の自由が最優先」を前提とした上で、出生率向上のため、亘理町に住み、結婚をし、子どもを産み育てたい人の希望を「阻害する要因の除去」を進めます。

⑥ 定住・移住を促す「総合的な暮らしの環境の向上」に取り組む

住環境や雇用環境、子育て環境や教育環境、医療環境、通勤・通学環境など、亘理町の「総合的な暮らしの環境の向上」による、亘理町の魅力向上を図る施策を積極的に展開します。

⑦ 長期的・総合的な視点から「有効な施策を迅速に」実施する

総花的になりがちな施策推進を改め、「選択と集中」の考え方を徹底し、長期的・総合的な視点から「有効な施策を迅速に」重点的に実施します。

⁶ 国の「総合戦略」における基本目標①～④及び横断的な目標①②の内容や、コロナ禍における「新しい生活様式」の進展等を踏まえ、新たに項目を追加。

2 将来人口の目標

以上の基本的視点に立って施策を推進することにより、次の将来人口の目標達成を目指します。

○短期的目標：令和7年（2025年）

人口流入の動きを促しながら、「交流・定住促進事業」を積極的に推進し、人口減少を最小限に抑えることを目指します。

○中期的目標：令和12年（2030年）

短期期間に展開する「交流・定住促進事業」を開花させ、人口減少の底打ちを目指します。

○長期的目標：令和47年（2065年）

人口30,000人規模の維持及び人口構造の若返りを目指します。

3 将来人口展望のための前提条件

① 合計特殊出生率

- 国の長期ビジョン（「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』」）における合計特殊出生率の仮定に基づき、令和12年（2030年）に1.8程度（国民希望出生率）、令和22年（2040年）に人口置換水準の2.07を達成すると仮定⁷します。

7 社人研「第15回 出生動向基本調査（平成27年（2015年））」によると（下表）、理想の子ども数等の数値において、東北ブロックと全国に大きな違いはない。ただし、合計特殊出生率（平成30年）においては全国1.42に対して宮城県は1.30と全国を下回っており、理想の子ども数実現に向けて「阻害要因の除去」に努めることが重要と考えられる。

■希望・予定・理想子ども数等

	平均希望子ども数（注1）		完結 出生児数（注2）	平均予定 子ども数（注3）	平均理想 子ども数（注4）
	男性	女性			
全国	1.91	2.02	1.94	2.01	2.32
東北ブロック	1.97	1.96	1.81	1.91	2.35

注1：対象は18～34歳の未婚者。平均希望子ども数は不詳を除き、5人以上を5として算出。

注2：対象は妻の年齢が50歳未満で結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦。結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数を完結出生児数とみなし、不詳を除き、出生子ども数8人以上を8として算出。

注3：対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。平均予定子ども数は不詳を除き、予定子ども数8人以上を8として算出。

注4：対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。平均理想子ども数は不詳を除き、理想子ども数8人以上を8として算出。

② 純移動率

- 平成 12 年（2000 年）からの年齢 5 歳階級別純移動率が概ねプラス（特に男性において）となっている「25—29 歳」の年齢層以上の各層については、その純移動率がプラスで推移するものと仮定します。ただし、「75—79 歳」「80—84 歳」「85 歳以上」の後期高齢者にあたる年齢層については基本的に移動が起こらない（純移動率 0）と仮定します。
- 同じく、平成 12 年（2000 年）からの年齢 5 歳階級別純移動率がマイナスとなっている「10—14 歳」「15—19 歳」「20—24 歳」の各年齢層については、マイナス幅を縮小していくものと仮定します。
- 「0—4 歳」「5—9 歳」の各年齢層については、親の年齢層である「30—34 歳」「35—39 歳」の各年齢層（男性）と同じ純移動率で推移するものと仮定します。
- 以上を基本的な考え方として、次ページ以降の 3 つのケースで人口の推移を将来展望します。

＜参考：社人研推計の純移動率（ワークシートより）＞

純移動率・男

	→2020年	→2025年	→2030年	→2035年	→2040年	→2045年	→2050年	→2055年	→2060年	→2065年
0～4歳→5～9歳	0.05222	0.01555	0.01302	0.00801	0.00226	-0.00387	-0.00387	-0.00387	-0.00387	-0.00387
5～9歳→10～14歳	0.00427	0.00981	0.00838	0.00695	0.00429	0.00130	0.00130	0.00130	0.00130	0.00130
10～4歳→15～19歳	-0.03235	-0.06415	-0.06601	-0.06743	-0.06896	-0.07124	-0.07124	-0.07124	-0.07124	-0.07124
15～19歳→20～24歳	-0.16851	-0.22633	-0.22798	-0.23024	-0.23193	-0.23385	-0.23385	-0.23385	-0.23385	-0.23385
20～24歳→25～29歳	-0.01502	-0.05018	-0.05911	-0.06937	-0.07401	-0.07744	-0.07744	-0.07744	-0.07744	-0.07744
25～29歳→30～34歳	0.00725	-0.02533	-0.04554	-0.05464	-0.06515	-0.06969	-0.06969	-0.06969	-0.06969	-0.06969
30～34歳→35～39歳	0.03406	0.02140	0.01351	-0.00521	-0.01374	-0.02322	-0.02322	-0.02322	-0.02322	-0.02322
35～39歳→40～44歳	0.04585	0.02577	0.03378	0.03775	0.02323	0.01668	0.01668	0.01668	0.01668	0.01668
40～44歳→45～49歳	0.05783	0.02323	0.02854	0.03494	0.04380	0.02960	0.02960	0.02960	0.02960	0.02960
45～49歳→50～54歳	0.03035	0.00144	-0.00743	-0.00395	0.00034	0.00579	0.00579	0.00579	0.00579	0.00579
50～54歳→55～59歳	-0.01448	0.00240	0.00125	0.00372	0.00342	0.00369	0.00369	0.00369	0.00369	0.00369
55～59歳→60～64歳	0.03507	0.01008	0.00429	0.00261	0.00492	0.00502	0.00502	0.00502	0.00502	0.00502
60～64歳→65～69歳	0.02760	0.01107	0.01113	0.00621	0.00476	0.00695	0.00695	0.00695	0.00695	0.00695
65～69歳→70～74歳	0.01909	-0.00555	-0.00455	-0.00058	-0.00474	-0.00604	-0.00604	-0.00604	-0.00604	-0.00604
70～74歳→75～79歳	-0.00488	-0.00848	-0.00926	-0.00809	-0.00520	-0.00880	-0.00880	-0.00880	-0.00880	-0.00880
75～79歳→80～84歳	-0.01057	-0.03633	-0.03330	-0.03681	-0.03496	-0.03171	-0.03171	-0.03171	-0.03171	-0.03171
80～84歳→85～89歳	0.02625	-0.00441	-0.01058	0.00139	-0.00021	0.00309	0.00309	0.00309	0.00309	0.00309
85歳以上→90歳以上	-0.02101	-0.03585	-0.04412	-0.04805	-0.03894	-0.05588	-0.05588	-0.05588	-0.05588	-0.05588

純移動率・女

	→2020年	→2025年	→2030年	→2035年	→2040年	→2045年	→2050年	→2055年	→2060年	→2065年
0～4歳→5～9歳	0.05955	0.02071	0.01818	0.01317	0.00738	0.00121	0.00121	0.00121	0.00121	0.00121
5～9歳→10～14歳	0.05298	0.02160	0.02024	0.01850	0.01529	0.01168	0.01168	0.01168	0.01168	0.01168
10～4歳→15～19歳	-0.02449	-0.03078	-0.03336	-0.03490	-0.03690	-0.03985	-0.03985	-0.03985	-0.03985	-0.03985
15～19歳→20～24歳	-0.10546	-0.18599	-0.19258	-0.19564	-0.19746	-0.19989	-0.19989	-0.19989	-0.19989	-0.19989
20～24歳→25～29歳	-0.13091	-0.16261	-0.16912	-0.18110	-0.18663	-0.18956	-0.18956	-0.18956	-0.18956	-0.18956
25～29歳→30～34歳	-0.03745	-0.06970	-0.08503	-0.09242	-0.10526	-0.11061	-0.11061	-0.11061	-0.11061	-0.11061
30～34歳→35～39歳	0.02519	-0.01723	-0.02614	-0.03713	-0.04240	-0.05116	-0.05116	-0.05116	-0.05116	-0.05116
35～39歳→40～44歳	-0.00284	-0.01887	-0.00978	-0.01626	-0.02398	-0.02768	-0.02768	-0.02768	-0.02768	-0.02768
40～44歳→45～49歳	0.05040	0.01070	0.01306	0.02345	0.01761	0.01080	0.01080	0.01080	0.01080	0.01080
45～49歳→50～54歳	0.00063	-0.02160	-0.02119	-0.02009	-0.01987	-0.02242	-0.02242	-0.02242	-0.02242	-0.02242
50～54歳→55～59歳	-0.00634	-0.00190	-0.00319	-0.00101	-0.00094	-0.00132	-0.00132	-0.00132	-0.00132	-0.00132
55～59歳→60～64歳	0.02462	-0.01344	-0.01805	-0.01941	-0.01714	-0.01681	-0.01681	-0.01681	-0.01681	-0.01681
60～64歳→65～69歳	0.03410	-0.00789	-0.00855	-0.01257	-0.01371	-0.01180	-0.01180	-0.01180	-0.01180	-0.01180
65～69歳→70～74歳	0.01024	-0.01293	-0.01279	-0.00543	-0.01097	-0.01239	-0.01239	-0.01239	-0.01239	-0.01239
70～74歳→75～79歳	-0.01031	-0.04180	-0.04071	-0.04046	-0.03604	-0.03977	-0.03977	-0.03977	-0.03977	-0.03977
75～79歳→80～84歳	-0.01893	-0.03722	-0.03356	-0.03294	-0.03233	-0.03413	-0.03413	-0.03413	-0.03413	-0.03413
80～84歳→85～89歳	0.01071	-0.01079	-0.01922	-0.01249	-0.00844	-0.00709	-0.00709	-0.00709	-0.00709	-0.00709
85歳以上→90歳以上	0.05455	0.03668	0.02276	0.01472	0.02255	0.00628	0.00628	0.00628	0.00628	0.00628

■ケース①：2045年に人口移動が均衡化するように社会減の幅を縮小していくケース

- 期首年齢「10－14歳」「15－19歳」「20－24歳」の各年齢層（表中青色着色部）については、令和27年（2045年）までに人口移動が均衡化するようにマイナス幅を縮小していくものの（表中赤太字）と仮定（以降は均衡化）。
- 期首年齢「25－29歳」以上の各年齢層（表中黄色着色部）は、平成27（2015）年の純移動率から設定した令和2年（2020年）の純移動率（表中青太字）が令和47年（2065年）まで継続すると仮定。ただし、「75－79歳」以上の各年齢層の純移動率は0。
- 期首年齢「0－4歳」「5－9歳」の各年齢層（表中赤色着色部）については、親の年齢層である「30－34歳」「35－39歳」の各年齢層（男性）と同じ純移動率（表中青太字）で推移するものと仮定。

【男】	実績値						設定値						
	2000→ 2005	2005→ 2010	2010→ 2015	2015→ 2020	2020→ 2025	2025→ 2030	2030→ 2035	2035→ 2040	2040→ 2045	2045→ 2050	2050→ 2055	2055→ 2060	2060→ 2065
0～4歳→5～9歳	0.134	0.096	0.034	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
5～9歳→10～14歳	0.049	0.044	0.023	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
10～14歳→15～19歳	-0.050	-0.064	-0.045	-0.050	-0.040	-0.030	-0.020	-0.010	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
15～19歳→20～24歳	-0.190	-0.241	-0.218	-0.200	-0.160	-0.120	-0.080	-0.040	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
20～24歳→25～29歳	-0.046	-0.034	-0.037	-0.050	-0.040	-0.030	-0.020	-0.010	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
25～29歳→30～34歳	0.060	0.030	-0.023	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
30～34歳→35～39歳	0.078	0.058	0.020	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
35～39歳→40～44歳	0.044	0.046	0.036	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
40～44歳→45～49歳	0.033	-0.005	0.043	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
45～49歳→50～54歳	0.017	-0.006	0.019	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
50～54歳→55～59歳	0.022	0.012	0.023	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
55～59歳→60～64歳	0.060	0.058	0.026	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
60～64歳→65～69歳	0.034	0.024	0.017	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
65～69歳→70～74歳	-0.007	0.020	-0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
70～74歳→75～79歳	-0.008	0.018	-0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
75～79歳→80～84歳	-0.007	0.017	-0.027	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
80～84歳→85～89歳	-0.054	-0.019	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
85歳以上→90歳以上	0.002	0.020	-0.065	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

【女】	実績値						設定値						
	2000→ 2005	2005→ 2010	2010→ 2015	2015→ 2020	2020→ 2025	2025→ 2030	2030→ 2035	2035→ 2040	2040→ 2045	2045→ 2050	2050→ 2055	2055→ 2060	2060→ 2065
0～4歳→5～9歳	0.160	0.149	0.035	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
5～9歳→10～14歳	0.087	0.014	0.036	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
10～14歳→15～19歳	-0.023	-0.084	-0.011	-0.050	-0.040	-0.030	-0.020	-0.010	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
15～19歳→20～24歳	-0.163	-0.184	-0.180	-0.200	-0.160	-0.120	-0.080	-0.040	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
20～24歳→25～29歳	-0.037	-0.096	-0.143	-0.150	-0.120	-0.090	-0.060	-0.030	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
25～29歳→30～34歳	0.021	-0.004	-0.049	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
30～34歳→35～39歳	0.071	0.052	-0.012	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
35～39歳→40～44歳	0.051	0.026	-0.012	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
40～44歳→45～49歳	0.041	0.003	0.023	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
45～49歳→50～54歳	0.018	-0.015	-0.014	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
50～54歳→55～59歳	0.028	0.026	0.013	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
55～59歳→60～64歳	0.040	0.028	-0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
60～64歳→65～69歳	0.010	0.004	-0.007	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
65～69歳→70～74歳	0.015	-0.002	-0.007	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
70～74歳→75～79歳	0.000	0.016	-0.031	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
75～79歳→80～84歳	0.017	-0.037	-0.024	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
80～84歳→85～89歳	0.028	0.025	0.009	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
85歳以上→90歳以上	-0.033	0.050	0.059	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

■ケース②：ケース①+結婚～子育て層の転入を促進していくケース

- 期首年齢「25～29歳」「30～34歳」「35～39歳」「40～44歳」「45～49歳」の各年齢層（結婚～子育て層：表中緑色着色部）については転入を促進するものとし、平成27（2015）年の純移動率から設定した令和2年（2020年）の純移動率に5年ごと1ポイントを加算した純移動率（表中青太字）で令和27年（2045年）まで推移し、その後はその値で令和47年（2065年）まで推移していくものと仮定（男女とも同値）。
- その他の年齢層についてはケース①と同様で、期首年齢「0～4歳」「5～9歳」の各年齢層（表中赤色着色部）については、親の年齢層である「30～34歳」「35～39歳」の各年齢層（男性）と同じ純移動率（表中青太字）で推移するものと仮定。

【男】	実績値				設定値									
	2000→ 2005	2005→ 2010	2010→ 2015	2015→ 2020	2020→ 2025	2025→ 2030	2030→ 2035	2035→ 2040	2040→ 2045	2045→ 2050	2050→ 2055	2055→ 2060	2060→ 2065	
0～4歳→5～9歳	0.134	0.096	0.034	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
5～9歳→10～14歳	0.049	0.044	0.023	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
10～14歳→15～19歳	-0.050	-0.064	-0.045	-0.050	-0.040	-0.030	-0.020	-0.010	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
15～19歳→20～24歳	-0.190	-0.241	-0.218	-0.200	-0.160	-0.120	-0.080	-0.040	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
20～24歳→25～29歳	-0.046	-0.034	-0.037	-0.050	-0.040	-0.030	-0.020	-0.010	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
25～29歳→30～34歳	0.060	0.030	-0.023	0.000	0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050
30～34歳→35～39歳	0.078	0.058	0.020	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
35～39歳→40～44歳	0.044	0.046	0.036	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
40～44歳→45～49歳	0.033	-0.005	0.043	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
45～49歳→50～54歳	0.017	-0.006	0.019	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
50～54歳→55～59歳	0.022	0.012	0.023	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
55～59歳→60～64歳	0.060	0.058	0.026	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
60～64歳→65～69歳	0.034	0.024	0.017	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
65～69歳→70～74歳	-0.007	0.020	-0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
70～74歳→75～79歳	-0.008	0.018	-0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
75～79歳→80～84歳	-0.007	0.017	-0.027	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
80～84歳→85～89歳	-0.054	-0.019	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
85歳以上→90歳以上	0.002	0.020	-0.065	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

【女】	実績値				設定値									
	2000→ 2005	2005→ 2010	2010→ 2015	2015→ 2020	2020→ 2025	2025→ 2030	2030→ 2035	2035→ 2040	2040→ 2045	2045→ 2050	2050→ 2055	2055→ 2060	2060→ 2065	
0～4歳→5～9歳	0.160	0.149	0.035	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
5～9歳→10～14歳	0.087	0.014	0.036	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
10～14歳→15～19歳	-0.023	-0.084	-0.011	-0.050	-0.040	-0.030	-0.020	-0.010	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
15～19歳→20～24歳	-0.163	-0.184	-0.180	-0.200	-0.160	-0.120	-0.080	-0.040	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
20～24歳→25～29歳	-0.037	-0.096	-0.143	-0.150	-0.120	-0.090	-0.060	-0.030	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
25～29歳→30～34歳	0.021	-0.004	-0.049	0.000	0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050
30～34歳→35～39歳	0.071	0.052	-0.012	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
35～39歳→40～44歳	0.051	0.026	-0.012	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
40～44歳→45～49歳	0.041	0.003	0.023	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
45～49歳→50～54歳	0.018	-0.015	-0.014	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
50～54歳→55～59歳	0.028	0.026	0.013	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
55～59歳→60～64歳	0.040	0.028	-0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
60～64歳→65～69歳	0.010	0.004	-0.007	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
65～69歳→70～74歳	0.015	-0.002	-0.007	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
70～74歳→75～79歳	0.000	0.016	-0.031	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
75～79歳→80～84歳	0.017	-0.037	-0.024	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
80～84歳→85～89歳	0.028	0.025	0.009	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
85歳以上→90歳以上	-0.033	0.050	0.059	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

■ケース③：ケース②+2035年に人口移動が均衡化するように社会減の幅を縮小していくケース

- 人口移動の均衡化を強力に推し進め、期首年齢「10－14歳」「15－19歳」「20－24歳」の各年齢層（表中青色着色部）については、令和17年（2035年）までに人口移動が均衡化するようにマイナス幅を縮小していくもの（表中赤太字）と仮定（以降は均衡化）。
- その他の年齢層についてはケース②と同様。

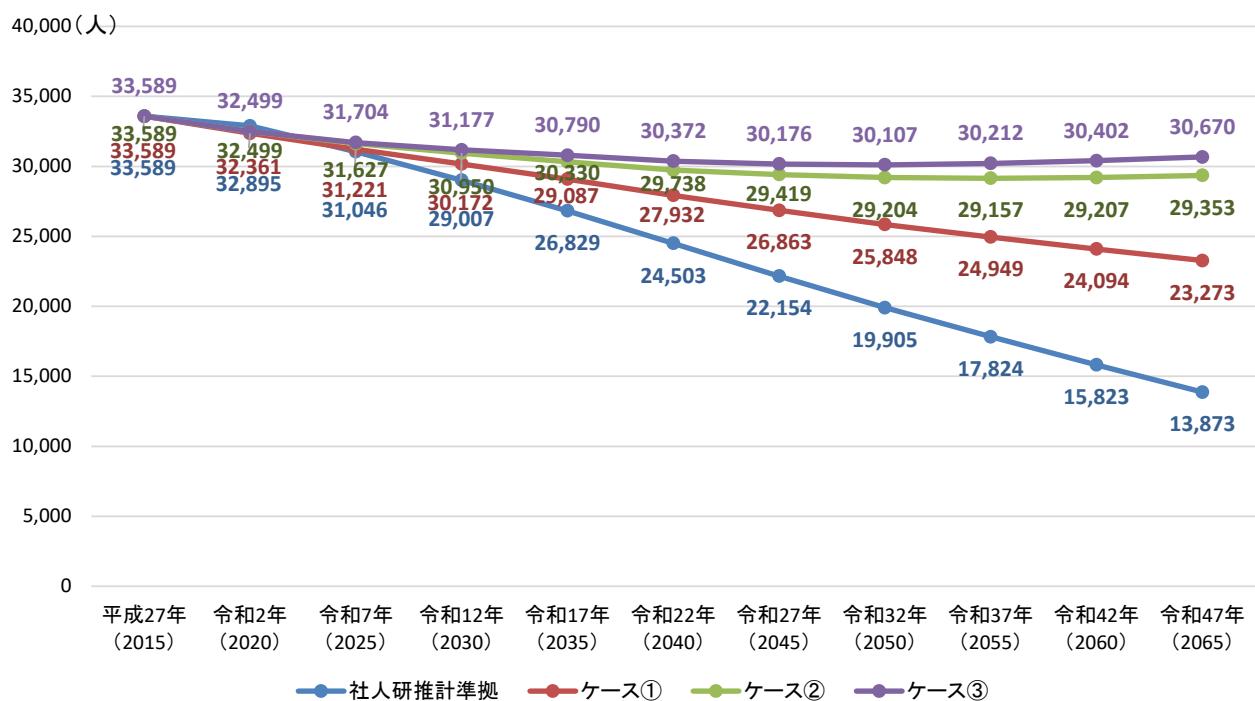
【男】	実績値						設定値						
	2000→ 2005	2005→ 2010	2010→ 2015	2015→ 2020	2020→ 2025	2025→ 2030	2030→ 2035	2035→ 2040	2040→ 2045	2045→ 2050	2050→ 2055	2055→ 2060	2060→ 2065
0～4歳→5～9歳	0.134	0.096	0.034	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
5～9歳→10～14歳	0.049	0.044	0.023	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
10～14歳→15～19歳	-0.050	-0.064	-0.045	-0.050	-0.033	-0.017	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
15～19歳→20～24歳	-0.190	-0.241	-0.218	-0.200	-0.133	-0.067	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
20～24歳→25～29歳	-0.046	-0.034	-0.037	-0.050	-0.033	-0.017	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
25～29歳→30～34歳	0.060	0.030	-0.023	0.000	0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050
30～34歳→35～39歳	0.078	0.058	0.020	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
35～39歳→40～44歳	0.044	0.046	0.036	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
40～44歳→45～49歳	0.033	-0.005	0.043	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
45～49歳→50～54歳	0.017	-0.006	0.019	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
50～54歳→55～59歳	0.022	0.012	0.023	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
55～59歳→60～64歳	0.060	0.058	0.026	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
60～64歳→65～69歳	0.034	0.024	0.017	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
65～69歳→70～74歳	-0.007	0.020	-0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
70～74歳→75～79歳	-0.008	0.018	-0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
75～79歳→80～84歳	-0.007	0.017	-0.027	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
80～84歳→85～89歳	-0.054	-0.019	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
85歳以上→90歳以上	0.002	0.020	-0.065	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

【女】	実績値						設定値						
	2000→ 2005	2005→ 2010	2010→ 2015	2015→ 2020	2020→ 2025	2025→ 2030	2030→ 2035	2035→ 2040	2040→ 2045	2045→ 2050	2050→ 2055	2055→ 2060	2060→ 2065
0～4歳→5～9歳	0.160	0.149	0.035	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
5～9歳→10～14歳	0.087	0.014	0.036	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
10～14歳→15～19歳	-0.023	-0.084	-0.011	-0.050	-0.033	-0.017	0.000	0.000	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
15～19歳→20～24歳	-0.163	-0.184	-0.180	-0.200	-0.133	-0.067	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
20～24歳→25～29歳	-0.037	-0.096	-0.143	-0.150	-0.100	-0.050	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
25～29歳→30～34歳	0.021	-0.004	-0.049	0.000	0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050
30～34歳→35～39歳	0.071	0.052	-0.012	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
35～39歳→40～44歳	0.051	0.026	-0.012	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
40～44歳→45～49歳	0.041	0.003	0.023	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
45～49歳→50～54歳	0.018	-0.015	-0.014	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
50～54歳→55～59歳	0.028	0.026	0.013	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
55～59歳→60～64歳	0.040	0.028	-0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
60～64歳→65～69歳	0.010	0.004	-0.007	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
65～69歳→70～74歳	0.015	-0.002	-0.007	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
70～74歳→75～79歳	0.000	0.016	-0.031	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
75～79歳→80～84歳	0.017	-0.037	-0.024	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
80～84歳→85～89歳	0.028	0.025	0.009	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
85歳以上→90歳以上	-0.033	0.050	0.059	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

4 亘理町人口の長期的見通し

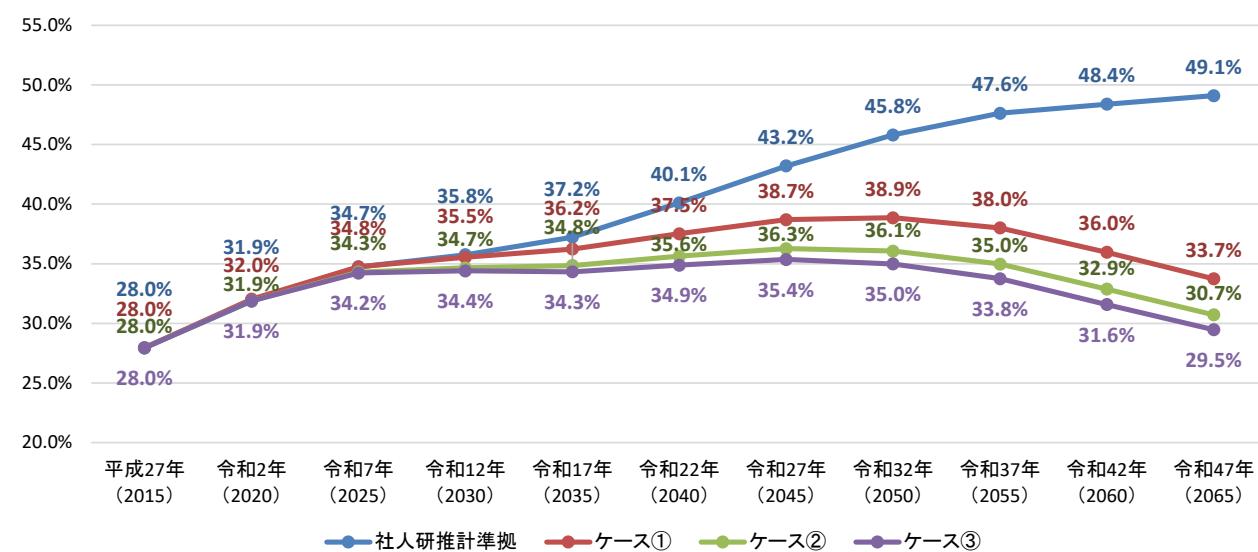
- 合計特殊出生率と純移動率を改善することにより、人口は、ケース①において、2030年で30,172人、2065年で23,273人、ケース②においては2030年で30,950人、2065年で29,353人、ケース③においては2030年で31,177人、2065年で30,670人と見込まれ、社人研推計準拠と比較して、2065年で各々①9,400人、②15,480人、③16,797人増加します。
- 社人研推計準拠によると、亘理町の老人人口比率は、2065年には49.1%まで上昇する見通しですが、「交流・定住促進事業」の展開による効果が着実に反映され、合計特殊出生率と純移動率が改善されれば、ケース①では、2050年の38.9%をピークに、2065年には33.7%まで低下し、ケース②、ケース③では、2045年の36.3%、35.4%をピークに、2065年には約30%まで低下すると見込まれます。
- 年少人口比率については、社人研推計準拠では2065年まで一貫して低下するのに対し、ケース①、ケース②、ケース③とも2025年の約11%を底に上昇に転じ、2065年には15~16%に回復します。
- 生産年齢人口比率についても、社人研推計準拠では2065年まで一貫して低下しますが、ケース①、ケース②、ケース③とも2050年を底に上昇に転じ、2065年には50%を超えます。また、ケース①に比較して、ケース②、ケース③の回復のペースが速くなっています。
- 全般的に、ケース②（結婚～子育て層の転入を促進していくケース）とケース③（人口移動の均衡化を強力に推し進めるケース）に大きな違いはなく、「10～14歳」「15～19歳」「20～24歳」の人口移動が均衡化するようにマイナス幅を縮小していくこと（ケース①）に加え、結婚～子育て層の転入を促進していくことが効果的といえます。

■ 亘理町人口の長期的見通し

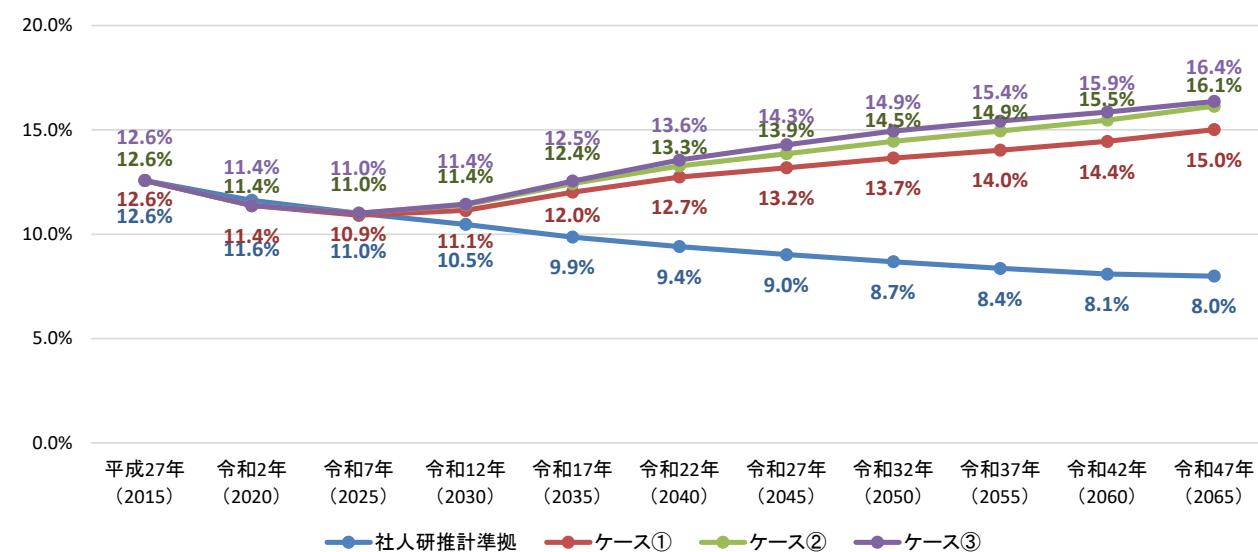


■ 年齢3区分別人口の長期的見通し

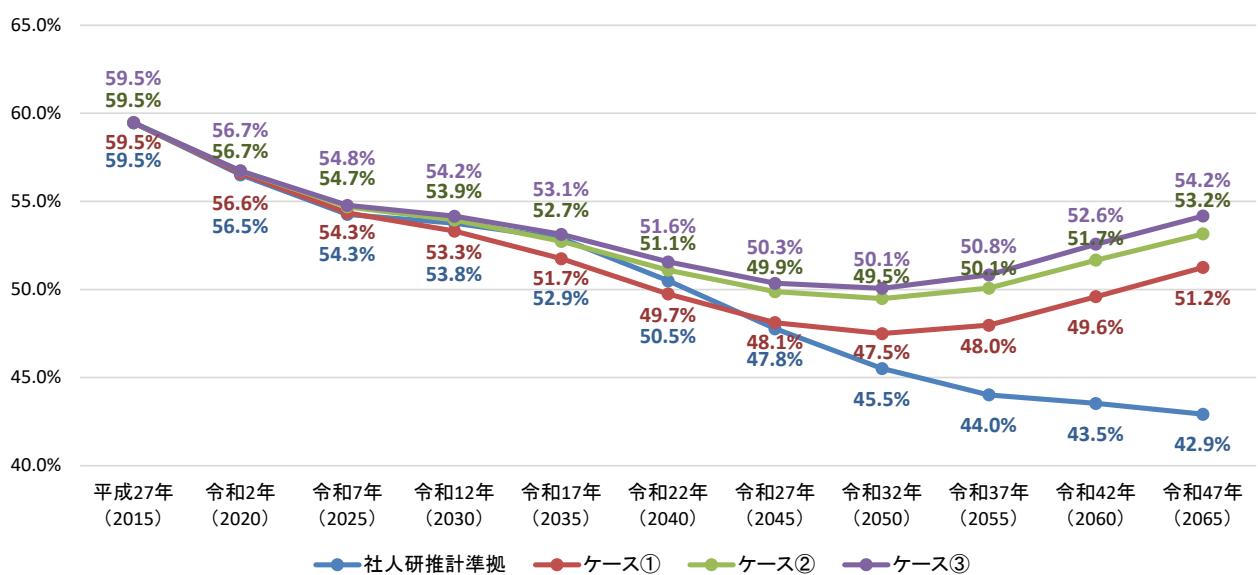
老人人口比率



年少人口比率



生産年齢比率



2 亘理町総合発展計画審議会条例

○亘理町総合発展計画審議会条例

昭和 50 年 7 月 15 日

条例第 31 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、亘理町総合発展計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて亘理町長期総合発展計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関及び各種団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失った場合は委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第33号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日条例第7号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3 亘理町総合発展計画審議会委員名簿

(◎：会長、○：副会長)

No.	役職等	氏名
1	尚絅学院大学 総合人間科学系 特任教授	◎見上 一幸
2	亘理町教育委員会委員教育長職務代行者	佐藤 正行
3	亘理山元商工会長	門澤 俊夫
4	みやぎ亘理農業協同組合代表理事組合長	村山 裕一
5	宮城県漁業協同組合仙南支所亘理運営委員長	菊地 幹彦
6	前子ども・子育て支援審議会長	志賀 力
7	亘理町区長会長	高野 治夫
8	吉田西部地区まちづくり協議会長	○鈴木 達朗
9	亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会委員	佐藤 徳美
10	尚絅学院大学 学生	湯村 綾佳
11	尚絅学院大学 学生	武田 寧々

順不同、敬称略

4 後期基本計画策定経緯

日付	項目	内容
令和2年 3月16日 ～3月31日	・住民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の住民2,000人を無作為抽出 ・郵送配布、郵送回収 ・回収数：842通（42.1%） ・定住意向、生活環境の満足度・重要度、町の将来像、地方創生事業の認知度と今後の展開等
3月下旬 ～5月中旬	・前期基本計画の施策実施状況調査票について、各課へ配布・回収	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：前期基本計画に位置づけられたすべての施策（395施策） ・調査票に基づき担当職員が回答 ・実施状況、後期基本計画への位置づけ等
5月28日、 5月29日、 6月2日	・各課ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・回収した施策実施状況調査票をもとに各課の担当者へ個別ヒアリング
7月2日	・第1回 第5次亘理町総合発展計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員11名中、10名出席 ・会長・副会長の選出 ・第5次亘理町総合発展計画後期基本計画にかかる諮問 ・計画の構成、町の現状、住民アンケート調査結果、KPI計測結果等について
10月9日	・第2回 第5次亘理町総合発展計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員11名中、10名出席 ・後期基本計画（案）について ・第2期総合戦略（案）について
11月2日 ～11月16日	・パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧場所：亘理町企画課および町ホームページ ・提出方法：持参・郵送・ファックス・メール ・応募者数：計5人（持参2人、郵送1人、メール等2人）
11月4日	・計画概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・吉田東部地区まちづくり協議会役員会 ・出席者：30人
11月5日	・計画概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・吉田西部地区まちづくり協議会役員会 ・出席者：8人
11月11日	・計画概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・吉田地区区長会 ・出席者：19人
11月16日	・計画概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・亘理地区区長会 ・出席者：40人
11月25日	・計画概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・逢隈地区区長会 ・出席者：20人
11月25日	・計画概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・亘理地区まちづくり協議会役員会 ・出席者：20人
11月26日	・計画概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区まちづくり協議会役員会 ・出席者：25人
11月27日	・計画概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・わたり創生会 ・出席者：14人
12月1日	・計画概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・荒浜塾 ・出席者：13人
12月17日	・第3回 第5次亘理町総合発展計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員11名中、10名出席 ・後期基本計画（案）について ・亘理町国土強靭化地域計画（案）について
12月17日	・審議会より第5次亘理町総合発展計画後期基本計画にかかる答申	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の見上会長が山田町長へ答申

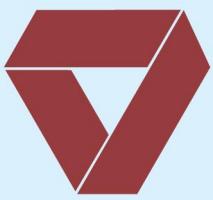
日付	項目	内容
2月18日	・亘理町議会総務常任委員会	・第5次亘理町総合発展計画後期基本計画にかかる説明
2月25日	・亘理町議会全員協議会	・第5次亘理町総合発展計画後期基本計画にかかる説明
3月18日	・亘理町議会3月定例会	・計画の議決

第5次亘理町総合発展計画 後期基本計画

令和3年3月 策定
令和3年4月 発行

〒989-2393 宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地
代表電話 0223-34-1111

企画・編集・印刷 亘理町役場 企画課



わたりちょう